

令和7年度 包括外部監査結果報告書

テーマ

富山市こども家庭部が主に所管する子ども・子育て
支援施策に関する財務事務の執行について

令和8年3月
富山市包括外部監査人
橋本 理華

内容

第1章：包括外部監査の概要	5
1. 外部監査の種類	6
2. 選定した特定の事件	6
3. 特定の事件を選定した理由	6
4. 外部監査の対象部署	6
5. 外部監査の対象期間	7
6. 外部監査の実施期間	7
7. 外部監査の方法	7
(1) 主な監査要点	7
(2) 主な監査手続	7
8. 包括外部監査人及び補助者	7
9. 利害関係	7
10. 語句の説明	7
11. その他	8
第2章：富山市の現状及び子ども・子育て支援体制	9
1. 子ども・子育て支援新制度	10
2. 富山市の子ども・子育てを取り巻く環境	11
(1) 人口動態と子どもの状況等	11
(2) 保育事業に関連する子ども及び保護者の状況等	12
3. 富山市の子ども・子育て支援体制	13
(1) こども家庭部の組織及び分掌事務	13
(2) 保育施設等の状況	15
(3) 保育施設に関連する富山市の地理的・産業面の状況考察	21
第3章：監査結果の要約	23
1. 監査対象事業の選定及び監査手続	24
(1) 監査対象事業の選定	24
(2) 監査手続	26
2. 発見事項の一覧	27
3. 発見事項の要約（各指摘事項及び意見に共通する事項）	29
第4章：第2期富山市子ども・子育て支援事業計画	37
1. 第2期計画の概要	38
(1) 富山市独自の保育関係の施策の概要	39
(2) 第3期計画の概要及び第2期計画との主な変更点	40

2. 計画の評価と進捗管理	42
(1) 計画の策定 (Plan)	42
(2) 実施 (Do)、評価 (Check)	43
(3) 改善 (Action)	44
3. 監査手続の結果並びに指摘事項及び意見	44
第5章：各所管課における監査結果	46
1. こども支援課	47
(1) 市立保育所等の民営化	47
(2) 地域児童健全育成事業費 (運営事業費)	55
(3) 放課後児童健全育成事業費 (運営事業費)	64
(4) 放課後児童健全育成事業費 (施設整備事業費)	69
(5) 市立保育所の統廃合等	72
(6) 市立保育所等管理運営費	73
(7) 保育所施設整備事業費	76
(8) 保育所建設事業費	83
(9) 児童館運営事業費	85
(10) 児童館施設整備事業費	89
(11) 子育て支援センター事業	91
(12) 所管課における監査結果のサマリー	97
2. こども保育課	98
(1) 保育の必要性認定と受付、利用調整及び保育料決定手続に係る事務	98
(2) 保育料の徴収及び債権管理に係る事務	101
(3) 市立保育所等管理運営費	105
(4) 私立保育所等管理運営費	112
(5) 私立保育所等補助事業費	125
(6) 子育てのための施設等利用給付事業費	136
(7) 病児・病後児保育事業費	138
(8) 体調不良児対応型病児保育事業費	140
(9) 所管課における監査結果のサマリー	143
3. こども福祉課	144
(1) 児童手当支給事業	144
(2) 児童扶養手当支給事業	147
(3) こども医療費助成事業	154
(4) ひとり親家庭等医療費助成事業	158
(5) こどもインフルエンザ予防接種費助成事業	160
(6) 手当支給及び医療費 (予防接種費用含む。) 助成事業におけるDX化	161

(7) 母子等福祉事業	163
(8) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	168
(9) 所管課における監査結果のサマリー	174
4. こども健康課	176
(1) 児童発達支援事業	176
(2) 放課後等デイサービス事業	184
(3) 障害児童相談支援事業	191
(4) 恵光学園管理運営事業	193
(5) 児童養護施設事業費（愛育園）	203
(6) 妊産婦・乳児健康診査費	209
(7) 出産・子育て応援事業	212
(8) 所管課における監査結果のサマリー	216
5. まちなか総合ケアセンター	217
(1) 施設の概要	217
(2) 産後ケア応援室事業費	217
(3) 病児・病後児保育事業費	222
(4) 所管課における監査結果のサマリー	224

第 1 章：包括外部監査の概要

1 . 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項の規定による包括外部監査

2 . 選定した特定の事件

富山市こども家庭部が主に所管する子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について

3 . 特定の事件を選定した理由

富山市においては、年少人口の減少が進行しており、今後、人口減少及び少子・高齢化が急速に進展することが見込まれている。これに伴い、少子・高齢化の進行に起因する社会保障費及び医療費等、扶助費の増大が予測されている。

このような状況を踏まえ、富山市では、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 26 年度に「富山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和 6 年度までの 2 期 10 年間にわたり、多岐にわたる施策の推進に努めてきた。

しかしながら、全国的な傾向と同様に、富山市においても依然として少子化の流れに歯止めをかけるには至っておらず、子育て支援施策の一層の充実に加え、経済的な不安定さや仕事と家庭生活との両立の困難さ等に起因する子育ての不安の解消及び負担の軽減が喫緊の課題となっている。

「第 2 期富山市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第 2 期計画」という。)は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年を計画期間としており、当該期間が監査対象年度である令和 6 年度をもって終了したことから、現在、市においては当該計画の成果及び課題に関する検証が実施されている。このような状況を踏まえると、当該検証の結果を監査の主題として取り上げることは、時機を得た適切なものであると考えられる。

また、共働き世帯の割合が高い富山市においては、子ども・子育て支援施策に対する市民の関心も高いものと推察されるが、当該分野については、これまで包括外部監査のテーマとして取り上げられた実績がない。

以上のことから、富山市こども家庭部が主に所管する子ども・子育て支援施策に係る財務事務の執行状況について、法令遵守の観点に加え、経済性・効率性・有効性(いわゆる 3E)の視点から監査を実施する意義は大きいものと判断した。

4 . 外部監査の対象部署

こども家庭部(こども支援課、こども保育課、こども福祉課、こども健康課、子育て支援センター)及び福祉保健部(まちなか総合ケアセンター(こども家庭部事業分))

上記のほか、富山市立雲雀ヶ丘保育所、老田保育所、音川保育所、及び富山市恵光学園の現場往査を実施している。(以下、個別施設名の「富山市立」又は「富山市」を省略することがある。)

5 . 外部監査の対象期間

原則として令和6年度を対象とし、必要に応じて他の年度も対象とした。

6 . 外部監査の実施期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで。なお、令和7年4月から令和7年5月までは特定の事件の選定、監査補助者の選任等を実施した。

7 . 外部監査の方法

(1) 主な監査要点

富山市子ども家庭部が主に所管する子ども・子育て支援施策に係る財務事務の執行状況について、法令等の遵守、公平性、経済性及び効率性の観点から検証を行った。これにあたり、関係法令・条例・規則・証憑類の閲覧、担当職員への聞き取り、関係部署の視察等を実施した。

併せて、第2期計画における施策の事業評価指標及び評価方法の妥当性について監査を行った。

(2) 主な監査手続

担当者への質問、関連資料の閲覧や証憑突合、推移分析等の分析的手続、現地視察を中心として実施した。なお、監査要点毎の詳細な監査手続は各章で記載しているため、そちらを参照のこと。

8 . 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	橋本 理華	公認会計士
補助者	中山 章	公認会計士
補助者	高畠 亮一	公認会計士
補助者	橋本 浩史	公認会計士
補助者	渡邊 光賢	公認会計士
補助者	西田 幸治	公認会計士

9 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に記載すべき利害関係はない。

10 . 語句の説明

当報告書に記載する「指摘事項」及び「意見」の定義は、次のとおりである。

「指摘事項」には、一連の事務手続等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、ある

いは違法ではないが社会通念上適当ではないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」には、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

11. その他

- 本報告書における数値は、原則として千円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。
- 本報告書における表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。
- 本報告書における比率(%)は、原則として小数点第2位を四捨五入した。
- 本報告書に掲記している図、表等の資料は、特に明記のない限り、所管課が作成した資料及びこれらの資料を基に監査人が加工したものである。

第 2 章：富山市の現状及び子ども・子育て支援体制

1. 子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月、民主党・自由民主党・公明党の三党合意に基づき、「子ども・子育て関連三法」が成立し、幼児教育・保育及び地域における子育て支援の総合的な推進が図られた。

消費税率の引き上げにより確保された財源からの約 0.7 兆円を含む恒久的な追加財源を活用し、すべての子ども及び子育て家庭を対象に、幼児教育・保育ならびに地域子育て支援の質的・量的拡充を目指している。

子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）は、平成 27 年 4 月より本格的に施行され、市町村は「地方版子ども・子育て会議」の意見を踏まえつつ、「子ども・子育て支援事業計画」を策定・実施することが求められている。

新制度によって保育制度の給付の仕組みは大きく変化したが、その主なポイントは次のとおりである（新制度の概説図は図表 1 のとおり）。

● 共通給付制度の創設

認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした「施設型給付」及び小規模保育等を対象とした「地域型保育給付」が創設された。地域型保育給付は、都市部における待機児童の解消に加え、子どもの減少が進む地域における保育機能の維持・確保にも対応するものである。

● 認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園については、認可及び指導監督の一元化を図るとともに、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけた。また、認定こども園に対する財政支援は「施設型給付」に一本化され、制度が簡素化された。

● 地域に応じた子育て支援の充実

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業等の「地域子ども・子育て支援事業」を通じて、地域の実情に応じた柔軟な支援を提供する体制を整備した。これにより、子育て家庭の孤立を防ぎ、安心して子育てができる環境の構築を目指すものである。

● 市町村による実施体制の転換

従来は、市町村が保育所等に保育を委託し、保護者は市町村と契約のうえ保育料を支払う「現物給付」方式であった。新制度では、施設が施設型給付費等を代理受領し、保護者は所得に応じた保育料相当額を施設に支払う「現金給付」方式へと転換された。これにより、契約関係は保護者と施設との間に移行し、市町村は制度設計と給付管理を担う主体として位置づけられる構造改革が行われた。

● 社会全体による費用負担の仕組み

幼児教育・保育・子育て支援の質と量の拡充に向けて、総額 1 兆円規模の追加財源が必要とされており、そのうち約 0.7 兆円は消費税率引き上げによって確保されている。残りは、追加財源が必要である。

● 政府の推進体制の強化

従来、子育て支援政策は複数の省庁が個別に所管していたため、連携不足や制度の重複が課題となっていた。これを解消するため、令和 5 年度に「こども家庭庁」が創設され、子ども政

策の包括的かつ一元的な推進体制へと移行した。

● **子ども・子育て会議の設置**

国においては、有識者、地方公共団体、事業主・労働者代表、子育て当事者、支援事業従事者等で構成される「子ども・子育て会議」が設置され、政策形成への参画が可能な仕組みが整備されている。市町村においても、地域の実情を踏まえた計画策定を行うため、「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務として課されている。

図表1 新制度の概要

	市町村主体	国主体								
現物給付	子どものための教育・保育給付 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援 施設型給付費 認定こども園 0～5歳 幼保連携型 <small>※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施</small> 幼稚園型 保育所型 地方裁量型 幼稚園 3～5歳 保育所 0～5歳 <small>※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁</small> 地域型保育給付費 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	子育てのための施設等利用給付 施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る支援 施設等利用費 施設型給付を受けない幼稚園 特別支援学校 預かり保育事業 認可外保育施設等 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） <small>※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象</small>	地域子ども・子育て支援事業 地域の実情に応じた子育て支援 ①利用者支援事業 ②延長保育事業 ③実費徴収に係る補給給付を行う事業 ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑤放課後児童健全育成事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪病児保育事業 ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑬妊婦健診							
	仕事・子育て両立支援事業 仕事と子育ての両立支援 ・企業主導型保育事業 <small>⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）</small> ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 <small>⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援</small> ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業 <small>⇒ くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援</small>									
現金給付	児童手当等交付金 <table border="0"> <tr> <td>0～3歳未満</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～小学校修了まで</td> <td>第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>所得制限限度額（960万円）～所得上限額（1,200万円）</td> <td>5,000円（特別給付）</td> </tr> </table>		0～3歳未満	15,000円	3歳～小学校修了まで	第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円	中学校	10,000円	所得制限限度額（960万円）～所得上限額（1,200万円）	5,000円（特別給付）
0～3歳未満	15,000円									
3歳～小学校修了まで	第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円									
中学校	10,000円									
所得制限限度額（960万円）～所得上限額（1,200万円）	5,000円（特別給付）									

（出典：内閣府子ども・子育て本部「子ども・子育て支援新制度について」（令和4年7月））

2. 富山市の子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 人口動態と子どもの状況等

富山市は子ども・子育て支援事業計画に基づき各種支援を進めているが、少子高齢化が進行する中で、子育て家庭のニーズの多様化、労働環境の変化及び子どもの福祉課題への対応が求められている。「富山市子ども計画～子ども・若者施策と子育て施策についての計画～」（令和7年3月。以下、「第3期計画」という。）によると、監査対象年度直近での富山市における人口動態と子どもの状況等は次のとおりであるとされている。

- **出生数・出生率**：富山市の出生数は減少が続いており、令和5年では2,460人であった。合計特殊出生率は令和5年で1.38であり、全国平均（1.20）よりは高いものの、人口維

持に必要な水準（2.07）は下回っている。

- **子ども人口の推計**：富山市の0～11歳の子ども人口は年々減少傾向にある。第3期計画の推計では、計画期間が満了する令和11年までの間に、0～11歳児は13.5%減（0～5歳児は14.0%減、6～11歳児は13.2%減）が見込まれている。
- **児童・生徒の状況**：児童生徒数も減少が続いており、令和6年5月1日現在、小学生は18,868人、中学生は10,265人であった。

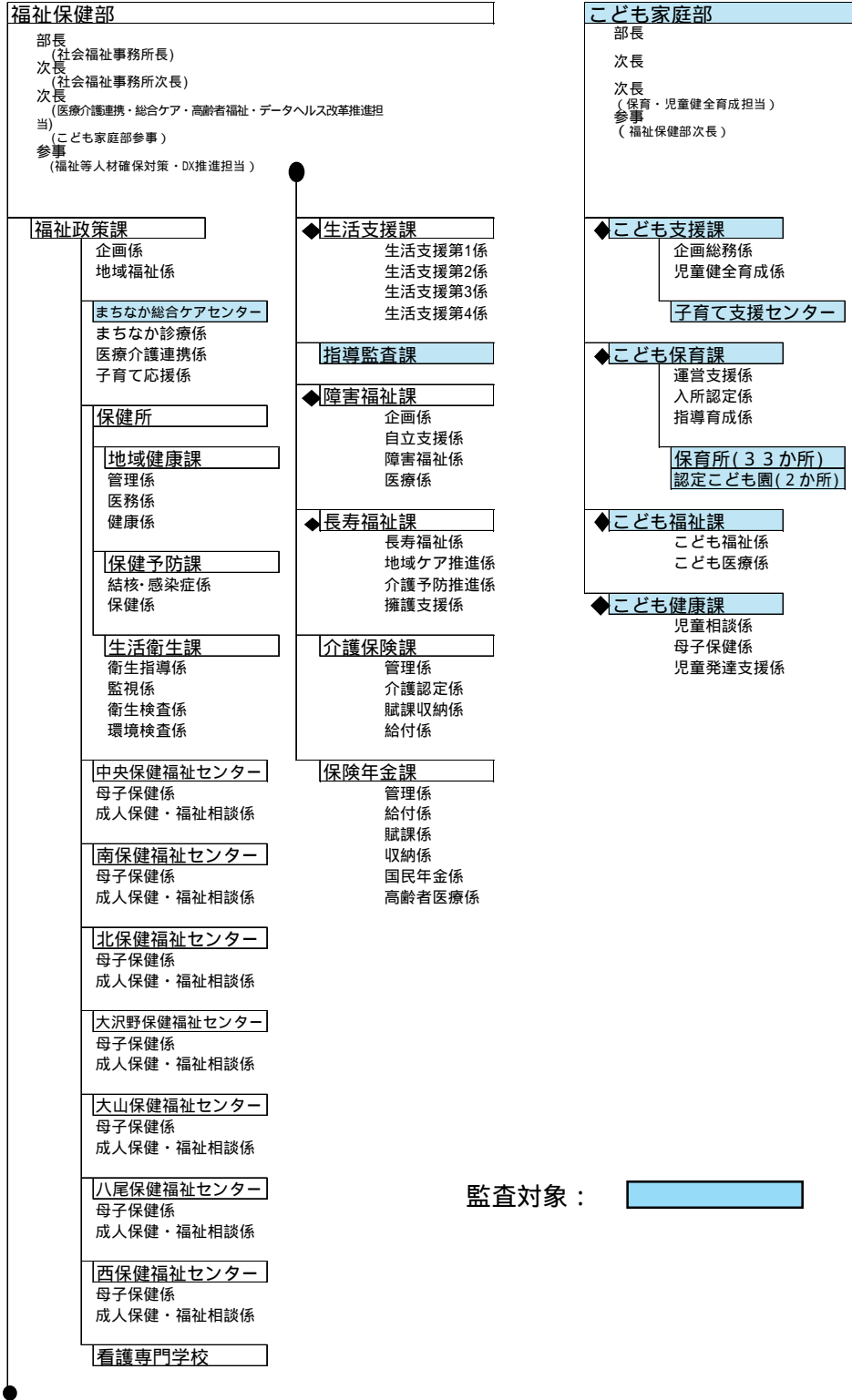
（2） 保育事業に関連する子ども及び保護者の状況等

次に、「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書」（令和6年3月公表。第3期計画策定のための調査）の令和5年度の調査結果をまとめると、富山市における保育事業に関連する子供及び保護者の状況等は次のとおり要約される。

- **母親の就労状況**：就労している母親の割合は就学前児童の保護者で83.4%、小学生の保護者で88.5%であり、フルタイム就労の母親が増加しており、就労時間の長期化傾向が見られる。
- **父親の就労状況**：就学前児童の父親の94.9%、小学生の父親の89.0%が現在就労しており、大半が「5日」または「6日以上」勤務している。
- **教育・保育事業の利用**：就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用割合は市全域で81.8%と高い水準にある。利用先としては、地域によって差があるものの、「認定こども園」や「認可保育所・保育園」が主要である。
- **教育・保育の未利用の理由**：利用していない理由としては、「子どもがまだ小さいため」または「母親か父親が就労していない」という回答が多い一方で、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」「利用したいが、経済的な理由で利用できない」といったニーズも一定数存在することが示されている。
- **休日の利用希望**：土曜日の教育・保育事業について、「月に1～2回は利用したい」（26.2%）、「ほぼ毎週利用したい」（8.1%）という利用希望があり、土曜保育のニーズが一定数存在することが示されている。
- **放課後の過ごし方**：小学校低学年の平日の放課後の過ごし方の希望として、放課後児童クラブ（学童保育）が62.2%で最も高いニーズを示している。低学年の放課後児童クラブ利用希望は高いものの、高学年になると利用希望は大幅に減少する傾向が見られる。

3. 富山市の子ども・子育て支援体制

(1) 子ども家庭部の組織及び分掌事務 組織図(令和6年4月1日時点)



分掌事務（令和6年4月1日時点）

富山市では、平成29年4月、妊娠期から出産、乳幼児期、青少年期に至るまでの切れ目のない子育て支援体制の充実を図ることを目的として、「こども家庭部」を新設した。

新設当初は、「こども支援課（保育所の運営管理等を担当）」、「こども福祉課（児童手当等の業務を担当）」、「こども育成健康課（母子の健康に関する業務を担当）」の3課体制で運営されていた。その後、「こども育成健康課」は「こども健康課」へと改称され、新たに「こども保育課」が設置されたことにより、現在の体制に至っている。

部	課	分掌事務
こども家庭部	こども支援課	(1) 子ども・子育て支援に係る施策の企画、立案及び調整に関する事項
		(2) 市立保育所及び市立認定こども園の施設整備計画並びに建設及び施設管理に関する事項
		(3) 市立保育所及び市立認定こども園の民営化並びに富山市民営化対象保育所等及び引受法人選考委員会に関する事項
		(4) 市立保育所及び市立認定こども園の財産(物品を除く。)の取得、管理及び処分に関する事項
		(5) 市立保育所及び市立認定こども園の会計年度任用職員の任免、給与及び福利厚生に関する事項
		(6) 少子化対策に関する事項
		(7) 子どもの健全育成に関する事項
		(8) 児童館に関する事項
		(9) 子育て支援センターとの連絡に関する事項
		(10) 行政サービスセンターとの連絡に関する事項(こども支援課の分掌事務に係るものに限る。)
	こども保育課	(1) 施設型給付費等及び施設等利用費並びに保育料等に関する事項
		(2) 市立保育所及び市立認定こども園の運営管理に関する事項(こども支援課の分掌事務に係るものを除く。)
		(3) 教育・保育施設の設置の認可等に関する事項
		(4) 教育・保育施設の育成指導に関する事項
		(5) 私立教育・保育施設の助成に関する事項
		(6) 認可外保育施設に関する事項
		(7) 病児保育に関する事項
		(8) まちなか総合ケアセンターとの連絡に関する事項(こども保育課の分掌事務に係るものに限る。)

部	課	分掌事務
		(9) 保育所及び認定こども園との連絡に関する事項
		(10) 行政サービスセンターとの連絡に関する事項(こども保育課の分掌事務に係るものに限る。)
	こども福祉課	(1) 母子、父子及び寡婦福祉に関する事項
		(2) 子ども医療、妊産婦医療及びひとり親家庭等医療に関する事項
		(3) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事項
		(4) 行政サービスセンターとの連絡に関する事項(こども福祉課の分掌事務に係るものに限る。)
	こども健康課	(1) 児童相談に関する事項
		(2) 要保護児童に関する事項
		(3) 母子保健に関する事項
		(4) 障害児通所給付費等に関する事項
		(5) 医療的ケア児の支援に関する事項
		(6) 愛育園に関する事項
		(7) 恵光学園に関する事項
		(8) まちなか総合ケアセンター及び保健福祉センターとの連絡に関する事項(こども健康課の分掌事務に係るものに限る。)
		(9) 行政サービスセンターとの連絡に関する事項(こども健康課の分掌事務に係るものに限る。)
	子育て支援センター	(1) 育児に関する相談及び指導に関する事項
(2) 地域の子育て活動団体の育成及び支援に関する事項		

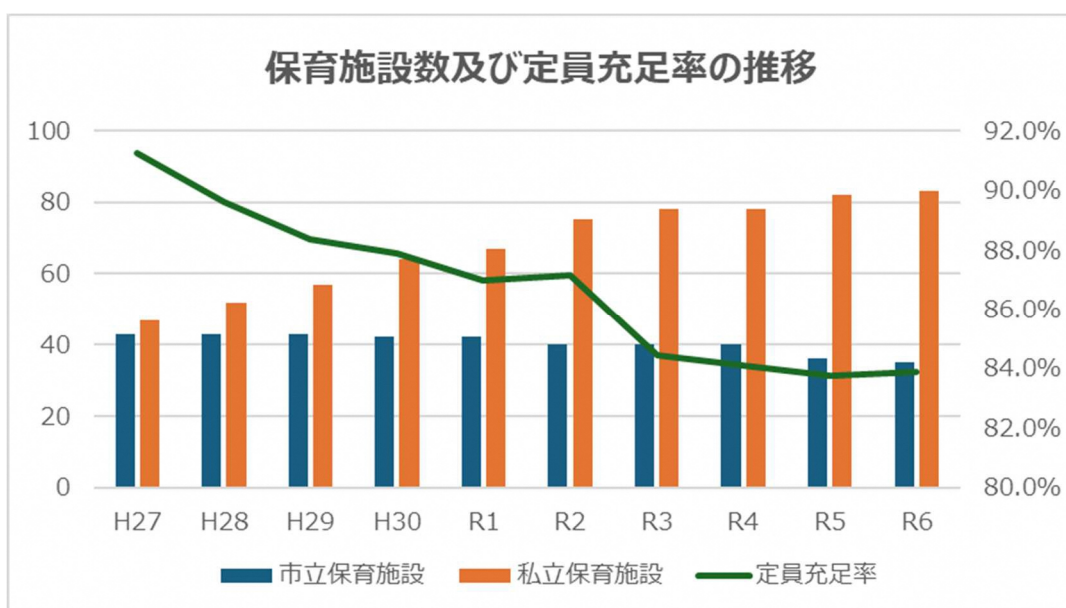
(2) 保育施設等の状況

保育施設数及び定員充足率の推移

以下の図表は、「第20回富山市統計書」(令和6年度版)をもとに、市立及び私立保育施設の施設数及び定員充足率の推移について、監査人が作成したものである。市立保育施設は、民営化の進展等に伴い施設数が減少傾向にある一方で、私立保育施設は増加傾向にあり、地域の保育ニーズに対応する役割を担っている。定員充足率は、令和3年度までは減少傾向が見られたが、令和4年度以降は概ね横ばいで推移しており、私立保育施設の増加と逆の相関関係にある。

また、富山市の保育需要は、申込者数の推移¹（申込者数の推移：令和2年度 11,480人、令和3年度 11,361人、令和4年度 11,338人、令和5年度 11,057人、令和6年度 10,906人）でみると緩やかな減少傾向にある。核家族化や女性の社会進出の進展等により保育需要は高いと考えられる一方で人口減少や少子化による影響がこれを上回り、頭打ち及び減少傾向への転換（ピークアウト）に差し掛かっている。

上記のことから、将来的な保育需要の減少を見据え、一定程度の児童数が確保できない施設や、老朽化が進む施設については、統合や廃止も含めた整備を検討している。



保育所等設置状況（令和6年4月1日現在）

イ) 保育所

施設名	経営主体	定員	児童数	定員充足率	職員数	創立年月
清水	市立	95	83	87.4%	26	S24.6
愛宕	市立	100	96	96.0%	27	S25.2
柳町	市立	110	80	72.7%	23	S26.4
双葉	市立	55	46	83.6%	17	S26.5
和合	市立	55	34	61.8%	13	S29.4
雲雀ヶ丘	市立	100	74	74.0%	26	S25.11
新庄	市立	140	124	88.6%	34	S22.4
岩瀬	市立	90	80	88.9%	22	S16.11

¹ 出典：こども家庭庁『保育所等関連状況取りまとめ』より抜粋

施設名	経営 主体	定員	児童数	定員 充足率	職員数	創立 年月
老田	市立	85	71	83.5%	19	S36.4
長岡	市立	65	42	64.6%	16	S32.4
呉羽	市立	175	167	95.4%	38	S38.5
寒江	市立	45	34	75.6%	12	S39.1
古沢	市立	50	36	72.0%	13	S39.10
池多	市立	30	16	53.3%	12	S41.4
三郷	市立	65	58	89.2%	18	S29.4
水橋西部	市立	65	47	72.3%	14	S38.4
上条	市立	60	51	85.0%	15	S39.4
水橋東部	市立	35	24	68.6%	9	S40.4
太田	市立	70	67	95.7%	22	S47.4
稲荷元町	市立	105	94	89.5%	24	S49.4
浜黒崎	市立	70	58	82.9%	21	S49.4
月岡	市立	95	68	71.6%	23	S50.4
大沢野西部	市立	80	65	81.3%	21	S53.4
船峠	市立	45	29	64.4%	11	S31.5
大山中央	市立	35	14	40.0%	16	S41.4
八尾	市立	50	30	60.0%	15	S23.1
福島	市立	80	55	68.8%	24	S29.4
朝日	市立	65	52	80.0%	17	S33.5
古里	市立	90	67	74.4%	24	S42.11
音川	市立	30	20	66.7%	9	S47.3
みやの	市立	230	190	82.6%	44	R5.4
山田	市立	30	18	60.0%	14	S38.4
ほそいり	市立	30	16	53.3%	11	S31.5
堀川	私立	165	138	83.6%	46	R5.4

ロ) 幼保連携型認定こども園

施設名	経営 主体	定員	児童数	定員 充足率	職員数	創立 年月
新保なかよし	市立	140	121	86.4%	41	H24.4
大久保	市立	200	183	91.5%	50	R5.4
桜谷	私立	160	158	98.8%	61	S16.4

施設名	経営 主体	定員	児童数	定員 充足率	職員数	創立 年月
ひかり	私立	90	83	92.2%	29	S26.9
富山聖マリア	私立	120	114	95.0%	46	S25.4
なでしこ	私立	150	130	86.7%	39	S43.4
奥田	私立	140	135	96.4%	48	S28.4
常盤台	私立	210	210	100.0%	57	S41.4
わかば	私立	180	175	97.2%	65	S43.4
のぞみ	私立	90	88	97.8%	36	S49.4
かたかご	私立	155	129	83.2%	35	S52.4
いちい	私立	230	226	98.3%	58	S53.4
わかくさ	私立	382	341	89.3%	90	S54.4
愛和	私立	80	69	86.3%	26	S54.4
めぐみこども園	私立	150	109	72.7%	35	S58.4
はりはら	私立	150	136	90.7%	37	H15.4
にながわ	私立	170	155	91.2%	50	H17.4
萩浦	私立	140	127	90.7%	47	H17.4
東山	私立	135	132	97.8%	36	H17.4
四方	私立	125	99	79.2%	33	H18.4
まつわか	私立	140	127	90.7%	41	H18.4
ひろた	私立	200	130	65.0%	46	H18.4
くまの	私立	140	124	88.6%	41	H18.4
光陽もなみ	私立	220	196	89.1%	56	H18.4
神明	私立	100	79	79.0%	30	H19.4
みずはし	私立	80	72	90.0%	27	H19.4
藤ノ木	私立	196	155	79.1%	49	H19.4
堀川南	私立	100	73	73.0%	23	H20.4
やまむろ	私立	160	143	89.4%	38	H21.4
おおひろた	私立	165	115	69.7%	33	H23.4
城南もなみ	私立	145	134	92.4%	45	H24.4
さみどり	私立	131	121	92.4%	33	H24.6
新庄さくら	私立	130	117	90.0%	36	H26.4
ガンバ村	私立	120	80	66.7%	27	H26.4
アームストロング青葉	私立	90	65	72.2%	28	S45.12
藤園	私立	50	42	84.0%	24	S25.4

施設名	経営 主体	定員	児童数	定員 充足率	職員数	創立 年月
藤園南	私立	60	54	90.0%	24	S54.4
晴雲	私立	146	122	83.6%	45	S46.12
立正	私立	60	54	90.0%	37	S46.7
白藤	私立	99	90	90.9%	42	S41.4
富山	私立	56	49	87.5%	26	S25.4
徳風	私立	90	86	95.6%	46	H30.4
新庄幼稚園	私立	130	119	91.5%	47	H30.4
石金	私立	245	224	91.4%	66	S26.9
まどか	私立	70	37	52.9%	25	S48.4
文化	私立	63	52	82.5%	35	S31.4
めぐみ幼稚園	私立	100	65	65.0%	28	S57.1
西田地方	私立	220	201	91.4%	58	R3.4
本郷町	私立	110	30	27.3%	12	R2.9
下堀	私立	110	104	94.5%	51	R2.11
かみいいの	私立	140	109	77.9%	35	R4.4
とよた	私立	190	169	88.9%	47	R2.4
ひらき	私立	90	78	86.7%	31	R5.10
青い鳥	私立	70	64	91.4%	32	H19.3
クレヨン	私立	120	83	69.2%	31	H20.4
大沢野	私立	215	192	89.3%	46	H22.4
上滝	私立	70	41	58.6%	33	S23.9
おおしょう	私立	110	95	86.4%	39	H20.4
杉原	私立	326	223	68.4%	62	H20.4
しんでん	私立	115	88	76.5%	36	H21.4
リンデ	私立	20	20	100.0%	19	S40.4
ピノキオ	私立	120	116	96.7%	39	H11.4
婦中もなみ	私立	200	180	90.0%	51	H17.6
鵜坂	私立	223	210	94.2%	51	H20.4
じんぼ	私立	170	144	84.7%	53	H21.4
みかど	私立	180	145	80.6%	52	H22.4
ささくら	私立	150	104	69.3%	41	H27.4

八) 保育所型認定こども園

施設名	経営主体	定員	児童数	定員充足率	職員数	創立年月
富山認定こども園	私立	90	88	97.8%	21	S33.2

二) 幼稚園型認定こども園

施設名	経営主体	定員	児童数	定員充足率	職員数	創立年月
紅葉ガ丘	私立	30	24	80.0%	12	S30.4
みどり野	私立	20	20	100.0%	20	S33.3
堀川幼稚園	私立	87	84	96.6%	43	S51.12
紫	私立	50	34	68.0%	28	S55.4

ホ) 地方裁量型認定こども園

施設名	経営主体	定員	児童数	定員充足率	職員数	創立年月
どんぐり山共同	私立	24	18	75.0%	11	H15.4

へ) 小規模保育事業

施設名	経営主体	定員	児童数	定員充足率	職員数	創立年月
わかばにこにこ	私立	19	13	68.4%	10	H27.5
紅葉ガ丘町村	私立	19	7	36.8%	12	H31.4
東山つくし	私立	19	16	84.2%	10	R2.4
うさかスマイル	私立	12	9	75.0%	6	R2.4
わかばさくらんぼ	私立	12	7	58.3%	10	R3.4

ト) 事業所内保育事業

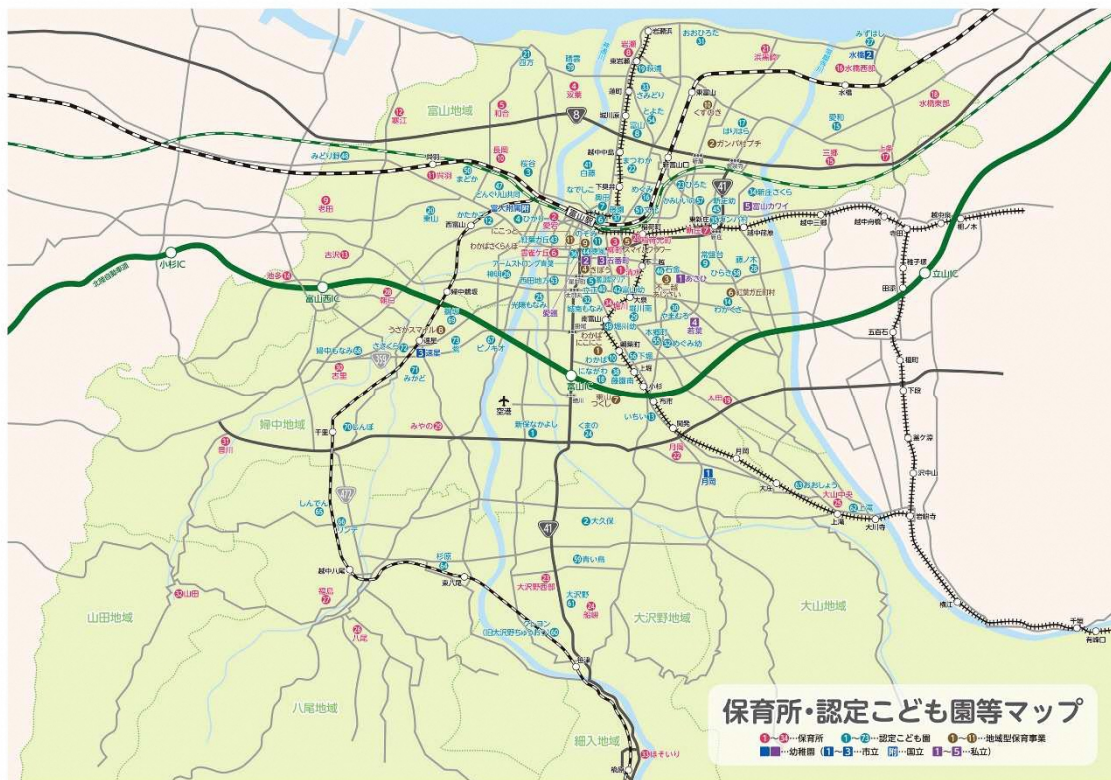
施設名	経営主体	定員	児童数	定員充足率	職員数	創立年月
ガンバ村 petit	私立	13	7	53.8%	6	H27.4
不二越あじさい	私立	21	12	57.1%	23	H29.4
きぼう	私立	5	1	20.0%	6	H29.4
くすのき	私立	7	2	28.6%	10	R4.6
にこっと	私立	9	9	100.0%	8	R4.11

チ) 家庭的保育事業

施設名	経営主体	定員	児童数	定員充足率	職員数	創立年月
ナースリールーム スマイルフラワー	私立	5	4	80.0%	4	H30.4

(出典:「富山市の社会福祉 2024」より監査人が作成。定員充足率は監査人が試算)

保育施設の分布状況(令和6年4月1日現在)



(3) 保育施設に関する富山市の地理的・産業面の状況考察

先述の「保育事業に関連する子ども及び保護者の状況等」以外にも、各種の統計情報等を踏まえると、富山市の保育に関連する地理的な状況・社会的な状況は次のとおり考察される。

- **広大な面積と人口分布の偏在**：富山市は平成17年(2005年)の合併により、面積が約1,241.77 km²となった。これは、報告書作成日時点において全国の中核市の中で最も広い。人口及び企業(就業先)の大部分は富山平野の中心市街地とその周辺に集中しているため、保育施設利用者数は相対的に多い状況が続くと考えられる一方で、旧町村域にあたる山間部や沿岸部の一部は過疎地域となっていることから、過疎の保育施設利用者数は年々減少傾向にあることが推察される。そのため、同一市内であっても地域ごとに保育施設を取り巻く状況が異なっている点が特徴として挙げられる。

- **認定こども園化の必要性**：過疎地域や利用者数が減少している地域の状況を踏まえ、施設の運営効率と多様な子育て支援機能の維持を図るために、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」への移行が重要になると考えられる。
- **平均通勤時間**：富山市の平均通勤時間は、全国の中核市や県庁所在地と比較して比較的短い傾向にあると推察される²。主要な要因として、自家用車利用率が高く、道路網が整備されていること、また、居住地と勤務地が比較的近い「職住近接」の傾向があることが挙げられる。特に、大都市圏のベッドタウン化が進んでいる中核市と比較すると、公共交通機関への依存度が低く、いわゆる「ドアツードア」での移動時間が短い傾向にある。そのため、例えば、短時間での送迎などを目的として、職場近隣の保育施設に児童を預ける必要性が大都市圏と比較しても相対的に高くないと考えられる。
- **産業構造の傾向**：富山市の主要産業は製造業、医療・福祉、卸売・小売業であるとされている³。特に、医療・福祉分野の従事者数が多い傾向があり、この分野は交代制勤務や夜間・休日勤務が発生しやすいため、休日保育や夜間保育のニーズが高くなると考えられる。富山市では「特別保育事業」として、休日保育、延長保育、夜間保育、一時預かり事業の実施を積極的に支援しているとみられる⁴。
- **自動車依存度の高さ**：全国でもトップクラスの自家用車利用率の高さは、保護者の送迎手段の主流が自動車であることを意味しており、駐車場の整備や積雪時の送迎対策等が保育施設運営上の重要な課題となることが想定される。
- **「コンパクトシティ戦略」の影響**：富山市は公共交通沿線に都市機能を集中させる「コンパクトシティ戦略」を推進している。コンパクトシティ戦略自体が直接的に保育施設の運営に与える影響は現時点では伺えないが、本戦略の内容を踏まえれば、中心市街地周辺では保育施設を含めた公共施設が将来的に公共交通沿線などに集約される可能性もある。

²（富山市自体の通勤時間に関する統計情報はないものの）総務省統計局「令和3年社会生活基本調査」によると、富山県の平均通勤時間（往復）は47分であり、全国平均（77分）や東京都（102分）などと比較しても富山県の平均通勤時間がかなり短いことが伺える。

³ 国勢調査-就業状態等基本集計など（執筆日時点の直近データは令和2年度）

⁴ 富山市こども家庭部が公表する「富山市子ども・子育て支援事業計画」や「富山市立保育所民営化の目的・ガイドライン」（民営化の目的）などでも、保護者の多様な就労ニーズへの対応や2時間延長保育や休日保育等の特別保育の拡充が施策方針としてみられる。

第3章：監査結果の要約

1. 監査対象事業の選定及び監査手続

(1) 監査対象事業の選定

令和7年度において監査テーマとして選定した子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行については、こども家庭部(こども支援課、こども保育課、こども福祉課、こども健康課、子育て支援センター)及び福祉保健部(まちなか総合ケアセンター)が担当している。

これらの所管課における5千万円以上の事業の予算が対象部署における予算総額の98.7%を占めている。監査を効果的かつ効率的に行うため、金額基準により対象範囲の絞込みを行った。

(単位：千円)

所管課	事業名	令和6年度 予算額	監査 対象
こども支援課	こども計画策定事業費	4,514	
こども支援課	子育て支援情報発信事業費	3,707	
こども支援課	児童健全育成事業費	12,017	
こども支援課	地域児童健全育成事業費	264,648	
こども支援課	放課後児童健全育成事業費	666,328	
こども支援課	こども施策推進事業費	16,572	
こども支援課	保育所施設整備事業費	50,200	
こども支援課	保育所建設事業費	63,926	
こども支援課	市立保育所民営化等事業費	9,160	
こども支援課	児童館運営事業費	235,310	
こども支援課	児童館施設整備事業費	102,660	
こども支援課	ミニ児童館運営事業費	2,899	
子育て支援センター	子育て支援センター事業	132,041	
子育て支援センター	子育て電話相談事業	5,122	
子育て支援センター	ファミリー・サポート・センター事業	18,645	
子育て支援センター	子どもほっとダイヤル事業	2,877	
こども保育課	子育てのための施設等利用給付事業費	65,000	
こども保育課	私立保育所等補助事業費	1,005,599	
こども保育課	私立保育所等管理運営費	11,446,492	
こども保育課	市立保育所等管理運営費	3,476,379	
こども保育課	特別保育事業費	7,337	
こども保育課	保育所施設整備事業費	3,360	
こども保育課	病児・病後児保育事業費	129,401	

所管課	事業名	令和6年度 予算額	監査 対象
こども保育課	体調不良児対応型病児保育事業費	215,528	
こども保育課	医療的ケア児保育事業費	37,218	
こども保育課	地域子育て支援事業費	1,405	
こども福祉課	児童扶養手当等事務事業費	12,280	
こども福祉課	子育て支援事業費	23	
こども福祉課	児童手当事務事業費	8,542	
こども福祉課	児童手当支給事業費	5,888,360	
こども福祉課	母子等福祉事業費	76,608	
こども福祉課	こども医療費助成事業費	1,434,361	
こども福祉課	こどもインフルエンザ予防接種費 助成事業費	90,997	
こども福祉課	妊産婦医療費助成事業費	21,766	
こども福祉課	母子・父子自立支援員設置事業費	6,492	
こども福祉課	児童扶養手当支給事業費	971,097	
こども福祉課	ひとり親家庭等医療費助成事業費	203,577	
こども福祉課	未熟児養育医療費助成事業費	15,382	
こども福祉課	多子世帯応援事業費	3,394	
こども福祉課	女性相談員設置事業費	3,093	
こども福祉課	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計繰出金	12,244	
こども福祉課	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会 計	62,695	
こども健康課	家庭児童相談室設置事業費	2,739	
こども健康課	要保護児童対策事業費	11,795	
こども健康課	助産施設事業費	1,530	
こども健康課	子育て短期支援事業費	1,099	
こども健康課	母子施設事業費	27,230	
こども健康課	児童発達支援事業	387,100	
こども健康課	基準該当児童通所支援事業	2,585	
こども健康課	放課後等デイサービス事業	1,477,368	
こども健康課	保育所等訪問支援事業	6,622	
こども健康課	障害児相談支援事業	84,210	
こども健康課	高額障害児通所給付事業	236	

所管課	事業名	令和6年度 予算額	監査 対象
こども健康課	恵光学園管理運営事業	59,589	
こども健康課	恵光学園施設改修事業	7,234	
こども健康課	心身障害児福祉推進事業費	1,663	
こども健康課	自立支援給付事務処理システム事業費	8,088	
こども健康課	医療的ケア児支援事業費	447	
こども健康課	移動支援事業	2,659	
こども健康課	日中一時支援事業	7,516	
こども健康課	訪問入浴サービス事業	139	
こども健康課	高額地域生活支援給付事業費	170	
こども健康課	児童養護施設事業費	244,807	
こども健康課	4か月児健診事業費	3,859	
こども健康課	1歳6か月児健診事業費	6,196	
こども健康課	三歳児健診事業費	9,435	
こども健康課	保健推進員活動事業費	3,132	
こども健康課	新生児・未熟児・妊産婦訪問指導費	9,394	
こども健康課	妊産婦・乳児健康診査費	334,177	
こども健康課	不妊治療費等助成事業費	15,765	
こども健康課	すこやか子育て支援事業	4,356	
こども健康課	乳幼児発達支援事業費	2,979	
こども健康課	口腔衛生予防対策費	5,960	
こども健康課	切れ目ない子育て支援体制構築事業	27,757	
こども健康課	出産・子育て応援事業	294,125	
まちなか総合ケアセンター	病児・病後児保育事業費 ⁵	18,114	
まちなか総合ケアセンター	産後ケア応援室事業費	73,346	

(出典:「富山市の社会福祉 2024」を監査人が加工)

(2) 監査手続

財務事務の執行が、関係法令等に基づき、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に行われているかを検証するため、以下の着眼点に基づき監査を実施した。

(1) 所管課において、事業実施にあたっての財源は確保されているか。

⁵ 予算額が5千万円未満であるものの、こども保育課の病児・病後児保育事業費を監査対象としていることから、当該事業を監査対象に含めた。

- (2) 事業の事務処理手続が法令等に準拠し適切に実施されているか (合规性)
- (3) 事業に係る費用支出は無駄なく適切か。契約や調達が競争性をもって行われているか (経済性)
- (4) 予算・人材の制約がある中で、必要なサービスが提供されているか。認定、補助金交付がスムーズに行われているか (効率性)
- (5) 事業の施策が市民のニーズに応えているか。施策の成果指標の設定・評価方法は妥当か (有効性)
- (6) 補助金の交付要綱が整備され、同要綱に従い補助金の財務事務が適切に執行されているか (合规性)
- (7) 対象事業の指導監査は適切に実施されているか。
- (8) 過年度包括外部監査の指摘事項及び意見に対する措置は適切か (合规性)

2. 発見事項の一覧

監査の結果、識別された発見事項は 38 個であり、うち指摘事項は 13 個、意見は 25 個であった。その概要は下表のとおりである。表中の「発見事項の要約」の詳細については、後述の「3. 発見事項の要約 (各指摘事項及び意見に共通する事項)」に記載する。

指摘事項

No.	概要	対象課	発見事項の要約	該当ページ
2-1-1	市立保育所民営化に伴う事業者選定の過程で、外部委員の判断に影響を及ぼすおそれのある資料の作成	こども支援課	(2)	52
2-1-2	対象者に限定列挙されていない者の、当該補助金の算定対象化	こども支援課	(6)	53
2-7-2	年度中日付での業務完了報告書受理と履行確認による支出命令	こども支援課	(2)	82
2-11-1	特命随意契約の安易な締結防止	子育て支援センター	(3)	96
3-5-2	補助金概算払いの事務処理遅れ	こども保育課	(4)	135
3-5-3	補助金支払に係る事務処理の遅延	こども保育課	(4)	136
3-8-1	補助対象経費の算定における取扱いの相違	こども保育課	(6)	141
4-2-2	返還金に係る債権管理	こども福祉課	(2)	153
4-3-2	随意契約の起案における根拠条文の明確化	こども福祉課	(2)	158

No.	概要	対象課	発見事項の要約	該当ページ
4-8-2	貸付金の管理方法	こども福祉課	(2)	173
5-2-1	新規開設申請時の審査資料として、未発効(将来日付)の契約書の受領及び事後的な入手予定を前提とした富山県への指定同意申請の提出	こども健康課	(2)	188
5-2-2	未提出事業者への継続的な働きかけ	こども健康課	(2)	190
5-5-1	法人管理費の配賦基準の見直し	こども健康課	(8)	209

意見

No.	概要	対象課	発見事項の要約	該当ページ
1-1-1	第2期計画における施策の事業評価指標及び評価方法	共通	(5)	44
2-1-3	民営化による目的とその達成状況等に関する評価の実施及び明文化	こども支援課	(5)	54
2-2-1	運営協議会に対する委託料の概算払い	こども支援課		62
2-2-2	面積基準等条例の遵守	こども支援課		63
2-2-3	子ども会の運営と補助金	こども支援課	(1)	63
2-4-1	待機児童の解消	こども支援課	(5)	72
2-7-1	長期的な施設整備計画の未策定	こども支援課	(3)	82
3-1-1	利用調整事務の自動化	こども保育課	(4)	101
3-2-1	滞納整理事務の実施体制	こども保育課	(4)	104
3-3-1	給食調理等業務委託の契約統合に向けた検討	こども保育課	(4)	111
3-3-2	職員給食費徴収方法の見直し	こども保育課	(4)	112
3-4-1	私立保育所に対する施設型給付(委託契約)に係る消費税課税区分の誤りによる起案決裁の実施	こども保育課		124
3-5-1	保育環境向上事業に関する補助金の上限額見直し	こども保育課	(5)	134
4-2-1	児童扶養手当システムの仕様	こども福祉課		153
4-3-1	償還払い申請時における振込口座の確認	こども福祉課		157
4-6-1	医療費助成やインフルエンザ予防接種費用助成	こども福祉課	(4)	163

No.	概要	対象課	発見事項の要約	該当ページ
	におけるデジタル化			
4-7-1	利用拡大への取組み	こども福祉課	(5)	167
4-8-1	住宅資金貸付時の審査	こども福祉課		172
4-8-3	貸付金の不納欠損処理	こども福祉課	(4)	173
5-1-1	事業者請求内容の不備への対応と指導体制の強化	こども健康課	(4)	182
5-1-2	適時な指導監査が行われるような監査実施計画の制定	指導監査課	(7)	183
5-2-3	第 2 期計画における放課後等デイサービス事業の評価	こども健康課	(5)	190
5-7-1	出産・子育て支援事業の妊娠後期面談実施にあたってのアンケート回答率	こども健康課		215
6-2-1	産後ケア応援室の利用実態と今後の課題	まちなか総合ケアセンター	(5)	220
6-2-2	産後ケア事業の事業評価指標	まちなか総合ケアセンター	(5)	221

3. 発見事項の要約（各指摘事項及び意見に共通する事項）

各所管課に対する監査結果の末尾には、以下の視点に基づく監査結果の要約を添付している。各要約において、指摘事項及び意見に共通する要素を整理すると、次のとおりである。

（1）所管課において、事業実施にあたっての財源は確保されているか。

対象課	No.	指摘事項及び意見の内容
こども支援課	意見 2-2-3	地域児童健全育成事業（子ども会）に関して、市は国・県の補助金交付基準を満たすよう働きかけるとともに、開設時間や日数の拡充、民間への委託など今後の方向性を検討する必要がある。

富山市の独自事業を除くと、子ども関係の諸事業は国又は都道府県がそれらの方向性を規定していることが多く、各事業が所定の要件を満たすことで国又は都道府県が補助金（財源）を交付するケースが見受けられる。そのため、優先すべき他の理由等がなければ、当該要件を満たすように事業を実施することで市の財源負担を減らすことができる。

本意見では、富山市が各校区の運営協議会に対して子ども会の運営を委託しているが、指導員の人手不足や高齢化により、開設時間や日数が国の定める補助金交付基準を充たしておらず、結果として市の一般財源負担割合が増大している点を検討課題として示している。

(2) 事業の事務処理手続が法令等に準拠し適切に実施されているか(合規性)

対象課	No.	指摘事項及び意見の内容
こども支援課	指摘 2-1-1	市立保育所民営化に伴う事業者選定の過程で、外部委員の判断に影響を及ぼすおそれのある資料が作成されていた。
こども支援課	指摘 2-7-2	委託業務が履行期間内に完了しない旨の連絡があったにもかかわらず、年度中日付での業務完了報告書を受け入れ、履行確認を経て支出命令を行った。
こども健康課	指摘 5-2-1	新規事業所開設の手続きにおいて、協力医療機関に関する協定書が申請日時時点で未発効(将来日付)のまま受領され、また、防火対象物使用開始届出書が未入手の予定を前提に富山県への指定同意申請が行われていた。
こども健康課	指摘 5-2-2	支援プログラムや自己評価結果等の届出について、未提出事業者に対し市が再度依頼を行うなど、確実な提出を促す対応が求められる。
こども福祉課	指摘 4-2-2	児童扶養手当返還金を管理する債権管理台帳において、「時効年度」や「時効起算日」が空欄である債務者があり、時効管理が適切になされていない。
こども福祉課	指摘 4-3-2	随意契約を結ぶ際の起案に添付されている文書に政令の該当条文が記載されていなかった。
こども福祉課	指摘 4-8-2	時効管理が明確になされていない状況であり、債権管理マニュアルに沿った台帳が整備されているとは言い難い。

子ども政策にかかわらず、事業認可や補助金交付等においては、所定の文書等の提出や事前の手續実施が要求される。それらは多大な事務負担を要することから、チェックリストを埋めるように形式的な要件への対応になりかねないが、これらの手續きの根底には財源として税金が使用されることを前提とした「適格性の確認」「交付の公平性」が重視されているものと推察される。したがって、形式的に見える各要件にもそれぞれ意味があり、いずれも形骸化してはならないと考えられる。

そのような中、複数の課において、担当者の解釈による判断や対応が行われており、各要件の本質的な目的よりも形式的な充足が優先されたとみられ得るような検出事項が散見された。こども支援課においては、市立保育所民営化に伴う事業者選定の過程で、外部委員の判断に影響を及ぼすおそれのある資料が作成されていた。こども健康課においては、放課後等デイサービス事業に係る富山県への指定同意申請に際し、事業者から提出された届出書に不備がある状態で申請が行われる事例があった。

また、こども支援課では、委託業務について履行期間内に完了しない旨の連絡があったにも

かかわらず、年度内の日付で業務完了報告書を受領し、履行確認を経たうえで支出命令を行っていた事例があった。こども支援課では、本件の原因分析として、担当者間並びに担当者及び確認者（上席者）でのコミュニケーション不足を挙げている。具体的には、業務の履行遅延がある旨の情報共有が担当者間でなされていたものの、その後の事務処理に関して同課として協議がなされていなかったことや、上席者が業務遅延の可能性を認識しながらも当初期日付けの業務完了報告書が添付された決裁申請を承認したとのことであり、適切な報告・相談により年度内履行が困難な場合に本来行うべき「繰越処理」をするといった結果に至らなかったと分析している。同課では、遅延が見込まれる場合の適時な相談や管理者による適切な状況確認が行われる環境づくりをすべきであると考えている。年度を越えて業務履行された場合に本来行うべきであった「繰越処理」が担当者により選択されず、本来の履行日と異なる日付での業務完了報告書が提出されてしまったことは、個々の担当者ではなく、組織全体に関連する可能性があることから、今後このようなことが生じないような原因分析・対策が行われることを合わせて期待したい。

こども健康課では、障害児通所支援事業者に対して自己評価結果や支援プログラムの公表・届出が義務付けられているにもかかわらず、未提出の事業者が存在していた。令和7年4月以降は、届出がない場合に報酬の15%減算措置が適用される事業が拡大することから、未提出の事業者に対してはより一層の厳正な対応が求められる。障害児通所支援事業では新規事業者や小規模事業所の参入が増加していることから、個別の支援や指導を行う必要がある。

このほか、こども福祉課では、随意契約締結時の起案文書の不備ならびに債権管理台帳の時効管理の不備等が確認された。

（3）事業に係る費用支出は無駄なく適切か。契約や調達競争性をもって行われているか（経済性）

対象課	No.	指摘事項及び意見の内容
こども支援課	意見 2-7-1	市立保育所等の約60%が築30年以上を経過しているが、長期的な施設整備計画が未策定であり、突発的な修繕が頻発し特命随意契約が多数を占めている。
子育て支援センター（こども支援課）	指摘 2-11-1	令和6年度までは、一部の子育て支援センターを除き、子育て支援センター運営業務委託については特命随意契約により契約を締結していたが、令和7年度から公募を実施しており、令和6年度以前において特命随意契約を締結したことの合理性と論理的な整合性がない可能性がある。

自治体における予算の執行は一般競争入札が原則とされており、競争原理による適正価格の適用や特定事業者との癒着回避等が図られている。そのため、例外的な随意契約の安易な利用は憚られるべきであり、地方自治法に応じた検討が必要となるが、監査において随意契約の適用に関する検出事項があった。

たとえば、意見 2-7-1 は、中長期的な計画性の欠如によって突発的な修繕費支出が発生したとみられ、結果として緊急性を理由とした特命随意契約が締結されたと評価される。逆に言えば、中長期的な計画策定により原則的な競争入札が実施され、一定の財源でもより効果性・効率性の高い事業が可能になると考えられる。

また、重要な環境変化がないにもかかわらず、従来は特命随意契約により契約を締結していた事業が公募（一般競争入札）に切り替えられた事例が検出された。公募への切替えそれ自体は評価される取組みであるものの、重要な環境変化がないことは過去の契約においても原則的な対応である一般競争入札が可能であったことを示唆していることから、現状の他の随意契約にも一般競争入札に変更可能な事業がないかを検討することが望まれる。

（４） 予算・人材の制約がある中で、必要なサービスが提供されているか。認定、補助金交付がスムーズに行われているか（効率性）。

対象課	No.	指摘事項及び意見の内容
こども 保育課	意見 3-1-1	現状、子ども・子育て支援システム上では利用調整業務を実施することができないため、当該業務は Excel 資料を用いて対応している。他の地方自治体では AI による利用調整業務の自動化による効率化への取組みが行われているため、富山市においても参考にされたい。
こども 保育課	意見 3-2-1	滞納整理事務等の事務処理について、今後の人事異動によっては継続的に安定した処理が行われない可能性がある。
こども 保育課	意見 3-3-1	給食調理等業務の委託契約について、契約事務の効率化や業務の一体的な運用の観点から、統合の可能性について検討する余地がある。
こども 保育課	意見 3-3-2	職員給食費の徴収方法について見直しの余地がある。
こども 保育課	指摘 3-5-2	地域活動事業に係る補助金について、概算払いの実施時期が年度末にずれ込むなど、事務処理の遅延が認められる。
こども 保育課	指摘 3-5-3	国の交付金を財源とする補助金について、市側の都合により補助金の支払いが留保され、補助金額の確定から支払いまでに相当の期間を要していた。
こども 福祉課	意見 4-6-1	医療費助成等のデジタル化は課単独では制約があるものの、将来の標準化システム導入を見据え、他自治体事例の収集や対応方針の検討を早期に進めることが重要である。
こども 福祉課	意見 4-8-3	債務者死亡後に回収できず時効待ちとなっている債権について、条例上は他の債権放棄事由も考えられることから、早期に整

対象課	No.	指摘事項及び意見の内容
		理し管理コストの削減を図ることが望ましい。
こども健康課	意見 5-1-1	事業者の確認不足によるエラーに対しては、継続的な指導・助言を強化し、正確な請求を促す必要がある。市が過度に確認作業を担うことを避け、事業者の自己点検体制や研修の充実を図るべきである。

行政コストは税金の使途として非常に重要なテーマであり、予算の執行に要する人件費が効率的に使用されるよう、効率的な業務が行われることが肝要である。子育て世代の各種申請の数は多く、たとえば、意見 4-6-1 のように各種手順のオンライン化（DX 化）による効率化は重要な施策となる。

また、数年サイクルでの人事異動を前提とする組織において、評価の方針や結果を文書化・ルール化する体制が組織として整備されていないため、継続的かつ効率的な施策改善が妨げられていると考えられる。意見 4-8-3 のように、債権回収は重要である一方で、行政コストとの平仄を欠いてはならず、費用対効果が最大化するような対応が望まれる。

一方で、子ども関連の事業に係る予算は多額であり、その適切な執行や事業者の資金繰りに影響のある適時の概算払いも子ども関連の施策において非常に重要である。この点、こども保育課において行政事務処理の遅延があり、補助金の概算払いが年度末にずれ込むなど、迅速な執行に課題がある。

(5) 事業の施策が市民のニーズに応えているか。施策の成果指標の設定・評価方法は妥当か（有効性）。

対象課	No.	指摘事項及び意見の内容
全般	意見 1-1-1	KPI は本来の目的と直結する指標として設定・評価されるべきであり、形式的な達成や外的要因による達成を成果とみなす現行の評価手法は適切とは言い難い。目的達成に資する KPI 設定と厳格な自己評価・運用を通じ、事業者に対しても規律ある対応を行うことが求められる。
こども支援課	意見 2-1-3	市立保育所の民営化について、目的とその達成状況等に関して、具体的な効果測定の方針（ルール）が存在せず、評価の実施及び明文化が望まれる。
こども支援課	意見 2-4-1	子ども会及び放課後児童クラブの待機児童が継続的に発生しており、待機児童の解消に向けて放課後児童クラブの新たな開設の働きかけを継続していくことが望まれる。
こども保育課	意見 3-5-1	施設の修繕及び耐震診断に係る補助（保育環境向上事業）については、定員数に加え、施設の老朽化の程度や修繕の緊急性・必

対象課	No.	指摘事項及び意見の内容
		要性等を考慮した柔軟な補助額の上限額設定が望まれる。
こども福祉課	意見 4-7-1	母子等福祉事業について、富山市が独自で指定する対象講座や資格を定めず、申請があればその都度検討している状況であり、利用拡大を図っていく余地がある。
こども健康課	意見 5-2-3	放課後等デイサービス事業の評価に関して、成果指標の設定が社会的要因による利用者数の自然増に依存しており、この達成をもって事業評価を「A」とすることは評価の妥当性に疑問が残る。
まちなか総合ケアセンター	意見 6-2-1	産後ケア応援室の利用者数の増加に向けて事業のより一層の周知が望まれる。また、市民税非課税世帯やひとり親世帯が対象となる利用料減免制度の活用実績がほとんどなく、真に支援を必要とする世帯に対して制度の活用を促す工夫が求められる。
まちなか総合ケアセンター	意見 6-2-2	産後ケア事業が、事業が継続していることのみをもって計画どおり進捗している（A 評価）と評価することは適切ではない。

前述のとおり、中長期的な展望を見据えた計画の策定は重要である。一方で、計画の立案及び遂行は目標に対する手段であり、それ自体が目的ではない。目標とすべき点が達成されるような計画立案や KPI の設定、PDCA サイクルの徹底が欠かせないと考えられる。

前掲のとおり、各施策の実施にあたり、事業評価指標の設定及び目的達成度を客観的に測定・評価する体制が十分に整備されていない。例えば、こども健康課やまちなか総合ケアセンターにおいては、事業評価が外的要因による利用者数の自然増や事業の継続状況をもって達成されたとされており、支援の有効性や市民の潜在的ニーズの把握に資する指標設計が不十分である点が共通の課題である。

こども保育課における保育環境向上事業に関しては、施設の老朽化の程度にかかわらず定員数に基づいて補助金の上限額が設定されているため、支援の重点化が図られておらず、真に支援を要する事業者への適切な資源配分に向けた制度改善が求められる。

その他、こども福祉課における母子等福祉事業やまちなか総合ケアセンターの産後ケア応援室では、市民のニーズを汲み取り、より一層制度の活用を促す工夫が求められる。

(6) 補助金の交付要綱が整備され、同要綱に従い補助金の財務事務が適切に執行されているか。執行率が低い補助金について、予算の積算方法、補助内容及び周知活動が適切か（合規性）。

対象課	No.	指摘事項及び意見の内容
こども支援課	指摘 2-1-2	民営化保育所保育引継事業において、補助金の対象者に限定列挙されていない「事務長」が補助金の算定対象に含まれていた。

こども 保育課	指摘 3-8-1	体調不良児対応型病児保育事業において、補助基準額表の記載が曖昧なため、補助金申請者間で社会保険料の取扱いに関する解釈に差異が生じ、補助対象経費の範囲に不均衡が認められた。
------------	----------	---

前述のとおり、補助金は主に税金が原資であることから、補助金の交付は公平であるべきであり、その算定にあたっては、基礎となるパラメータ（補助対象経費の範囲など）が要綱等により明確かつ客観的に定義され、同一条件の申請者が同一基準で取り扱われることにより、公平性と透明性が確保されるべきである。

しかしながら、市では、補助金交付の対象経費範囲について厳密な定義付けが不足している事例があり、申請者間で補助対象経費の範囲に不均衡が生じていた。

また、補助対象者を限定列挙している交付要綱の趣旨に反し、担当者の解釈による判断により要綱に明示されていない経費が補助金算定の対象に含まれている事例も確認された。

恣意的運用を排除し得る明確な交付基準の整備・運用が求められる。

（ 7 ） 対象事業の指導監査は適切に実施されているか。

対象課	No.	指摘事項及び意見の内容
指導 監査課	意見 5-1-2	障害児通所支援事業者に対する運営指導（指導監査）の実施頻度が原則「3年に1回」と規定されている一方で、設立年度を含む3か年度中に指導監査が実施されていない事業所があった。

税金等を原資として交付された補助金が適切に使用されているかの検証を含め、補助金交付対象の事業者への運営指導は重要である。

この点、障害児通所支援事業者に対する運営指導（指導監査）の実施頻度が原則として3年に1回と規定されている中で、設立年度を含む3か年度中に1度も指導監査が実施されなかった事業所が存在した。本件について、市で規定した頻度の規定が「年度単位」なのか「暦年」なのか不明確なため、その対応が原則的な対応といえるかどうかは明確ではないものの、富山市の各種計画等の多くが年度単位で制定されている点や、障害児通所支援事業等での不正受給事案が昨今多発している点などを踏まえても、適時な指導監査の実施が望まれる。

（ 8 ） 過年度包括外部監査の指摘事項・意見に対する措置は適切か（合規性）

対象課	No.	指摘事項及び意見の内容
こども健康課及び 行政経営課	指摘 5-5-1	指定管理者が長年同一の配賦率を用いて法人管理費を按分しており、算定根拠が不明確である点が過年度の包括外部監査で指摘された。指定管理者制度を所管する行政経営課は収支差額の確認に重点を置いているため、配賦基準そのものの妥当性を検証する仕組みが不足している。

過去の包括外部監査では、こども家庭部や子ども・子育て支援施策が主題として取り上げられたことがないことから、今回の監査テーマに直接関連する過年度包括外部監査の指摘事項

等は該当しないものの、他の監査テーマに関連して同部所管事務が指摘事項や意見とされた事例について、その後の市の対応状況が適切かを検討した。

その結果、過年度の包括外部監査の指摘事項に対する対応が不十分である事項が検出された。今回検出された事項が今後適切に対応されることを期待したい。

第4章：第2期富山市子ども・子育て支援事業計画

1. 第2期計画の概要

富山市は、子ども・子育て支援新制度に基づき、「第2期計画」を令和2年度から令和6年度までの5か年計画として策定した。この計画は、子ども・子育て支援事業の推進に加え、子どもの貧困対策推進計画を兼ねている。

第2期計画は、以下の5つの基本目標とそれに紐づく施策の方向性によって構成されている。

基本目標	概要	施策の方向性（抜粋）
I. 子育て意識の啓発と相談機能の充実	保護者の子育てに関する意識啓発と、子育て相談体制の充実を図る	子育て世代包括支援センター等における相談体制の充実、家庭児童相談員の設置、男女共同参画社会の推進。
II. 子育て家庭への支援の充実	多様化するニーズに対応した保育サービス等の充実、家庭・地域における子育て環境の整備	保育サービス等の充実（安定した保育の提供、特別保育の充実、病児・病後児保育の推進）、放課後児童健全育成事業の拡充、ファミリー・サポート・センター事業の充実。
III. 健やかに子どもが育つ環境づくり	切れ目のない母子保健サービスの提供、食育、小児医療の充実、遊び・住環境の整備、安全対策	母子保健サービスの充実（妊産婦・乳幼児健康診査、産後ケア事業、妊産婦訪問指導）、子どもかがやき教室（放課後子ども教室）の開設。
IV. 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援	要保護児童への支援、ひとり親家庭等への支援、障害児施策の充実、経済的支援、子どもの貧困対策	要保護児童対策地域協議会の運営、子ども家庭総合支援拠点運営事業、ひとり親家庭等への自立支援給付金支給、ひとり親家庭学習支援、多子家庭等の副食費軽減。
. 子育てと仕事の両立支援	ワーク・ライフ・バランスの意識づくり、雇用環境の整備	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発、男女双方の育児休業取得や多様な働き方の普及・促進等、働きやすい職場環境の整備充実。

第2期計画では、子ども人口の減少が見込まれる中でも、保育需要の増加（特に低年齢児）に対応するため、教育・保育事業の量の見込みと確保方策（令和6年度）として以下の目標を掲げ、確保方策を定めた。

事業区分	令和6年度の量の見込み（市域全体）	令和6年度の確保方策（市域全体）	確保方策の実施内容（抜粋）
教育・保育事業	14,653人	16,394人	低年齢児の入所希望の増加傾向を踏まえ、保育

事業区分	令和6年度の量の見込み（市域全体）	令和6年度の確保方策（市域全体）	確保方策の実施内容（抜粋）
			所定員の拡大や定員の弾力的運用等により、確実に提供する。
放課後児童健全育成事業（クラブ・子ども会）	6,066人 （放課後児童クラブ換算）	6,735人 （クラブ82か所、子ども会61か所）	クラブ数の増加（東部、南部を中心に）を図り、地域の実情に応じた開設時間の延長を促す。
一時預かり事業（幼稚園型除く）	15,926人 （一時保育、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ合計）	17,010人 （確保）	量の見込みを上回る供給体制を維持・確保する。
病児・病後児保育事業	13,200人 （延べ人数）	13,280人 （病児・病後児対応型7か所、体調不良児対応型54か所）	病児・病後児対応型、体調不良児対応型ともに実施か所数の拡大を目指す。

また、第2期計画の期間中、支援が必要な児童等の実情把握や関係機関との調整を行うため、子ども家庭総合支援拠点（平成31年4月設置）及び子育て世代包括支援センター（平成27年10月設置、市内7か所）を中心に、母子保健と福祉部門が連携を図り、児童虐待等の深刻な事案に至らないよう対応が図られた。

（1） 富山市独自の保育関係の施策の概要

富山市は、国の新制度に基づく事業に加え、子育て世帯の経済的負担軽減や、子どもの貧困対策、地域社会全体で子育てを支えるための独自の施策を積極的に展開している。第2期計画においては、主に次の施策を掲げ実行した（現時点で継続しているものも含まれる）。

経済的支援・負担軽減策

- **多子家庭等の副食費軽減事業**：国の無償化制度ではカバーされない世帯を対象に、経済的負担の軽減を図るため、年収が360万円以上640万円未満の世帯の第3子以降の2号認定児童について、月額4,500円を上限として副食費の減額を行う事業を実施した（基準年：平成30年度）。
- **ひとり親家庭等への利用料助成**：ひとり親家庭の親に対し、仕事と育児の両立ができる環境を整備するため、以下の利用料助成を実施した。
 - **ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成事業**：利用料の4/5を助成（年度内の上限額は合計2万円）。

- **ひとり親家庭病児保育利用料助成事業**：利用料の 1/2 を助成（ただし、1/2 の額が 1,000 円を超える場合は 1,000 円）
- **放課後児童健全育成ひとり親家庭支援事業**：放課後児童健全育成事業を実施する社会福祉法人等に対し、ひとり親家庭の対象児童の 8 月分の利用料を 1 名あたり 5,000 円助成することにより、法人等は利用者の利用料を 5,000 円減額する。
- **ひとり親家庭等家賃助成事業**：ひとり親家庭が、市内の居住推進地区（まちなかまたは公共交通沿線）以外の地域から当該地区の民間賃貸住宅に転入・転居する場合、家賃の一部を補助し、居住推進地区への転居を促進。
- **市営住宅における母子世帯向住宅の供給**：ひとり親世帯に対しては、9 団地の 43 戸を母子世帯向けの特定目的住宅に指定し、限定して提供することで住まいの確保を支援。

人材・地域連携施策

- **シニア保育サポーター事業の実施**：市立保育所の環境整備や諸行事の準備等の業務を補助するため、概ね 60 歳以上のシニア世代のボランティアを募集し、保育環境の向上と児童の世代間交流の機会創出を図る。
- **ひとり親お助け隊事業**：ひとり親アテンダント（専任職員 1 名）を配置し、様々な支援の情報提供や、要望に応じた手続きの付き添いを行うなど、一人ひとりに寄り添ったサポートを提供。
- **こどもまんなか運賃無料化**：第 2 期計画には施策化されていなかったが、令和 6 年 4 月から市営コミュニティバスと地域自主運行バスの小・中学生の運賃無料化を実施。

貧困対策と教育支援

- **ひとり親家庭学習支援事業**：ひとり親家庭の中学生を対象に、学習習慣と基礎学力の定着を図り、貧困の連鎖を断ち切ることを目的に、学習塾形式での学習支援（月 2 回、1 回 2 時間）を実施。
- **ベビーボックスプレゼント事業**：赤ちゃんの誕生を祝福し、育児の相談や支援のきっかけとするため、出生届出時に引換券を渡し、子育て世代包括支援センターで育児用品を詰め合わせたベビーボックスをプレゼントし、相談に応じる事業を実施（平成 30 年 8 月開始）

（ 2 ） 第 3 期計画の概要及び第 2 期計画との主な変更点

第 3 期計画の概要

富山市は、令和 7 年度を始期とする次期計画として、「富山市こども計画」（第 3 期富山市子ども・子育て支援事業計画を包含）の策定を行った。この計画は、国の「こども基本法」（令和 4 年 6 月制定）及びそれに基づく「こども大綱」の理念を反映したものであり、その

計画の基本理念は、「すべての子ども・若者の生きる権利と豊かな育ちが尊重される環境づくり」及び「子育てに喜びや生きがいを感じる生活を社会全体が応援する環境づくり」である。

- 第3期計画の基本目標Ⅰは「こどもまんなか社会」の実現である。富山市は、子どもたちのために何が最もよいことかを常に考え、健やかで幸せに成長できる社会を目指すという「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、令和5年6月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行っている。
- 「こども家庭センター」の設置：第2期計画の期間中、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）が連携して支援を行ってきたが、令和4年6月の児童福祉法の改正により、第3期計画の開始直前である令和6年4月に、両機能を一元化した「こども家庭センター」が開設された。このセンターを中心に、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、児童福祉と母子保健の両面から一体的・切れ目のない相談支援を行う体制が構築された。
- 計画の基本目標の再編：第3期計画では、基本目標が以下のように再編・拡充されている。
 - 基本目標Ⅰ：「こどもまんなか社会」の実現
 - 基本目標Ⅱ：子ども・若者が権利の主体であることの共有（子ども・若者の権利についての理解啓発、ジェンダー平等推進など）
 - 基本目標Ⅲ：子どもが健やかに育つ環境づくり（母子保健サービス、学校教育の充実、不登校の子どもへの支援、いじめ防止、相談体制などの充実）
 - 基本目標Ⅳ：若者が自分らしく社会生活を送るための環境づくり（高等教育支援、就業・生活支援など）
 - 基本目標Ⅴ：子育て家庭への支援（保育サービス、家庭・地域での子育て支援、雇用環境整備など）
 - 基本目標Ⅵ：社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援（児童虐待対応、ひとり親家庭支援、障害児支援、ヤングケアラー支援、子育てに対する経済的支援、子どもの貧困対策など）

第2期計画との主な変更点と新たな重点課題

第3期計画では、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に対応し、以下のような新たな視点が取り入れられている。

- **ヤングケアラーへの支援の明確化**：第3期計画では、ヤングケアラーへの支援が基本目標Ⅵの施策として独立し、支援に取り組むことが明確化された。関係機関が情報を共有し、ヤングケアラーの状態を把握し、連携して対応することが求められている。
- **障害児・医療的ケア児への支援強化**：在宅で医療的ケアを必要とする児童が増加傾向にあること（令和5年時点で88人と推定）を踏まえ、障害のある児童や医療的ケア児

等への支援が基本目標 VI として重点化されている。成果目標として、認定こども園等における医療的ケア児の利用人数を令和 11 年度までに 30 人以上（5 年間の累計）とすることが設定されている。

- **増加する教育課題への対応**：不登校やいじめの増加傾向を踏まえ、基本目標 III において、不登校の子どもへの支援（学校、家庭、関係機関との連携、居場所づくり）や、いじめや不適切な指導の防止（早期発見・対応の徹底、教員の資質向上）が明確な施策として位置づけられている。
- **相談体制の一層の充実**：「こども家庭センター」の開設に加え、地域子ども・子育て支援事業の一つである利用者支援事業では、従来の「特定型」に加え、令和 7 年度からは「こども家庭センター型」として一体的な相談支援を実施する。
- **教育・保育事業の量の見込みの推移**：第 3 期計画における教育・保育事業の「量の見込み」は、富山市の子ども人口減少予測に基づき、令和 7 年度から令和 11 年度にかけて、1 号、2 号、3 号認定の全てにおいて減少傾向が推計されている。例えば、3 号認定（0 歳）の量の見込みは、令和 7 年度の 1,029 人から令和 11 年度の 1,002 人へと減少が見込まれている。確保方策としては、この減少傾向を踏まえつつ、量的には確保量を維持・継続していく計画である。
- **若者支援の組み込み**：「子ども・若者育成支援推進大綱」が「こども大綱」に包含されたことを受け、第 3 期計画では、若者施策（基本目標 IV）を新たに組み込み、高等教育の修学支援や、ひきこもり・ニートへの相談体制の充実が図られた。富山市は、福祉奨学資金やひとり親家庭奨学資金などにより、経済的に困難な若者の修学を支援するとしている。

2. 計画の評価と進捗管理

子ども・子育て支援に関する各種施策の進捗状況を的確に把握し、基本理念の達成に向けた施策の効果を検証した上で、計画の見直しや施策の改善・充実を図るためには、PDCA サイクルの確立が重要である。すなわち、計画の策定（Plan）及び実施（Do）に加え、目標達成状況や計画策定後の施策について適切に評価（Check）し、必要に応じて改善（Action）を行う体制を構築することが求められる。この点に関し、令和 6 年度をもって計画期間が終了した第 2 期計画について、施策の実施状況や成果等を踏まえた総括的な検証を行う。

（1） 計画の策定（Plan）

第 2 期計画の策定にあたっては、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体代表者等で構成される「富山市子ども・子育て会議」において、事業の在り方や事業ニーズ量等、計画策定に必要な事項について審議を行い、その審議結果を計画に反映した。くわえて、富山市における子育て支援に関するニーズを把握するため、平成 30 年 11 月に子育て中の保護者

を対象としたアンケート調査を実施し、得られた子育ての現状や支援に対する意向等の調査結果は、新規サービスの目標事業量の設定や施策推進の検討資料として活用した。さらに、計画(案)に対してはパブリックコメントを実施し、市民意見の反映に努めた。なお、第2期計画においては、子ども人口の減少が見込まれる状況下においても、保育需要の増加(特に低年齢児)に対応するため、令和6年度に向けて教育・保育事業の量的見込み及び確保方針に重点を置いていた。

(2) 実施(Do)、評価(Check)

令和2年度から令和6年度まで「第2期計画」に基づき、5つの基本目標、21の施策のもと210の事業を実施している。これらの事業について、富山市では、「A:計画どおり進捗している」、「B:ある程度進捗している」、「C:あまり進捗していない」、「D:廃止・未実施」の4段階で評価した。令和6年度末における評価を行った結果が下図となる。評価結果の内訳は、A評価が171事業(81.4%)、B評価が7事業(3.3%)、C評価が22事業(10.5%)、D評価が10事業(4.8%)となっている。

基本目標と施策		事業数	評価			
			A	B	C	D
全体		210	171	7	22	10
基本目標 子育て意識の啓発と相談機能の充実		30	28	0	2	0
1	子育てについての意識啓発	6	4	0	2	0
2	子育て相談体制の充実	13	13	0	0	0
3	教育相談の充実	4	4	0	0	0
4	男女共同参画社会の推進	7	7	0	0	0
基本目標 子育て家庭への支援の充実		50	43	2	5	0
1	保育サービス等の充実	15	14	0	1	0
2	学校教育の充実	4	4	0	0	0
3	家庭や地域における子育て環境の充実	31	25	2	4	0
基本目標 健やかに子どもが育つ環境づくり		76	53	5	14	4
1	母子保健サービスの充実	45	33	2	6	4
2	「食育」の推進	4	3	1	0	0
3	小児医療の充実	2	2	0	0	0
4	遊び環境の整備	2	2	0	0	0
5	住環境の整備	2	2	0	0	0
6	安全でやさしいまちづくり	5	3	0	2	0

基本目標と施策			事業数	評価			
				A	B	C	D
7	青少年期の心と身体の健康づくり		16	8	2	6	0
基本目標 社会的養護が必要な子どもや 援助を要する家庭への支援			51	46	0	1	4
1	要保護児童等への支援		7	7	0	0	0
2	ひとり親家庭等への支援		19	17	0	0	2
3	障害児施策の充実		18	15	0	1	2
4	子育てに対する経済的支援		7	7	0	0	0
5	子どもの貧困対策			全事業再掲			
基本目標 子育てと仕事の両立支援			3	1	0	0	2
1	ワーク・ライフ・バランスの意識づくり		2	1	0	0	1
2	雇用環境の整備		1	0	0	0	1

(3) 改善 (Action)

令和7年度から令和11年度を計画対象期間とした「富山市こども計画(令和7年3月)」の策定にあたり、第2期計画の課題は次のとおり整理されている。

- 基本目標 : 子育て意識の啓発と相談機能の充実に向けては、引き続き啓発活動や相談事業を行うとともに、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、参加者が減少したセミナー等への参加促進を図る必要がある。
- 基本目標 : 子育て家庭への支援の充実に向けては、保育サービスの充実や学童保育の必要量の確保、子どもの遊びや体験活動につながる事業の推進に取り組んでいく必要がある。
- 基本目標 : 健やかに子どもが育つ環境づくりに向けては、子どもの発育・発達状況等を確認する機会となる乳幼児健康診査の受診率の向上に努めるとともに、こどもの健康づくりに向けた各種取組の推進を図る必要がある。
- 基本目標 : 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援に向けては、誰一人取り残されることのないよう取組みの更なる充実を図る必要がある。
- 基本目標 : 子育てと仕事の両立支援に向けては、仕事と生活の調和の推進や共働き・子育てしやすい環境づくりに向けて、引き続き取組みの推進を図る必要がある。

3. 監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

【意見 1-1-1】	第2期計画における施策の事業評価指標及び評価方法
------------	--------------------------

目標値（KPI）は、本来組織が達成すべき目的のために具体的に設定される指標であり、目標値の設定は計画等の達成のために非常に重要であると考えられる。

一方で、目標値自体が自己目的化してしまい、目標値達成を通じて本来達成すべき目的が果たされないことが常に課題となり得る。いわゆる「コブラ効果」のように、本来の目的（毒蛇コブラの減少）のために関連性が高くない指標（コブラの死骸収集）への報奨金を出すことで、結果として逆効果（死骸収集を目的としたコブラ養殖による繁殖増加）が生じるリスクがあると言われている。

【意見 5-2-3】でも後述しているが、例えば富山市の第 2 期計画では、放課後等デイサービス事業の事業目標として「利用者延べ日数」が設定されている。当初このような目標値を設定した背景は、利用者の増加がサービス提供の充実を示すものと捉え、利用者ニーズへの対応が進んでいるものと判断されたと推察されるが、実際には社会的要因等による利用者増加が生じたことで結果として指標が自動的に達成されてしまった状況にあり、富山市はこの達成をもって評価を「A」としている。これでは、本来の目的が達成されたとは言い難い。

目的達成のためには、目標値達成と本来の目的達成とが密接に関連するような目標値を設定する（すなわち、「他の要因による目標値達成が生じない」ようにする）か、仮に他の要因による目標値達成があった場合には不十分な結果であるとするような自己評価を行う仕組みが必要であると考ええる。富山市にも、目的達成に足るような目標値設定や自己評価の仕組みの導入・改善を促したい。

第5章：各所管課における監査結果

1. こども支援課

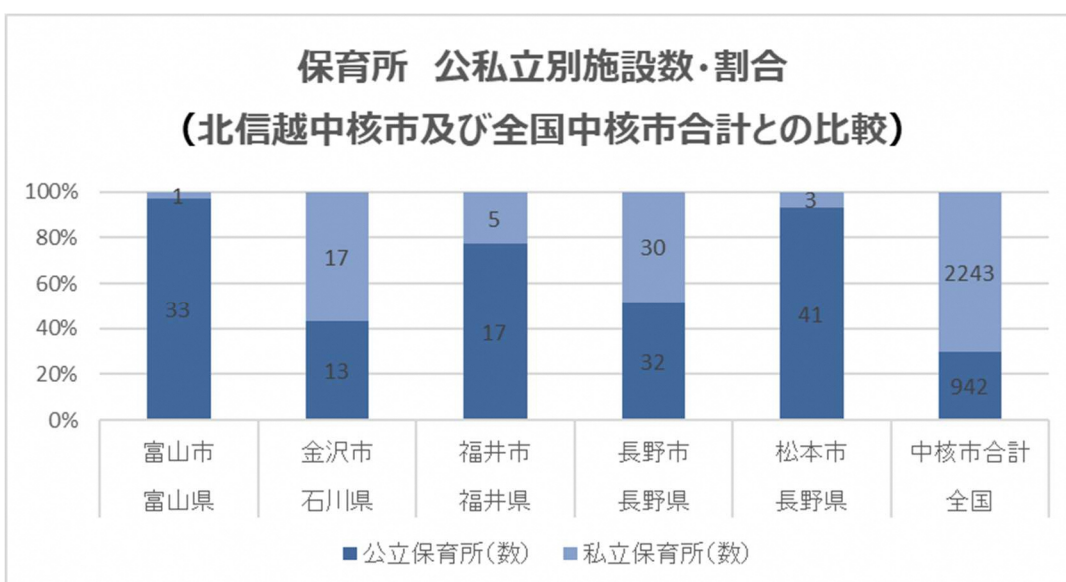
(1) 市立保育所等の民営化

事業概要

イ) 富山市の現状と課題

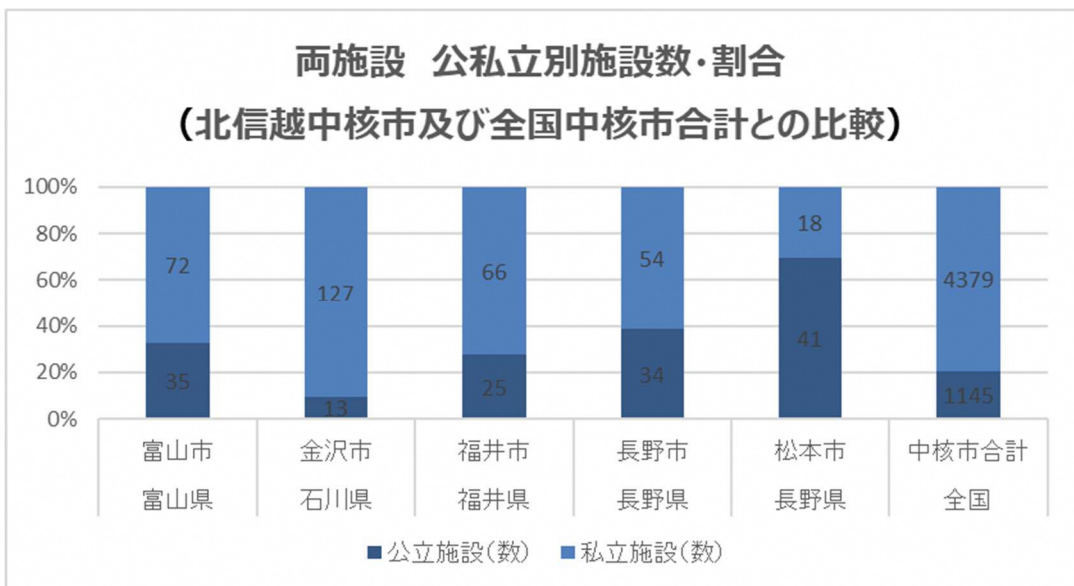
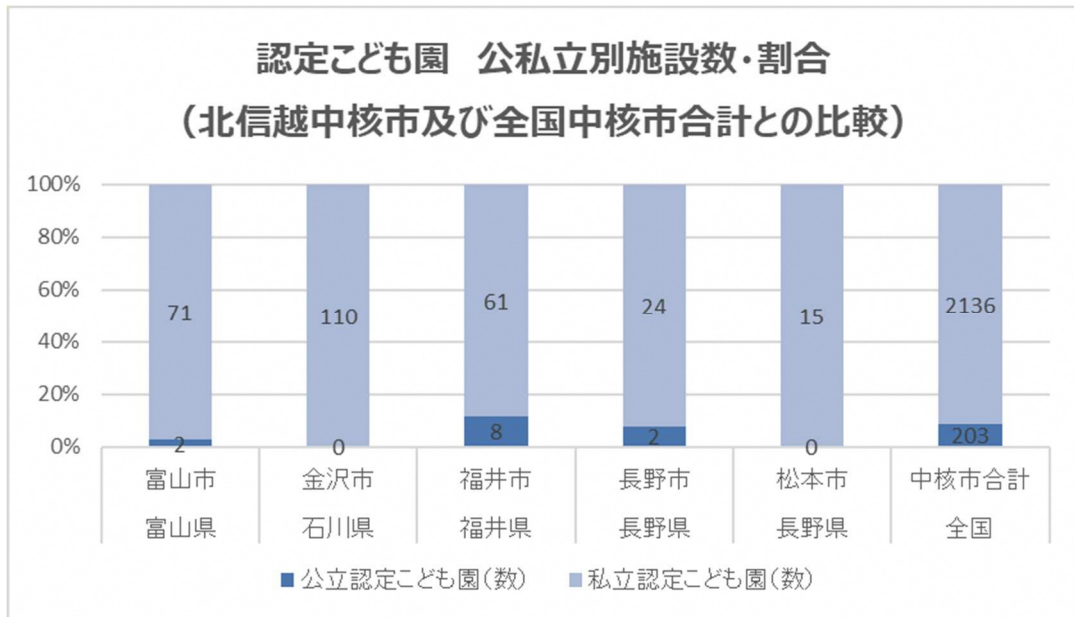
富山市では、平成 15 年度に民営化した「針原保育所」から、令和 2 年度に民営化した「西田地方保育所」「豊田保育所」、令和 5 年度に民営化した「堀川保育所」まで、これまで計 28 か所の市立保育所を民営化してきた。多様化する保護者ニーズに対応し、特別保育の充実を図るため、引き続き市立保育所の民営化を推進している。

令和 6 年 4 月 1 日現在における、富山市の市立・私立保育施設の施設数の内訳及びその割合を他の中核市（北信越及び全国合計）と比較し 100%積上げ棒グラフで示すと、次のとおりである（出典：『都市要覧』令和 6 年度）。



このグラフからは、富山市内の全保育所に占める私立保育所の割合（1 か所 ÷ 34 か所（=1 か所+33 か所）=2.9%）が他の中核市との比較においても非常に低いことがうかがえる。

ただし、ここでの「保育所」には「幼保連携型認定こども園」「幼稚園型認定こども園」「保育所型認定こども園」「地方裁量型認定こども園」（以下、「認定こども園」とする。）が含まれていない。認定こども園の公立・私立別の施設数の内訳及びその割合を他の中核市（北信越及び全国合計）と比較し 100%積上げ棒グラフで示すと、次のとおりである。



保育所及び認定こども園の私立施設数の割合は、富山市が67.3% (=72 か所 ÷ 107 か所 (=72 か所+35 か所))であり、全国中核市合計の同割合79.3% (=4,379 か所 ÷ 5,524 か所 (=4,379 か所+1,145 か所))に比べ下回る状況にある。一方で、北信越地方の中核市の状況を見渡すと、私立施設数の全体に占める割合には大きなばらつきがある。

この点、富山市の担当者に私立施設数の割合に関する状況及びその原因についてヒアリングを行ったところ、当初からの民営化の状況や郊外地域の有無など、市の実情に応じた原因があるのではないかと回答を得た⁶。

6 保育施設の公私比率に関しては、富山市議会の答弁においても「民営化する市立保育施設は、民営化対象保育所選定基準に基づき、... (中略) ...市立保育施設の役割である福祉的な配慮による児童の受入れ等も考慮し、市民サービスが低下しないよう個々の施設を取り巻く状況を踏まえて慎重に決定する必要があることから、市立、私立保育施設の適正な比率については一概に申し上げることができ」ないと富山市の考え方が示されている。(富山市議会令和6年3月

ロ) 取組みの概要

富山市は、民営化対象保育所の選定及び引受法人の選考について諮問する「富山市民営化対象保育所等及び引受法人選考委員会」の答申を受け、民営化の選定基準に適合する保育所について民営化を検討している。民営化の対象となる保育所の選定にあたっては、施設の経営的要件、規模的要件など、市が定める「民営化対象保育所選定基準」に照らしながら行っている。

八) 各年度の目標数値及び実績（平成 15 年度からの累計施設数）

民営化保育所数（累計）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	27 か所	27 か所	27 か所	28 か所	28 か所
実績	27 か所	27 か所	27 か所	28 か所	28 か所

（出典：第 4 期富山市行政改革実施計画（令和 6 年 3 月改定））

二) 富山市が考える、民営化の主な効果並びに市立保育施設の利点及び必要性⁷

富山市が考える市立保育施設の民営化の主な効果として、民営化した保育所では、市立保育施設では行っていない夜 8 時までの延長保育や休日保育などの特別保育を実施していることから、保護者の仕事と子育ての両立がより一層図られることに加え、各運営法人が音楽、英会話、運動などにおいて独自性を発揮した特色ある保育活動を行っていることから、保護者が子どもの個性の育みを考えて保育施設を選ぶことができるようになったことなどが挙げられる。また、保育所の民営化による財政面の効果として、市立保育施設数が減ったことに伴う施設維持管理費の減少及び保育士等の人件費の減少があると考えている。

一方で、市立保育施設のよい点としては、ベテランから若手まで様々な勤続年数の保育士が配置されており、また、保育士は定期的な人事異動によって多様な地域にある保育施設での経験を積んでいることから、幅広い知識を生かした質の高い保育が提供できることなどが挙げられるとしている。

そのうえで、市立保育施設の必要性として、児童数が少なく、私立施設での運営が難しい地域においても保育サービスを提供する役割に加え、福祉的な配慮により緊急的な保育が必要となった児童を受け入れる役割を担うことであるとしている。

ホ) 民営化における取組工程の概要（堀川保育所の事例）

定例会（第 5 日目）橋本雅雄議員からの質問に対する古川安代こども家庭部長の答弁より。）

⁷ いずれも、富山市議会令和 6 年 3 月定例会（第 5 日目）橋本雅雄議員からの質問に対する古川安代こども家庭部長の答弁より。

第4期富山市行政改革実施計画（令和3年度から令和7年度を対象）によると、市立保育所の民営化に係る各年度の取組工程を次の図表のとおり記載している。

各年度の取組工程					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 市立保育所Aの民営化					
対象保育所の選定	引受法人の募集・選考	引継事業	民営化の実施	職員派遣	
② 市立保育所Bの民営化					
			対象保育所の検討		
③ 対象保育所選定基準の見直し検討					
	基準見直しの検討作業				

本図表の「市立保育所A」はその後の選考を経て「堀川保育所」が該当し、堀川保育所は令和5年度に民営化されているが、民営化実施の前後において、主に次の事業（取組み）が行われている。

事業（取組み）	説明	時期
対象保育所の選定	富山市民営化対象保育所及び引受法人選考委員会（令和2年度 第1回:11月20日開催、第2回:11月27日開催）において、民営化対象保育所の選考が協議され、同委員会より市長に答申が行われた。	令和2年度
引受法人の募集・選考	富山市民営化対象保育所及び引受法人選考委員会（令和3年度 第1回:8月26日開催）において、引受法人の選考が協議され、同委員会より市長に答申が行われた。	令和3年度
引継事業	引受法人（移管先）が移管前1年間に保育引継事業に従事し、円滑な移管が行われることを目的として実施。引継従事においては、従事した法人職員に支払われた賃金等に対して、一定の補助金（民営化保育所保育引継事業）を支給した。	令和4年度
職員派遣	富山市職員である保育士（令和5年度:6人、令和6年度:3人、令和7年度:2	令和5年度～

事業（取組み）	説明	時期
	人)を対象施設(社会福祉法人)に派遣。 当該保育士の人件費相当額のうち、私立保育所への委託費に含まれる人件費基準額を超過した部分を富山市民営化保育所等補助金(派遣職員受入事業)として支給した。	

なお、上記の事業に関して、富山市では「富山市民営化保育所等補助金交付要綱」(平成17年4月1日制定。令和5年6月30日改定)を定め、保育所民営化に係る各種事業に対応する補助金を規定している。事業区分別の補助金等に関して、本要綱で次のとおり定めている。

事業区分	補助額又は補助率	添付書類 (実績報告)	備考
民営化保育所等保育業務引継事業	市長が定める補助基本額の2分の1	収支決算書 出勤簿	
民営化保育所等派遣職員受入事業	市長が定める額	収支決算書(様式第7号) 出勤簿	
民営化保育所等大規模修繕事業	全額	収支決算書(様式第7号)	公立保育所等の移管があった日から3年を経過する日までの間に終了する大規模修繕に限るものとし、当該期間内に1回の交付とする。
民営化保育所等大型遊具等整備事業	補助基本額の4分の3以内	収支決算書(様式第7号)	補助基本額は、市長が定める額(100万円以内)とする。公立保育所等の移管があった日から3年を経過するまでの間に終了する大型遊具等の整備に限るものとし、当該期間内に1回の交付とする。

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	市立保育所の民営化候補選定に関する基準及び選定手続は適切かの検証	令和6年度実績なしのため、令和5年度に民営化された堀川保育所を選定した。

No.	監査手続	抽出基準等
2	民営化の効果は検討されているかの検証	堀川保育所で民営化後に開催された運営委員会の議事メモを閲覧するとともに、令和6年11月に開催された富山市民営化保育所等運営協議会（西田地方、豊田、堀川）の議事録を閲覧した。
3	今度の民営化方針は明確かの検証	富山市民営化対象保育所等及び引受法人選考委員会の令和6年度第1回審議（11月15日開催 議事内容：富山市立保育所等の民営化に係る対象保育所等の選定基準について）の内容を閲覧した。

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	<p>次の点を除き、選定手続等について逸脱事項は検出されなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営化対象保育所の選考時点（令和2年度）において堀川保育所が「民営化対象保育所選定基準」の一部要件を満たしていなかった。市立保育所民営化に伴う事業者選定の過程で、当該選考に係る富山市民営化対象保育所及び引受法人選考委員会の事務局資料において、外部委員の判断に影響を及ぼすおそれのある資料が作成されていた。 ・民営化保育所保育引継事業において、補助金の対象として記載されていない者まで補助金の算定対象に含まれていた。 	<p>【指摘 2-1-1】</p> <p>【指摘 2-1-2】</p>
2	<p>富山市民営化保育所等運営協議会の議事録においても、保護者代表者からの民営化に伴う不安点の解消状況やメリットの意見が聴取されていたことを確認した。</p> <p>閲覧した資料からは逸脱事項は検出されなかったが、民営化による目的とその達成状況等に関して、評価の実施及び明文化が望まれる旨の意見を記載している。</p>	<p>【意見 2-1-3】</p>
3	<p>審議時の資料を閲覧し、民営化に関する選定基準の改正及び市有地活用について議論が行われていることを確認した。逸脱事項は検出されなかった。</p>	

ハ) 指摘事項及び意見

【指摘 2-1-1】	市立保育所民営化に伴う事業者選定の過程で、外部委員の判断に影響
------------	---------------------------------

	を及ぼすおそれのある資料の作成
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>「民営化対象保育所選定基準」(令和2年度当時。以下、「選定基準」という。)では、民営化の対象とする保育所の選定において各種要件を定めている。その1つとして「保育所の規模的要件」があり、そのうち「入所児童数」の項では「年度当初において、3年以上継続的に定員の90%以上が入所している」ことが規定されている⁸。</p> <p>【発見事項】</p> <p>保育所民営化に係る諮問機関である令和2年度第1回富山市民営化対象保育所及び引受法人選考委員会では、堀川保育所が民営化の対象として事務局資料が作成され、当該資料では、規模的要件判定の対象期間中、平成30年度の入所児童数が定員の90%を下回っていたものの、「規模的要件：○」と記載のうえ、直近3年間平均の定員充足率が90%を超過している旨が付記され、当該委員会に提示されていた。</p> <p>【直接的な原因】</p> <p>こども支援課によると、民営化対象保育所等の選定にあたっては、民営化対象保育所等選定基準に基づき、安定的な継続運営が見込まれる施設について、富山市民営化対象保育所等及び引受法人選考委員会へ諮問し、答申の内容を踏まえて決定したものであり、堀川保育所の平成30年4月の入所児童数は90%を下回ったが、改築後の平成31年及び令和2年は定員を増やし、入所児童数も増加しており、3年平均が90%を上回っていることから安定的な継続運営が見込まれる施設と判断し、基準に合致する(○)としたものである旨の回答を得た。</p> <p>【根本的な原因の分析】</p> <p>本件の要件(保育所等の規模的要件)が、民営化に伴い引受法人において経営面での懸念が生じないようにすることが主目的の1つであったとすると、本件の資料作成担当者の実質的な判断自体が必ずしも否定されるものではないとも思料される。</p> <p>一方で、本件の本質的な問題の所在は異なる場所にあるものと考えられる。具体的には、規模的要件を満たしていないことが外観的に明らかなか中、当該要件を満たしているかのような資料を作成して委員会の審議に提示することは、外部委員の判断に影響を及ぼすことになりかねない。</p> <p>形式的とはいえ選定基準の要件を満たしていないのであれば、民営化対象保育所の候補として提示すること自体に問題があると解されかねないし、仮に形式的な要件を充足していないものの実質的に問題がないと判断したのであれば、その点が明らかとなる資料を作成して委員会に提示すべきであろう。</p>	
【指摘 2-1-2】	補助金の対象者に限定列举されていない者の、当該補助金の算定対象

⁸ 選定基準には各種要件を満たさない場合の「例外規定」は記載されておらず、また、規模的要件(入所児童数)には「3年平均の定員充足率」に関する規定はない。

	化
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>富山市民営化保育所等補助金交付要綱及び別紙（民営化保育所保育引継事業について）では、民営化保育所保育引継事業（以下、「引継事業」という。）に係る補助金の額が規定されている。</p> <p>規定された補助金の算定過程においては、補助金の対象者が限定列挙で記載されており、当該対象者には「理事長」が記載されているものの「事務長」は記載されていない。</p> <p>【発見事項】</p> <p>本件補助金の算定裏付資料（富山市補助金引継事業給与受給状況報告書）では、補助金の対象者に限定列挙されていない「事務長」が含まれていた。</p> <p>【直接的な原因】</p> <p>こども支援課によると、堀川保育所では理事長業務を実質的に行う「事務長」が存在することを前提に、補助金の対象者とされている「理事長」を「事務長」と読み替えても差し支えないとの実務上の実質的な判断を行った旨の回答がなされた。</p> <p>【根本的な原因の分析】</p> <p>一般論として、「実務上の実質的な判断」を安易に認めてしまうと、担当者の解釈による判断によって支給額に差が生じる不公平な結果につながりかねない。そのため、補助金の算定基準は厳密に定義したうえで、その定義を一意に判断すべきである。</p> <p>仮に本件のように対象者に限定列挙されていない者（事務長）を算定の対象に加えるのが適切なのであれば、本件事業の補助金支給決定時において、対象者に明示的に加えるべきである。</p> <p>本件に限らず、補助金の算定過程（対象者を含む。）が一意的に明示されている中、担当者が「実務上の実質的な判断」を行うことで、拡大解釈を行っているかのような誤解を生じさせないように、組織全体として適切な判断尺度を持つことが望まれる。</p>	

【意見 2-1-3】	民営化による目的とその達成状況等に関する評価の実施及び明文化
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>前述のとおり、富山市では民営化後の保育施設を対象として民営化保育所等運営協議会が開催され、保護者代表者や施設代表者を招集して主に民営化に伴う課題（懸念点の解消状況や具体的なメリットを実感した点）の聴取を行っており、その点は非常に評価できる。</p> <p>一方で、当初の民営化の目的⁹に対して、具体的な効果測定の方針（ルール）は存在せず、特段の評価の実施や今後に向けた対応案の検討が明文化されていない。</p> <p>【発見事項】</p>	

⁹ 「民営化対象保育所の選考に関する答申について」（令和2年11月）によると、富山市立保育所の民営化は、保護者の多様なニーズに対応するため、民間活力を活用して、2時間延長保育や休日保育等の特別保育の拡充を図り、より利用しやすい保育所づくりを進めることを目的としているとされている。

市立保育所の民営化のような重要な施策については、具体的な効果測定の方針(ルール)を定め、評価及び今後に向けた対応案(反省点)を市役所内部で文書化することが望まれる。

【本件意見の背景】

本件に限らず、一般論として重要な施策の実施にはその目的が存在し、実施後には当該目的が達成されたかどうかを具体的に評価することが肝要である。具体的には、達成時・未達時にその背景(原因)を分析して、次の同様の施策に活かすことが重要であり、いわゆる PDCA サイクルと呼ばれる対応を行うべきである。

数年サイクルでの人事異動を前提とする組織では、過去の対応・分析内容を文書化しないと、現任の担当者がその経験を活かすことが難しいことから、各部署(担当者)の自発的な文書化に依存せず、組織として効果測定のルール化及び事後の文書化を行うことが望まれる。

(2) 地域児童健全育成事業費(運営事業費)

事業概要

イ) 目的及び概要

児童福祉法第6条の3第2項の規定により、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に対し、小学校の余剰教室などを利用して、健全な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ると同時に保護者の子育てと仕事の両立を支援する事業である。

市では各校区の運営協議会に地域児童健全育成事業(以下、「子ども会」という。)の運営を委託しており、委託料は、放課後児童支援員及び補助者の報酬、役務費、研修費、備品消耗品費、その他市長が認める経費を対象に各校区の子ども会の状況に応じて積算され決定されている。各運営協議会への支払いとして年4回(4月、7月、10月、1月)の概算払いが行われ、年度末に委託金の過不足額を精算している。

令和6年度の各校区の子ども会の設置の詳細は次のとおりである(表中の開設時間(平日)は終了時刻を示している)。

No	校区	開設時間 (平日)	開設時間 (長期休暇等)	開設日数 (年間)	児童数 (年間延べ利用 児童数)	児童数 (年間1日あ たり平均利用 児童数)	支援員の数 (年間平均)	専用区画 面積	児童1人当 たり専用区 画面積
1	芝園	17:00	13:00~17:00	236	4,736	20	3	131	6.42
2	西田地方	17:00	14:00~17:00	211	6,223	31	3	88	2.83
3	中央	18:00	8:30~16:30	229	8,001	36	4	123	3.41
4	柳町	17:00	10:00~17:00	221	2,874	13	2	65	5.07
5	桜谷	17:00	8:30~12:00	235	4,157	18	2	63	3.58
6	五福	17:30	なし	198	4,368	22	3	54	2.46
7	奥田	17:30	9:00~16:00	234	10,020	44	4	94	2.13
8	奥田北	18:00	9:00~17:00	222	6,286	28	4	93	3.31
9	東部	18:00	12:30~18:00	239	6,681	28	4	97	3.47
10	新庄	18:00	8:30~16:30	238	11,020	46	4	194	4.19
11	新庄北	17:30	8:30~12:30	241	9,575	40	4	119	2.97
12	藤ノ木	17:30	13:00~17:30	211	6,823	32	4	128	3.98
13	岩瀬	18:00	9:00~12:00	237	3,915	17	2	88	5.26
14	針原	17:00	9:00~12:00	227	4,556	21	3	58	2.70
15	浜黒崎	18:00	8:00~18:00	252	4,449	18	3	63	3.60
16	大広田	18:00	9:00~17:00	209	5,622	27	4	90	3.33
17	豊田	18:00	8:00~18:00	251	14,006	56	6	121	2.17
18	広田	18:00	8:30~16:30	238	8,117	34	5	83	2.44
19	神明	18:00	9:00~17:00	240	11,923	51	4	91	1.80
20	堀川	18:00	8:30~17:30	224	8,208	37	3	89	2.43
21	堀川南	18:00	13:00~18:00	232	7,401	33	4	121	3.65
22	光陽	17:00	14:00~17:00	211	5,610	26	3	97	3.70
23	山室	18:00	8:30~16:30	234	10,514	44	5	120	2.70
24	山室中部	18:00	8:00~16:00	250	16,411	66	6	127	1.93
25	蟻川	18:00	8:00~18:00	250	6,987	29	3	92	3.17
26	太田	17:00	9:00~12:00	221	7,169	33	3	65	1.98
27	萩浦	18:00	9:00~18:00	274	7,349	27	4	64	2.34
28	熊野	18:00	9:00~12:30	231	8,503	37	3	110	2.98
29	月岡	18:00	9:00~17:00	223	6,654	29	3	63	2.14
30	新保	18:00	8:30~12:30	224	9,617	44	4	98	2.25
31	四方	17:30	9:30~16:30	218	1,118	5	2	79	15.0
32	八幡	17:00	8:30~16:30	238	4,472	19	2	63	3.28
33	草島	18:00	8:30~12:30	227	4,720	22	3	65	3.00
34	倉垣	18:00	9:00~12:00	219	1,787	9	2	87	9.98
35	呉羽	18:00	9:00~17:00	253	12,369	48	5	62	1.28
36	長岡	18:00	13:00~17:00	220	2,696	13	2	72	5.66
37	寒江	18:00	8:00~18:00	239	1,661	7	2	42	5.97
38	老田	18:00	8:00~17:30	233	7,566	33	4	64	1.94
39	古沢	17:30	9:00~12:00	217	4,389	21	2	56	2.73
40	池多	18:00	なし	197	2,426	13	2	123	9.79
41	水橋中部	18:00	8:00~18:00	251	5,609	23	3	87	3.86
42	水橋西部	18:00	8:00~18:00	233	3,917	17	3	50	2.90
43	水橋東部	16:30	なし	197	3,576	18	3	123	6.81
44	三郷	17:30	9:00~17:00	236	9,482	41	3	69	1.69
45	上条	18:00	8:00~18:00	229	4,798	23	3	72	3.18
46	大沢野	18:00	8:30~18:00	284	8,630	30	4	132	4.34
47	大久保	18:00	8:30~18:00	286	7,784	28	4	48	1.73
48	船峠	18:00	8:00~18:00	275	3,469	13	3	107	8.27
49	上滝	18:00	8:00~18:00	251	5,653	22	3	152	6.83
50	大庄	18:00	8:30~18:00	250	10,998	44	4	142	3.24
51	福沢	18:00	8:30~18:00	256	2,385	10	2	54	5.68
52	八尾	18:00	8:00~18:00	296	13,158	49	4	69	1.42
53	杉原	18:00	8:00~18:00	284	23,573	83	4	114	1.38
54	保内	18:00	8:00~18:00	296	5,791	24	3	105	4.33
55	櫻尾	18:00	8:00~18:00	264	3,003	12	3	45	3.81
56	速星	18:30	7:45~18:15	273	7,250	26	4	60	2.27
57	鶴坂	18:30	8:00~18:30	297	12,262	43	4	103	2.39
58	宮野	18:00	8:00~18:00	239	12,408	52	5	53	1.03
59	古里	18:30	7:30~18:30	295	7,257	26	3	99	3.74
60	音川	18:00	8:00~18:00	291	2,147	8	3	49	6.07
61	山田	18:00	8:00~18:00	264	1,475	6	3	51	8.37
62	神通碧	18:00	8:30~17:00	252	2,069	8	2	89	10.8

(出典：市作成資料)

赤字の太字部分は次の条例の基準を充たしていない項目である。

<p>(富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例)</p> <p>(第9条2項)専用区画の面積は、利用者1人につきおおむね1.65平米メートル以上でなければならない。</p> <p>(第18条1項)放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、(中略)</p> <p>(1)小学校の授業の休業日に行う放課後事業健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2)小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後事業健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>(第18条2項)放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則(以下省略)</p>
--

ロ) 関連する法令や関連規則・事務マニュアル

- ・ 児童福祉法
- ・ 富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 富山市地域児童健全育成事業実施要綱

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年度実績
【 -3-5 地域児童健全育成事業の拡充】	開設箇所：60か所 夏休みの開設箇所：54か所	開設箇所：61か所 夏休みの開設箇所：58か所	開設箇所：62か所 夏休みの開設箇所：59か所

(出典：第2期富山市子ども・子育て支援計画)

地域児童健全育成事業の拡充については、令和6年度の事業目標を達成しており、計画どおり進捗している。

事業に関連する予算及び決算の推移、内訳

イ) 事業費の推移(3か年)

監査対象年度を含む、過去3年間の事業費の推移は次のとおりであった。

(単位：千円)

地域児童健全育成事業運営費	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	236,716	238,078	264,648
決算額	226,201	225,662	249,110

ロ) 監査対象年度における実績額の内訳

令和6年度の地域児童健全育成事業運営費の内訳は次のとおりであった。

(単位：千円)

地域児童健全育成事業運営費	当初予算額	決算額
事業運営委託料	258,108	242,227
施設管理費等	5,887	6,244
指導員研修委託等	153	153
施設設備関係	500	486

(出典：市作成資料)

八) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・国庫補助金 31,461 千円
- ・県補助金 31,385 千円

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	委託先である運営協議会の選定手続の適切性についての検証	運営協議会 62 か所全件
2	委託先である運営協議会に対する委託料の算出手続の適切性についての検証	運営協議会 62 か所全件
3	年度末における各運営協議会に対する委託料の精算額の算出手続の適切性についての検証	監査対象年度の発生した該当取引のうち、該当する運営協議会を監査人が指定 <ul style="list-style-type: none"> ・五福校下地域児童健全育成運営協議会 ・豊田校下地域児童健全育成運営協議会 ・寒江地区地域児童健全育成運営協議会 ・杉原校区地域児童健全育成運営協議会 ・保内校区地域児童健全育成運営協議会
4	各子ども会の運営状況について、「富山市地域児童健全育成事業実施要綱」及び「富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に照らした開設日数、支援員の設置状況等についての検証	運営協議会 62 か所全件

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考												
1	<p>(運営協議会の選定手続)</p> <p>市は子ども会の運営を校区ごとの運営協議会に委託しており、当該契約は特命随意契約となっている。特命随意契約の理由は、次のとおりである。</p> <p>62 の校区運営協議会は、地域児童健全育成事業を運営するために設立された小学校区ごとの地域住民や関係諸団体の住民で構成されている任意団体であり、所属している指導員等も校区の住民であることから、地域内での密な連携を通じて児童の健全育成及び福祉の増進を図ることが可能であるため、特命指名するものである。</p> <p>これは、随意契約ガイドライン 1 C エに規定されている「その業務の履行を目的として設立された団体等に委託するとき」に該当するものであり、随意契約とする一定の合理性が認められる。</p> <p>執行伺書兼業者選定書を閲覧した結果、運営協議会の選定手続は適切に行われているものとする。</p>													
2	<p>(運営協議会に対する委託料の算出手続)</p> <p>市は各校区運営協議会に対して、見積書の提出依頼を行い、各運営協議会から予定開設日数等に応じた支援員及び補助者の報酬等に基づく見積書が提出される。</p> <p>市は当該見積書に基づき、委託料の算出を行っており、特命随意契約の業者選定と併せて年度当初に決裁が行われる。</p> <p>見積書及び決裁書を閲覧した結果、運営協議会に対する委託料の算出手続は適切に行われているものとする。</p>													
3	<p>(運営協議会に対する委託料の精算額の算出手続)</p> <p>「業務委託契約書」第 6 条(履行状況等の報告)において、契約の履行状況等について発注者である市に報告を行うことが定められている。</p> <p>監査人が選定した運営協議会の令和 6 年度の支出命令額及び精算額は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="375 1803 1082 1993"> <thead> <tr> <th></th> <th>支出命令額 (千円)</th> <th>精算額 (千円)</th> <th>過不足額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五福校下</td> <td>2,466</td> <td>2,466</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊田校下</td> <td>7,100</td> <td>7,100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		支出命令額 (千円)	精算額 (千円)	過不足額 (千円)	五福校下	2,466	2,466		豊田校下	7,100	7,100		【意見 2-2-1】
	支出命令額 (千円)	精算額 (千円)	過不足額 (千円)											
五福校下	2,466	2,466												
豊田校下	7,100	7,100												

No.	結果/結論			備考	
	寒江地区	4,140	2,064	2,076	
	杉原校区	8,551	8,145	406	
	保内校区	5,173	3,669	1,503	
	<p>過不足額のマイナスは市に対する返還金額を表す</p> <p><u>・精算額が予算どおりで過不足額がゼロとなっている協議会</u></p> <p>年度末に不足額が発生している場合は委託料が増額されることはなく、年度中に子ども会の指導員体制の変更や長期休暇時期の新規開設などがある場合に関連経費の増額に伴う委託契約の変更が行われることとなっている。これは市の業務委託契約書第9条(契約の変更)において、契約の履行が完了するまでは仕様書等を変更することができる旨の定めに基づくものである。</p> <p>五福校下及び豊田校下の令和6年度の実績報告書を閲覧したところ、指導員の報酬等の実績が当初予算額を上回っていることから委託料の返還金額は発生せず、過不足額はゼロとなっている。</p> <p><u>・予算額が精算額を上回り、過不足額がマイナスとなっている協議会</u></p> <p>当初予算額として各運営協議会から見積書が提出され、支出命令額を概算払いで支払っているものの、年度末の精算時に指導員の報酬等の実績が当初予算額を大幅に下回った場合には、返還金額が発生することとなる。</p> <p>実際に、寒江地区、杉原校区及び保内校区の令和6年度の実績報告書を閲覧したところ、指導員の報酬額等の実績が当初予算額を下回ったことから返還金額が発生していた。</p> <p>委託料の精算手続は、履行状況等の報告を受け適切に行われているものの、多額の返還金額が発生していることから実績額に比べて当初予算額が過大となっている可能性は否定できない。委託料については、最終的に返還金を受けるとしても年4回の概算払いであり、不正な使い込み等のリスクを事前に防止することを考慮すると、予算額の決定時点において、運営協議会の過去の経費実績や委託料の返還実績等を考慮した上で、必要とされる支出命令額を決定することが望ましいと考える。</p>				

No.	結果/結論	備考
4	<p>(子ども会の運営状況)</p> <p>厚生労働省は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(規模、職員体制、開所日数・時間、施設・設備等)を定め、条例で定めるに当たって参酌すべき基準を明確にしている。</p> <p><u>・面積基準</u></p> <p>「富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」では国の基準を参考とし、専用区画の面積は、利用者1人につきおおむね 1.65 平米メートル以上でなければならないとしている。</p> <p>しかし、令和6年度の各校区の子ども会の設置の詳細を見ると、62か所の子ども会のうち、4か所において専用区画の面積が1.65平米メートル未満となっている。対応として利用児童が多いときは、他の部屋も使用しているということであるが、利用者の動向も踏まえた上で、学校の余裕教室の更なる確保等により面積基準について条例の要件を満たすように改善することが必要であると考えます。</p> <p><u>・開設日数</u></p> <p>「富山市地域児童健全育成事業実施要綱」では、年間250日以上開設することを定めた上で、地域の実情に応じて開設日数や開設時間の変更ができるものと定めている。</p> <p>令和6年度の各校区の子ども会の設置の詳細を見ると、年間開設日数250日以上が22か所、250日未満が40か所となっている。</p> <p>子ども会は、もともと地域の自治振興会が自主的に放課後児童の受入れを行っていたものであり、地域住民や関係諸団体の住民で構成されている任意団体である。そのため、現状は人手不足の中、指導員も高齢化している実情から、年間開設日数が250日に満たないところが過半である。</p> <p><u>・子ども会の運営と補助金</u></p> <p>令和6年度において、市の地域児童健全育成事業運営費の歳出は249,110千円となっている。一方、国、県の補助金として特定財源による歳入はそれぞれ42,922千円、42,846千円であ</p>	<p>【意見2-2-2】</p> <p>【意見2-2-3】</p>

No.	結果/結論	備考
	<p>り、市の負担が 163,342 千円となっている。</p> <p>国、県の補助金の交付基準を充たした場合は、国と県からそれぞれ 1/3 の補助金が交付され、市は 1/3 の負担割合になるが、現状は国、県が定める開設日数等の補助金の交付基準を充たしていないため、市の負担割合が大きくなっているものである。</p> <p>そのため、市は、各子ども会に対して国、県の補助金交付基準を満たすような働きかけを引続き行っていく必要があると考える。また、子ども会は原則として無料で運営されており、後述する放課後児童クラブに入らなかった地域児童の受け皿としても機能しているはずである。子ども会の指導員の人手不足や高齢化により開設日数等に制限が出ていることを踏まえた上で、実施主体である各校区の運営協議会に開設時間や日数の拡充を働きかけるとともに民間への委託など今後の方向性を引続き検討する必要があると考える。</p>	

八) 指摘事項及び意見

【意見 2-2-1】	運営協議会に対する委託料の概算払い
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>運営協議会の令和 6 年度の支出命令額及び精算額を閲覧した結果、寒江地区及び保内校区において、それぞれ 2,076 千円及び 1,503 千円と多額の返還金額が発生している。返還金額の発生原因は当初見積り時点の指導員の報酬額等と実績額に乖離があり、概算請求の見積りが過大であった可能性がある。</p> <p>一方で、運営協議会によっては地域の自治振興会からの助成金等がある場合があり、不足額が助成金等により補填されている実情がある。</p> <p>【発見事項】</p> <p>委託料については、最終的な精算により返還されるとしても年 4 回の概算払いであり、不正な使い込み等のリスクを事前に防止することを考慮すると、予算額の決定時点において運営協議会の過去の経費実績や委託料の返還実績等を考慮した上で、多額の返還が生じないように必要とされる支出命令額を決定することが望ましい。</p> <p>一方で、不足が生じている運営協議会では、地域の自治振興会からの助成金等がある場合があるとこども支援課でも把握されているのであれば、追加の予算計上を行うか、当初より若干の返還も見込んだうえでの予算計上を行うことが望ましい。</p> <p>【直接的な原因】</p> <p>当初見積り時点の指導員の報酬額等と実績額に乖離が生じたためである。</p>	

【根本的な原因の分析】

過不足いずれのケースも、当初見積り時において、各運営協議会から提出される計画の信頼性について、過去の経費実績や委託料の返還実績等を考慮した上で各運営協議会の実態に応じた支出命令額の算出が十分に行われていないためであると推察される。

【意見 2-2-2】 面積基準等条例の遵守

【前提となる事実の説明】

「富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」では国の基準を参考とし、専用区画の面積は、利用者 1 人につきおおむね 1.65 平米メートル以上でなければならないとしている。

しかし、62 か所の子ども会のうち、4 か所において専用区画の面積が 1.65 平米メートル未満となっている。

【発見事項】

対応として利用児童が多いときは、他の部屋も使用しているということであるが、利用者の動向も踏まえた上で、学校の余裕教室の更なる確保等により面積基準について条例の要件を満たすように改善することが望ましい。

【直接的な原因】

専用区画の面積が十分ではないためである。

【根本的な原因の分析】

専用区画は、放課後児童健全育成事業を開所している時間帯を通じて専ら当該事業の用に供するものでなければならないが、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではないと条例で規定されており、当面の間、利用児童の数に応じた柔軟な対応をしているためである。

【意見 2-2-3】 子ども会の運営と補助金

【前提となる事実の説明】

国、県の補助金として特定財源による歳入はそれぞれ 42,922 千円、42,846 千円であり、市の負担が 163,342 千円となっている。これは、国、県が定める開設日数等の補助金の交付基準を充たしていないため、市の負担割合が大きくなっているものである。

【発見事項】

市は、各子ども会に対して国、県の補助金交付基準を満たすような働きかけを引き続き行っていく必要があると考える。また、子ども会は原則として無料で運営されており、児童クラブに入らなかった地域児童の受け皿としても機能しているはずである。子ども会の指導員の人手不足や高齢化により開設日数等に制限が出ていることを踏まえた上で、実施主体である各校区の運営協議会に開設時間や日数の拡充を働きかけるとともに、民間への委託など今後の方向性を引続き検討する必要があると考える。

【直接的な原因】

子ども会の開設日数等が国、県が定める補助金の交付基準を充たしていないためである。

【根本的な原因の分析】

子ども会は地域住民や関係諸団体の住民で構成されている任意団体であり、指導員の人手不足や高齢化もあり、開設時間や長期休暇中の開設等の基準を満たすほどの事業を行っていない地域の実情がある。

(3) 放課後児童健全育成事業費（運営事業費）

事業概要

イ) 目的及び概要

児童福祉法第6条の3第2項の規定により、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、家庭に代わる生活の場を提供するため、社会福祉法人等が行う放課後児童健全育成事業の運営に対して助成を行うことにより、児童の健全育成を図ると同時に保護者の子育てと仕事の両立を支援する事業である。

放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童クラブ」という。）は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校法人等により運営されており、放課後児童クラブに要する経費（基本額、開設日数加算、長時間加算、障害児受け入れ推進費等）に対して補助金が交付されている。

補助金は、年度初めの交付申請に基づく概算額により年4回（4月、7月、10月、1月）の支払いが行われ、年度末に補助金額の確定により精算される。

令和6年度の放課後児童クラブの設置の詳細は次のとおりである。

No	放課後児童 クラブ名	開設時間 (平日)	開設時間(長 期休暇等)	開設日数 (年間)	児童数(年 間延べ利用 児童数)	児童数(年間1 日あたり平均利 用児童数)	支援員の 数(年間 平均)	専用区 画面積	児童1人 当たり専 用区画面 積
1	星槎学童保育富山A	11:00 18:31	7:30 16:30	264	374	23	5	105.78	4.60
2	星槎学童保育富山B	11:00 20:00	11:00 20:00	264	474	29	4	125.8	4.34
3	しばそのキッズ	12:30 19:30	7:00 19:30	299	570	36	11	101.77	2.83
4	こうようキッズ	12:30 19:30	7:00 19:30	299	245	16	9	100	6.25
5	ハレア学童保育	12:00 20:00	8:00 20:00	289	763	42	11	83	1.98
6	ハレア学童保育エジソン	12:00 20:00	8:00 20:00	289	631	36	11	86.69	2.41
7	ハレア学童保育ニュートン	12:00 20:00	8:00 20:00	291	613	33	4	120	3.64
8	アフタースクールしみずまち	11:00 19:00	7:45 19:00	263	468	31	9	95.75	3.09
9	アフタースクールフリーポート	13:00 20:00	8:00 19:00	283	340	39	2	113	2.90
10	桜谷キッズクラブ	9:00 18:31	7:00 18:30	289	674	43	6	137.4	3.20
11	かたかご学級	14:15 18:45	10:15 18:45	260	732	41	7	85	2.07
12	おくだっこ学童クラブ	14:00 19:00	7:00 18:00	289	430	27	4	78.15	2.89
13	こどものいえ	14:00 19:00	7:45 19:00	252	469	28	10	87.36	3.12
14	ガンバ村キッズ新庄	13:00 19:00	8:00 19:00	258	585	33	9	137.01	4.15
15	ときわっこ学童クラブ	14:00 18:31	7:00 18:31	255	644	39	2	85	2.18
16	かみいいのキッズ	12:00 19:00	7:00 19:00	298	472	31	4	72.46	2.34
17	新庄さくら・キッズ	14:00 18:31	8:30 17:00	256	652	39	3	127	3.26
18	新庄さくら・北キッズ	14:00 18:31	8:30 17:00	256	446	28	4	154.01	5.50
19	わかくさひまわり・Aキッズ	14:00 18:31	8:30 17:00	252	708	42	4	124.94	2.98
20	わかくさひまわり・Bキッズ	14:00 18:31	8:30 17:00	253	757	44	5	115.1	2.62
21	わかくさよつば・キッズ	14:00 18:31	8:30 17:00	253	558	35	4	140.49	4.01
22	わかくさもみじ・Aキッズ	10:00 18:31	8:30 17:00	257	449	27	2	80.24	2.97
23	わかくさもみじ・Bキッズ	10:00 20:00	7:00 20:00	256	386	25	5	80.24	3.21
24	わかくさいよう・キッズ	14:00 18:31	8:30 17:00	250	222	14	2	80.24	5.73
25	じんぼどんぐり・キッズ	14:00 18:31	8:30 17:00	254	590	37	3	107.26	2.90
26	学童藤ノホメルシー	13:00 19:00	8:00 19:00	254	521	28	5	223.11	7.97
27	学童藤ノホメルシー	13:00 19:00	8:00 19:00	260	381	22	7	223.11	10.14
28	学童藤ノホメルシー	13:00 19:00	8:00 19:00	252	542	38	6	118.98	3.13
29	結の家藤ノ木	14:30 18:31	8:30 18:31	287	517	34	13	79.49	2.34
30	結の家あきよし	14:30 18:31	8:30 18:31	286	283	21	13	81.15	3.86
31	わかば学童クラブ・はりはら園	12:00 19:00	8:00 18:00	283	427	29	3	97.2	3.35
32	わかば学童クラブ・堀川園A	12:00 19:00	7:00 16:00	269	700	45	2	94.71	2.11
33	わかば学童クラブ・堀川園B	12:00 19:00	10:00 19:00	270	401	42	3	109.32	2.60
34	わかば学童クラブ・下堀園A	12:00 18:31	7:00 18:00	265	553	35	3	99.37	2.84
35	わかば学童クラブ・下堀園B	12:00 19:00	8:00 19:00	264	524	34	3	99.37	2.92
36	とよた学童クラブ・みどりの家	12:00 19:00	8:00 19:00	266	584	36	7	94	2.61
37	とよた学童クラブ・そらの家	12:00 19:00	8:00 19:00	265	646	39	6	94	2.41
38	くらがき学童クラブ	12:00 19:00	7:45 19:00	284	481	28	9	59.8	2.14
39	富山認定こども園とやまキッズ	13:00 19:00	8:00 19:00	287	509	33	4	74.8	2.27
40	あいこうすこやかキッズ	14:00 19:00	7:30 19:00	263	660	40	7	100.26	2.51
41	もなみ子どもクラブA	9:45 18:30	7:00 15:45	294	915	52	13	91.83	1.77
42	もなみ子どもクラブB	10:45 19:30	9:45 18:30	268	773	46	13	122.28	2.66
43	もなみ子どもクラブC	10:45 19:30	10:45 19:30	268	903	56	13	181.4	3.24
44	婦中もなみ子どもクラブ	12:00 18:31	8:00 18:31	280	855	51	5	167	3.28
45	ほりなん児童クラブ	13:00 18:40	10:00 18:00	284	463	28	10	88.6	3.16
46	いちい学童クラブ堀川南園	14:15 18:45	7:00 18:45	252	555	35	3	92.75	2.65
47	いちい学童クラブ堀川南園	14:15 17:30	8:30 17:15	256	539	32	6	80.62	2.52
48	いちい学童クラブ蛸川園	14:00 19:00	7:00 19:00	254	605	36	4	102.12	2.84
49	アフタースクールノア	10:00 18:45	7:30 18:00	284	570	37	5	99.37	2.69
50	興南かがやきクラブ	14:30 19:00	8:00 19:00	251	463	31	3	89.83	2.90
51	アフタースクールふくふく	14:15 19:00	7:30 19:00	262	459	34	7	74.53	2.19
52	東山学童クラブ	13:00 19:30	7:00 19:30	293	518	32	3	103.87	3.25
53	きららの森	13:00 19:30	8:00 19:30	289	415	26	9	195.81	7.53
54	どんぐり山学童クラブ	13:30 19:00	7:30 19:00	265	791	47	9	171.38	3.65
55	青い鳥学童クラブ	10:15 18:45	8:00 18:45	252	667	43	5	105.7	2.46
56	スケッチ	14:00 19:30	7:30 19:30	293	388	29	4	137.78	4.75
57	おおさわの学童クラブA	12:00 19:00	10:00 18:00	262	580	36	4	67.5	1.88
58	おおさわの学童クラブB	12:00 19:00	10:00 18:00	261	394	25	3	67.5	2.70
59	すぎはら学童クラブA	12:00 19:00	9:00 17:00	270	612	35	5	116.64	3.33
60	すぎはら学童クラブB	13:00 18:40	9:00 17:00	260	638	37	4	116.64	3.15
61	ポケットキッズG	13:00 18:40	8:00 18:30	252	455	31	3	99.15	3.20
62	ポケットキッズ	13:00 19:00	8:00 18:30	252	495	33	4	99.15	3.01
63	ポケットキッズウサカ	13:00 19:00	8:00 18:30	252	513	33	3	172	5.21
64	ポケットキッズウサカ	13:00 18:40	8:00 18:30	252	380	27	3	63.4	2.35
65	ポケットキッズM	14:30 18:40	8:00 18:00	252	168	11	3	28.07	2.55
66	羽根新学童	14:00 19:00	8:00 19:00	259	300	20	10	48.77	2.44
67	鶴坂学童ニコニコクラブ	14:00 18:45	8:00 18:45	281	513	33	9	145	4.39
68	鶴坂学童ワクワクラブ	14:00 18:00	8:00 18:00	279	469	29	7	199.17	6.87
69	フレンドキッズみかど	14:00 19:00	7:00 19:00	298	433	29	3	70.1	2.42

(出典：市作成資料)

富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を充たしていない放課後児童クラブはなかった。

ロ) 関連する法令や関連規則・事務マニュアル

- ・ 児童福祉法
- ・ 富山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 富山市地域児童健全育成事業実施要綱

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年度実績
【 -3-4 放課後児童健全育成事業の拡充】	開設箇所：50 か所	開設箇所：82 か所	開設箇所：69 か所

(出典：第2期計画)

放課後児童健全育成事業の拡充については、令和6年度の実績は開設箇所69か所であり事業目標である82か所は達成できなかった。

放課後児童クラブの開設は、「第2期計画」に基づき、学童の設置が求められる地域において、民間事業者から開設意向があった場合に開設を行うものである。民間事業者の開設希望地と計画上の開設地域が一致しない等の理由により令和6年度の事業目標は達成できなかった。

事業に関連する予算及び決算の推移、内訳

イ) 事業費の推移(3か年)

監査対象年度を含む、過去3年間の事業費の推移は次のとおりであった。

(単位：千円)

放課後児童健全育成事業運営費	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	554,826	583,757	618,654
決算額	474,050	528,416	568,962

ロ) 監査対象年度における実績額の内訳

令和6年度の放課後児童健全育成事業運営費の内訳は次のとおりであった。

(単位：千円)

放課後児童健全育成事業運営費	当初予算額	決算額
補助金	618,582	568,905
その他	72	57

(出典：市作成資料)

八) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・国庫補助金 197,858 千円
- ・県補助金 188,753 千円

こども家庭庁の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」を満たすことで補助金対象の運営費負担は、国庫 1/3、県 1/3、市 1/3 となる。

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	(放課後児童クラブに対する補助金の算出手続) 社会福祉法人等の民間による放課後児童クラブの運営に対する補助金に関して、その算出手続の適切性についての検証	監査対象年度の発生した該当取引のうち、該当する放課後児童クラブを監査人が指定 ・こうようキッズ ・ハレア学童保育ニュートン ・結の家あきよし ・もなみ子どもクラブ A ・どんぐり山学童クラブ
2	(放課後児童クラブに対する補助金の確定手続) 放課後児童クラブに対する補助金の確定手続の適切性についての検証	監査対象年度の発生した該当取引のうち、該当する放課後児童クラブを監査人が指定 ・こうようキッズ ・ハレア学童保育ニュートン ・結の家あきよし ・もなみ子どもクラブ A ・どんぐり山学童クラブ
3	(放課後児童クラブの検査) 児童福祉法第 34 条の 8 の 3 に基づく検査が適切に行われているかの検証	監査対象年度の発生した該当取引全件
4	(運営費) 各放課後児童クラブの運営状況について、「富山市放課後児童健全育成事業実施要綱」に照らした開設日数、支援員の設置状況等についての検証	監査対象年度の発生した該当取引全件

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考																								
1	<p>(放課後児童クラブに対する補助金の算出手続)</p> <p>放課後児童クラブの運営事業者から放課後児童健全育成事業費補助金交付申請書が提出される。市は当該申請書に基づき、補助金の交付先及び補助金額を決裁し、運営事業者に対して補助金交付決定通知を行う。</p> <p>補助金交付申請書及び決裁書を閲覧した結果、運営事業者に対する補助金の算出手続は適切に行われており、指摘すべき事項はない。</p>																									
2	<p>(放課後児童クラブに対する補助金の確定手続)</p> <p>「富山市補助金等交付規則」第12条(実績報告)において、補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、完了後10日以内に補助事業実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出することが定められている。</p> <p>監査人が選定した放課後児童クラブの令和6年度末の補助金交付済額及び確定額は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付済額 (千円)</th> <th>確定額 (千円)</th> <th>戻入額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こうようキッズ</td> <td>10,346</td> <td>10,014</td> <td>332</td> </tr> <tr> <td>ハレア学童保育 ニュートン</td> <td>9,952</td> <td>9,952</td> <td></td> </tr> <tr> <td>結の家あきよし</td> <td>8,356</td> <td>8,356</td> <td></td> </tr> <tr> <td>もなみ子どもクラブA</td> <td>6,502</td> <td>6,502</td> <td></td> </tr> <tr> <td>どんぐり山学童クラブ</td> <td>8,982</td> <td>8,982</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>戻入額は市に対する返還金額を表す</p> <p>監査人が選定した放課後児童クラブについては、こうようキッズで戻入額が発生していた。当初の事業計画に基づく補助金交付申請に基づき概算払いで支払っているものの、年度末の補助金確定時に補助金の交付対象実績が当初事業計画に満たない場合は戻入額が発生することとなる。</p> <p>重要な戻入額は発生しておらず、補助金の確定手続は、運営事業者からの実績報告に基づき適切に決裁がなされており、指摘すべき事項はない。</p>		交付済額 (千円)	確定額 (千円)	戻入額 (千円)	こうようキッズ	10,346	10,014	332	ハレア学童保育 ニュートン	9,952	9,952		結の家あきよし	8,356	8,356		もなみ子どもクラブA	6,502	6,502		どんぐり山学童クラブ	8,982	8,982		
	交付済額 (千円)	確定額 (千円)	戻入額 (千円)																							
こうようキッズ	10,346	10,014	332																							
ハレア学童保育 ニュートン	9,952	9,952																								
結の家あきよし	8,356	8,356																								
もなみ子どもクラブA	6,502	6,502																								
どんぐり山学童クラブ	8,982	8,982																								

No.	結果/結論	備考
3	<p>(放課後児童クラブの検査)</p> <p>児童福祉法第34条の8の3では、市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる旨を定めている。</p> <p>市では、当該規定に基づき、放課後児童健全育成事業の運営状況の確認を行っており、3年に1度のペースで全ての運営事業者の検査を実施することとしている。なお、令和6年度は全35の運営事業者のうち16事業者に対して検査を行っている。</p> <p>市の職員が実施した「放課後児童健全育成事業運営状況等確認報告書」を閲覧した結果、予め定められた確認項目について適切に調査が実施されていることを確認した。補助金対象となる放課後児童クラブの検査は適切に行われており、指摘すべき事項はない。</p>	
4	<p>(放課後児童クラブの運営状況)</p> <p>厚生労働省は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(規模、職員体制、開所日数・時間、施設・設備等)を定め、条例で定めるに当たって参酌すべき基準を明確にしている。</p> <p>規模、職員体制、開設日数等について、放課後児童健全育成事業実施要綱の基準を充たしていない放課後児童クラブはなく、運営状況について指摘すべき事項はない。</p>	

ハ) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見として記載すべきものはない。

(4) 放課後児童健全育成事業費(施設整備事業費)

事業概要

イ) 目的及び概要

富山市子ども・子育て支援事業計画に基づき、学童保育の受け皿を拡充する区域において、新たに放課後児童健全育成事業を行うため民間事業者が行う施設整備に対して補助金を交付することにより、民間事業者等の参入を促す事業である。

ロ) 関連する法令や関連規則・事務マニュアル

- ・子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱（こども家庭庁通知）
- ・富山市放課後児童健全育成事業施設整備補助金交付要綱

八) 待機児童

放課後児童クラブの待機児童の解消が全国的な課題となっている。こども家庭庁と文部科学省では、共働き家庭の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「新・放課後子ども総合プラン」（令和元年度から令和5年度まで）を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消に取り組んできた。

さらに令和5年12月には「放課後児童対策パッケージ」、令和6年12月には「放課後児童対策パッケージ2025」を策定し、待機児童の解消に向けた対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、新たな取組みを進めているところである。

市の子ども会及び放課後児童クラブの待機児童数等は、次のように推移している。ここで定義する「待機児童数」は、子ども会及び放課後児童クラブの対象となる児童のうち、利用申込をしているにもかかわらず利用できず、待機登録している児童数のことをいう。

子ども会及び放課後児童クラブの登録児童数及び待機児童数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童（人）	45	47	36	42
登録児童＋待機児童（人）	6,216	6,403	6754	6,834
待機児童割合	0.7%	0.7%	0.5%	0.6%

市は「富山市こども計画」において待機児童の発生を受けて放課後児童健全育成事業の必要量の確保を課題としている。待機児童が発生する理由は、区域全体の量の見込みに対して供給量が不足していることや区域全体では供給量を確保できていても特定校区では供給不足がみられることが原因である。

第2期計画の実施状況

（3）放課後児童健全育成事業費（運営事業費） 第2期計画の実施状況を参照。

事業に関連する予算及び決算の推移、内訳

イ) 事業費の推移（3か年）

監査対象年度を含む、過去3年間の事業費の推移は次のとおりであった。

（単位：千円）

放課後児童健全育成事業施設整備事業	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	56,586	55,214	46,946
決算額	56,340	35,992	50,748

ロ) 監査対象年度における実績額の主な内訳

令和6年度の放課後児童健全育成事業施設整備事業費の内訳は次のとおりであった。

(単位：千円)

放課後児童健全育成事業施設整備事業	当初予算額	決算額
放課後児童健全育成事業施設整備事業補助金	46,946	50,748
新庄	23,473	25,374
東部	23,473	25,374

(出典：市作成資料)

令和6年度は新庄、東部の2施設を補助対象としている。

ハ) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・国庫補助金 31,298 千円
- ・県補助金 7,824 千円
- ・市債 5,800 千円
- ・貸付料 703 千円

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	(設備予算の交付手続) 設備予算の対象となった民間への補助金交付手続の適切性についての検証	監査対象年度の発生した該当取引全件 ・学校法人全人学園の施設整備 ・社会福祉法人わかば福祉会の施設整備
2	(整備状況の確認) 放課後児童クラブの整備状況及び必要量確保に向けた取組みと課題の把握	

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	(設備予算の交付手続) 放課後児童クラブの設置者から補助金交付申請書が提出される。市は当該申請書に基づき、補助金の交付金額を決裁し、補助事業者(設置者)に対して補助金交付決定通知を行う。ま	

No.	結果/結論	備考
	<p>た、設置者は工事契約書等を添付した実績報告書を提出し、市は補助金額の確定通知を行う。</p> <p>補助金の補助率及び限度額は、子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱の別紙に定めるところによるものであり、令和6年度の当該対象事業の補助率は国 1/2、県 1/8、市 1/8、設置者 1/4 であった。</p> <p>補助金交付申請書、実績報告書及び決裁書を閲覧した結果、設置者に対する補助金の交付手続は施設整備補助金交付要綱に準拠して適切に行われており、指摘すべき事項はない。</p>	
2	<p>手続自体に逸脱事項は検出されなかったが、改善余地のある事項が検出された。</p>	【意見 2-4-1】

八) 指摘事項及び意見

【意見 2-4-1】	待機児童の解消			
【前提となる事実の説明】				
子ども会及び放課後児童クラブの待機児童数は、次のように推移している。				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童(人)	45	47	36	42
【発見事項】				
<p>市は、待機児童の解消に向けて放課後児童健全育成事業の必要量の確保を課題としている。学童の設置が求められる地域において、民間事業者から開設意向があった場合に補助金交付の検討を行っているが、民間事業者の開設希望地と計画上の開設地域が一致しない等により必要量の確保が課題となっている。引き続き必要量の確保が求められる地域においては、放課後児童クラブの新たな開設の働きかけをしていくことが望まれる。</p>				
【直接的な原因】				
<p>区域全体の量の見込みに対して供給量が不足していることや、区域全体では供給量を確保できていても特定校区では供給不足がみられることが原因である。</p>				
【根本的な原因の分析】				
<p>年度ごとに利用者数が変動することに加え、放課後児童クラブは保育所や認定こども園のように市が利用調整を行う仕組みではない。そのため、補助金による施設整備を通じた量の確保といった対応に限られ、結果として対応が限定的にならざるを得ないことが要因である。</p>				

(5) 市立保育所の統廃合等

直近の3事業年度(令和4年度から令和6年度まで)において、富山市では市立保育所

の統廃合及び廃止を実施してきた。これらの施策は、施設の老朽化及び利用児童数の減少といった状況を踏まえ、保育所の再編を推進する目的で行われたものである。

令和4年3月に策定された「第2次富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編」においては、福沢保育所について、施設の物理的状況（ハード面）及び運営体制（ソフト面）の両面において良好な状態にあると評価されていた。しかしながら、近年の利用児童数の減少に伴い令和5年度末で当該施設は廃所され、地域児童健全育成事業の施設へ転用されている。

	施設名	地域	要因
廃所	福沢保育所	大山	利用児童数減少のため令和5年度で廃所
廃所	黒瀬谷保育所	八尾	利用児童数減少のため令和5年度で廃所
廃所	笹津保育所	大沢野	利用児童数減少のため令和6年度で廃所
統合	大久保認定こども園	大沢野	大久保保育所と大久保幼稚園が統合
統合	みやの保育所	婦中	宮川保育所と婦中熊野保育所が統合

（6）市立保育所等管理運営費

事業概要

本事業の目的は、富山市内の市立保育所等の管理運営に要する費用を支出することである。

イ) 事務の概要

i. 人件費

令和2年4月、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、「会計年度任用職員制度」が新たに導入・施行された。この制度は、地方自治体における非常勤職員の任用ルールを統一・明確化することを目的として設けられたものである。

制度の導入により、非常勤職員の給与・報酬に昇給的要素が反映されるほか、期末手当の支給が可能となるなど、処遇改善が図られている。会計年度任用職員は「フルタイム型」と「パートタイム型」に分類され、報酬の決定にあたっては職務内容・責任・必要な知識・技術・経験等を総合的に勘案することが求められている。

これらの制度改正に対応し、市では「富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」（以下、本項において「条例」という。）及び「富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」を制定するとともに、会計年度任用職員の具体的な勤務時間等に関するルールとして「富山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」（以下、本項において「規則」という。）を制定している。行政職の報酬については、職務の特殊性や任用の事情等を考慮し、時間額による報酬の基本額は基準月額を162.75で除した額とされており（条例第4条）、監査対象年度の職種別の報酬単価は「令和6年度会計年度任用職員報酬単価表」に規定されている。

【富山市】(令和7年4月1日更新の募集)

職種	勤務場所	勤務時間	勤務日	給与等
保育士、保育教諭	市立保育所（33か所）市立認定こども園（2か所）	1日の勤務時間：7時間30分（休憩1時間） 1日の勤務時間：4時間00分（休憩なし）	月曜日から土曜日のうち5日間	時給1,251円、別途勤務手当支給あり

市立保育所及び市立認定こども園における会計年度任用職員（非常勤保育士等）の人事管理に関する事務は、令和6年度までこども支援課が所管しており、任免、配置から報酬計算額の確認、社会保険管理等の業務を同課にて実施している。なお、これらの業務について、令和7年度よりこども保育課へ事務分掌が変更された。

会計年度任用職員である保育士等の時間外勤務管理は、各保育施設において毎月・各人別に「超過勤務命令簿」での申請に基づいて行う。超過勤務命令簿には各人別の標準の勤務時間（短時間勤務でない保育士等は7時間30分（1週間あたり37時間30分））が記載される。勤務時間が「常時勤務を要する職を占める職員」の勤務時間である7時間45分（1週間あたり38時間45分）を超える場合や「週休日」（規則第3条第1項）に勤務する場合には超過勤務手当の乗率が変わることから、各日の残業時間の内訳を当該乗率に応じて記載して管理することとされている。「超過勤務命令簿」は職員本人が記載し、上席者（通常は所属する施設長）が承認することとされている。

ii. 需用費

主なものは保育所等の施設設備（建物や空調など。給食設備等は栄養士などの専門知識を要することからこども保育課で予算を有している。）に関する修繕費である。保育所ごとに割り当てた予算はなく、総額として予算を策定し、執行は緊急性等を踏まえて行う。

iii. 委託料

毎年度発生する主なものは、保育所等の一般廃棄物収集運搬業務、警備業務、清掃業務等の委託料であり、指名競争入札により業者を選定し、単年度契約が締結されている。

その他、令和6年度に単発的に発生した費用としては、保育所等のプール塗装業務委託費や外壁改修業務委託費がある。

事業に関連する予算及び決算の推移、内訳

イ) 事業費の推移（3か年）

監査対象年度を含む、過去3年間の事業費の推移は次のとおりであった。

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額			
市立保育所等管理運営費	-	-	757,138
市立保育所管理運営費	-	543,910	-
市立認定こども園管理運営費	-	74,637	-

(出典：令和6年度歳出予算執行状況表(明細))

本予算は令和5年度にこども保育課より事務移管を受けているため、こども支援課としての令和4年度の予算実績はない。

また、令和5年度までは予算費目が市立保育所管理運営費と市立認定こども園管理運営費に分かれていたが、令和6年度から市立保育所等管理運営費に統合されている。

ロ) 監査対象年度における実績額の主な内訳

監査対象年度における本事業の歳出額(実績)の主な内訳は次のとおりであった。

科目	金額(単位：千円)	主な内容
報酬	434,176	会計年度任用職員(非常勤保育士等)への報酬
職員手当等	160,515	会計年度任用職員(非常勤保育士等)への各種手当
共済費	87,024	会計年度任用職員(非常勤保育士等)の共済組合負担金
旅費	12,351	会計年度任用職員(非常勤保育士等)の通勤手当
需用費	15,935	主なものは保育所等の設備に関する修繕費
役務費	346	各種手数料の支払い等
委託料	36,942	主なものは保育所等の一般廃棄物収集運搬業務、警備業務、清掃業務等の委託
使用料及び賃借料	9,843	駐車場やネットワーク機器等
負担金補助及び交付金	5	消雪装置維持管理負担金
合計：	757,138	

(出典：令和6年度歳出予算執行状況表(明細))

ハ) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・一般財源 757,138千円

・特定財源 6,961 千円（主な財源：雇用保険料戻入金 4,719 千円など）

市立保育所等の運営費用は、公費と市町村が保護者から徴収する保育料で賄われている。市立保育所等の運営費用の公費負担分は、市町村 100%の割合で負担することが法定化されている。2003 年度（平成 15 年度）までは、市立負担分についても私立分と同じように国及び都道府県で分担する仕組みで対応されていたが、2004 年度（平成 16 年度）から市立分が対象から外れ、市町村の一般財源のみで賄われる仕組みとなった。

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	会計年度任用職員の給与計算及び支払伝票の起票が適切かの検証	任意の 1 月
2	需用費に関する契約から支払いまでの一連の手続きが適切かの検証	任意の 6 件
3	委託料に関する契約から支払いまでの一連の手続きが適切かの検証	任意の 5 件

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	抽出された超過勤務命令簿を調査し、超過勤務申請に係る承認の漏れがないかを確認するとともに、超過勤務時間の乗率別の内訳の正確性を確認した。必要に応じて担当部署への質問を行った。 上記の結果、逸脱事項は検出されなかった。	
2,3	逸脱事項は検出されなかった。	

ハ) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見として記載すべきものはない。

(7) 保育所施設整備事業費

事業概要

入所児童の安全かつ快適な保育環境の整備を行うもの

イ) 施設整備に関する概要

- i. 富山市公共施設等総合管理計画（2017 年度から 2056 年度まで）

総務省は平成 26 年 4 月に「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」という通知を発出し、全国の地方公共団体に対して、管理に関する基本的な考え方などを示す、公共施設等総合管理計画の策定を要請した。富山市もこの要請を受けて、平成 28 年 12 月に初版の「富山市公共施設等総合管理計画」を策定し、その後も国の方針や社会情勢の変化に応じて改定を行っている。

本計画は、市の公共施設等の現状と課題の分析結果を踏まえ、市民ニーズに合致した安全かつ効率的な施設運営を目指すにあたり基本的な考え方や取組みの方向性を定めたものである。個別施設計画においては本計画の方針を反映し、特に公共建築物に関しては「富山市公共施設マネジメントアクションプラン」に基づき、廃止・統合・複合化などの具体的な見直しを進め、経費の縮減と施設の最適化を図っている。

ii. 富山市公共施設マネジメントアクションプラン

富山市公共施設マネジメントアクションプランは、施設と地域の状況分析や「富山市公共施設等総合管理計画」の期間全体を通しての長期的な施設の再編の進め方を示した「戦略編」と、5 年ごとの施設の具体的な見直しの方向性を定めた「実行編」から構成されている。

後者の実行編については、監査対象年度において、2022 年度から 2026 年度の期間を対象とした第 2 次富山市公共施設マネジメントアクションプランが進行している。

同アクションプラン「戦略編」では保育所の老朽化に関して触れられるほか、保育所の利用状況や利用者 1 人あたりの施設コストの分析が行われている。同アクションプラン「実行編」では、ハード面やソフト面等から課題のある施設として全 35 施設のうち 15 の市立保育所がアクションプランの対象として抽出され、下表のとおり見直しの方向性が示されている（計画策定当時）。

No.	施設名	地域	建築年	築年数	再編整備方策（令和 4 年度から令和 8 年度まで） ¹⁰								
					機能の提供形態				整備手法				
					維持	集約化	提供主体変更	廃止休止	修繕	長寿命化	建替	譲渡	解体
1	清水保育所	富山中央	S63	36	○	○	○		○	○	○	○	
2	柳町保育所	富山中央	S44	55	○	○	○		○	○	○	○	
3	雲雀ヶ丘保育所	富山中央	S44	55	○	○	○		○	○	○	○	

¹⁰ 再編整備方策の表示

：コストや行政執行の効率性、合意形成等の観点から現状で最も実施の可能性が高いと考えられる方策

○：実施の可能性がある方策

No.	施設名	地域	建築年	築年数	再編整備方策（令和4年度から令和8年度まで） ¹⁰								
					機能の提供形態				整備手法				
					維持	集約化	提供主体変更	廃止休止	修繕	長寿命化	建替	譲渡	解体
4	稲荷元町保育所	富山中央	S48	51	○	○	○		○	○	○	○	
5	老田保育所	呉羽	S59	40	○	○	○		○	○	○	○	
6	長岡保育所	呉羽	S50	49									
7	寒江保育所	呉羽	S58	41	○	○			○	○	○		
8	古沢保育所	呉羽	S54	45	○	○			○	○	○		
9	池多保育所	呉羽	S56	43	○	○			○	○	○		
10	月岡保育所	富山南部	S49	50	○	○	○		○	○	○	○	
11	新庄保育所	富山東部	S46	53	○	○	○		○	○	○	○	
12	水橋西部保育所	水橋	S58	41	○	○			○	○	○		
13	笹津保育所	大沢野	S46	53									○
14	朝日保育所	婦中	S57	42	○	○			○	○	○		
15	山田保育所	山田	S54	45	○	○			○	○	○		

（出典：第2次富山市公共施設マネジメントアクションプラン実行編）

< 補足コメント >

No.1 清水保育所

ハード面に課題があり、改修又は改築が必要な施設である。コストがかかりすぎている等ソフト面からも効率的な行政サービスの提供に課題がある。

No.2 柳町保育所

ハード面に課題があり、改修又は改築が必要な施設である。コストがかかりすぎている等ソフト面からも効率的な行政サービスの提供に課題がある。

No.3 雲雀ヶ丘保育所

ハード面に課題があり、改修又は改築が必要な施設である。コストがかかりすぎている等ソフト面からも効率的な行政サービスの提供に課題がある。

No.4 稲荷元町保育所

ハード面に課題があり、改修又は改築が必要な施設である。コストがかかりすぎている等ソフト面からも効率的な行政サービスの提供に課題がある。

No.5 老田保育所

ハード面に課題があり、改修又は改築が必要な施設である。コストがかかりすぎている等ソフト面からも効率的な行政サービスの提供に課題がある。

No.6 長岡保育所

ハード面に課題があり、改修又は改築が必要な施設である。コストがかかりすぎている等ソフト面からも効率的な行政サービスの提供に課題がある。令和6年度現在、令和9年4月の供用開始に向けて建替えを実施している。

No.7 寒江保育所

ハード面に課題があり、改修又は改築が必要な施設である。コストがかかりすぎている等ソフト面からも効率的な行政サービスの提供に課題がある。

No.8 古沢保育所

ハード面に課題があり、改修又は改築が必要な施設である。入所率が低い、コストがかかりすぎている等ソフト面からも効率的な行政サービスの提供に課題がある。

No.9 池多保育所

ハード面に課題があり、改修又は改築が必要な施設である。入所率が低い、コストがかかりすぎている等ソフト面からも効率的な行政サービスの提供に課題がある。第1次富山市公共施設マネジメントアクションプランから継続して、課題のある施設として抽出されている。

No.10 月岡保育所

ハード面に課題があり、改修又は改築が必要な施設である。コストがかかりすぎている等ソフト面からも効率的な行政サービスの提供に課題がある。市営住宅跡地を活用し、令和6年度現在、令和10年4月の供用開始に向けて施設の建替えを実施している。

No.11 新庄保育所

ハード面に課題があり、改修又は改築が必要な施設である。コストがかかりすぎている等ソフト面からも効率的な行政サービスの提供に課題がある。

No.12 水橋西部保育所

ハード面に課題があり、改修又は改築が必要な施設である。コストがかかりすぎている等ソフト面からも効率的な行政サービスの提供に課題がある。

No.13 笹津保育所

ハード面に課題がある。運営状況は良好であり、ソフト面からは効率的なサービスが提供されている。令和5年4月に休所し、令和7年4月に廃所された。

No.14 朝日保育所

ハード面に課題があり、改修又は改築が必要な施設である。コストがかかりすぎている等ソフト面からも効率的な行政サービスの提供に課題がある。第1次富山市公共施設マネジメントアクションプランから継続して、課題のある施

設として抽出されている。

No.15 山田保育所

ハード面に課題があり、改修又は改築が必要な施設である。コストがかかりすぎている等ソフト面からも効率的な行政サービスの提供に課題がある。第1次富山市公共施設マネジメントアクションプランから継続して、課題のある施設として抽出されている。

iii. 施設整備に関する基本方針

保育所等ごとの修繕計画は策定されていないが、修繕に係る財源として「こども・子育て支援事業債」を活用する場合には、起債の要件として施設単位での長寿命化計画の策定が求められている。

下記表は富山市立保育所及び認定こども園の令和6年度末時点における構造別の築年数を示したものである。施設の60%以上が築30年を経過しているが、耐震基準を満たさない施設は存在しない旨、担当者より聴取している。

構造 ¹¹	施設数	令和6年度末時点の築年数			
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上
鉄筋コンクリート	26	4	1	1	20
木造	9	0	3	5	1
合計：	35	4	4	6	21

(出典：市作成資料)

ロ) 令和6年度の事業費の主な内訳

(単位：千円)

節		予算額	決算額	主な内容
委託料	1	53,222	40,037	主な内訳は次のとおりである。 1：大沢野西部保育所暖房用パイラー更新業務委託 5,830千円 2：和合保育所保育室床修繕業務委託 8,600千円 3：照明器具取替業務委託 22,087千円
	2			
	3			
工事請負費	4	6,600	5,715	4：大沢野西部保育所屋根改修工事

<補足コメント>

- 1 大沢野西部保育所暖房用パイラー更新業務

¹¹ 構造欄には、保育室棟の構造を記載している。

保育所の保育室と遊戯室の暖房に使用している温水ボイラーが点火なくなり、炉の底に穴が開く可能性が指摘されているため、更新業務を委託するもの。指名競争入札により、委託業務契約を締結している。

2 和合保育所保育室床修繕業務委託

保育所の沈下したコンクリート土間を持ち上げ、床機能を回復させる事を目的とした工事である。入札を執行したが成立しなかったため、特命随意契約により、委託業務契約を締結している。

3 照明器具取替業務委託

保育所等の照明設備の LED 化を行うもの。指名競争入札により、委託業務契約を締結している。

4 大沢野西部保育所屋根改修工事

保育所屋根の改修工事を行うもの。指名競争入札により、工事契約を締結している。

八) 監査対象年度における歳入の主な財源

- ・こども・子育て支援事業債

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年度実績
【 -1-8 保育施設の整備・充実】	4か所(整備計画に基づき実施)	継続実施	整備計画に基づき実施

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	業務に係る概況、業務フローの把握	
2	市立保育所の施設整備に関する方針や計画等の確認及び担当者への質問	
3	施設整備に関する契約から支払いまでの一連の手続きの確認	令和6年度支出額のうち任意のもの

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1,3	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断し	

	た。	
2	手続自体に逸脱事項は検出されなかったが、改善余地のある事項が検出された。	【意見 2-7-1】
3	抽出したサンプルから、委託業務が明らかに年度末日までに未完了にもかかわらず、年度中日付での業務完了報告書を受け入れ、履行確認を行った旨の決裁を経て支出命令を行った取引が検出された。	【指摘 2-7-2】

八) 指摘事項及び意見

【意見 2-7-1】	長期的な施設整備計画の未策定
【前提となる事実の説明】	
<p>市立保育所等の約 60%が築 30 年以上を経過しており、施設の老朽化が進行している。このため、空調機器や衛生設備、天井からの雨漏り等に起因する突発的な修繕が頻発している状況である。各保育所において修繕費用の当初予算は個別に確保されておらず、必要性や緊急性を踏まえた上で、修繕の優先順位を設定して対応している。これらの修繕は、緊急性を要する事案が多く、特命随意契約により契約が締結されるケースが多数を占めている。</p>	
【発見事項】	
<p>令和 6 年度時点では、保育所等ごとの施設整備計画は策定されていないが、空調等の設備更新や外壁などの大規模改修時の財源として「こども・子育て支援事業債」を活用する場合には、起債の要件として施設単位での長寿命化計画の策定が求められている¹²。</p> <p>しかし現状では、突発的な修繕を予防するための計画的な施設整備計画が整備されておらず、結果として緊急修繕が増加し、特命随意契約の多用によるコスト増加につながっている。老朽化が進む施設が多い現状を踏まえると、突発的な修繕に依存する対応には限界がある。保育所ごとの中期的な施設整備計画を策定することで、修繕時期や費用を見通し、財政負担の平準化が期待できると考える。</p>	

【指摘 2-7-2】	年度中日付での業務完了報告書受理と履行確認による支出命令
【前提となる事実の説明】	
<p>市立保育施設の照明器具取替業務委託契約が締結され、令和 7 年 3 月 25 日までを履行期間として令和 6 年度中に完了予定の工事であった。</p> <p>本件工事については、受託業者から当該工事が履行期間内に完了しない旨の連絡が富山</p>	

¹² 「こども・子育て支援事業債」を起債するには、事業が富山市こども計画に位置付けられていることが条件となる。令和 6 年度は、富山市こども計画策定前であったため、代わりに条件として施設ごとの長寿命化計画を作ることが求められていた。令和 7 年 3 月に策定された富山市こども計画では、本事業が正式に位置付けられたため、施設単位の長寿命化計画を作る必要がない。

市の担当窓口に対して書面通知されており、当該書面では照明器具の納入が令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日）となる旨が記載されていた。

【発見事項】

上記の事実関係にも関わらず、受託業者からは令和 7 年 3 月 25 日付けの業務完了報告書及び業務委託写真帳が提出され、こども支援課では当該業務完了報告書等を根拠として履行確認が行われていた。

【直接的な原因】

こども支援課では、本件の原因分析として、担当者間並びに担当者及び確認者（上席者）でのコミュニケーション不足を挙げている。具体的には、業務の履行遅延がある旨の情報共有が担当者間でなされていたものの、その後の事務処理に関して同課として協議がなされていなかったことや、上席者が業務遅延の可能性を認識しながらも当初期日付けの業務完了報告書が添付された決裁申請を承認したとのことであり、適切な報告・相談により年度内履行が困難な場合に本来行うべき「繰越処理」をするといった結果に至らなかったと分析している。

同課では、遅延が見込まれる場合の適時な相談や管理者による適切な状況確認が行われる環境づくりをすべきであると考えている。

くわえて、本件業務に関しては、業務発注の時期が遅れていたことも踏まえ、業務分担の見直し等により、係または課内における相互支援について検討すべきであった。

【根本的な原因の分析】

課内での所要のコミュニケーションや上席者の適切な状況確認の実施が必要な点は、こども支援課の原因分析のとおりであり、監査人としても改善が進むことを期待している。

それに加え、年度を越えて業務履行された場合に本来行うべきであった「繰越処理」が担当者により選択されず、本来の履行日と異なる日付での業務完了報告書が提出されてしまったことは、個々の担当者ではなく、組織全体に関連する可能性があることから、今後このようなことが生じないような原因分析・対策が行われることも合わせて期待したい。

（ 8 ） 保育所建設事業費

事業概要

老朽化した市立保育所の改築等を実施し、良好な保育環境を備えた保育施設を整備するもの。

イ) 令和 6 年度の事業費の主な内訳

節		予算額 (千円)	決算額 (千円)	主な内容
委託料	1	62,900	27,585	主な内訳は次のとおりである。 1:(仮称)月岡認定こども園新築工事 実施設計業務委託 20,218 千円
	2			
	3			

節		予算額 (千円)	決算額 (千円)	主な内容
				2:(仮称)月岡認定こども園新築工事 造成設計業務委託 6,050 千円 3:道路用地等公共嘱託登記業務委託 1,317 千円
委託料(繰越)	4	5,280	5,280	4:長岡保育所改築工事地質調査業務委託

<補足コメント>

- 1 (仮称)月岡認定こども園新築工事实施設計業務委託
月岡認定こども園新築工事の実施設計業務を委託するもの。指名競争入札により契約を締結している。
- 2 (仮称)月岡認定こども園新築工事造成設計業務委託
月岡認定こども園新築工事の造成設計業務を委託するもの。指名競争入札により契約を締結している。
- 3 道路用地等公共嘱託登記業務委託
長岡保育所の土地境界確定測量業務を委託するもの。単価契約により契約を締結している。
- 4 長岡保育所改築工事地質調査業務委託
長岡保育所改築工事の改築工事地質調査業務を委託するもの。令和5年度に指名競争入札で契約を結んだものの、受注者が災害対応にあたる必要が生じたため業務を完了できず、工期を変更して令和6年度へ繰り越している。

ロ) 監査対象年度における歳入の主な財源

社会福祉施設整備事業債及び施設整備事業債(一般財源化)

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	業務に係る概況、業務フローの把握	
2	建替えや大規模改修・改造についての確認及び担当者への質問	
3	施設建設に関する契約から支払いまでの一連の手続きの確認	令和6年度支出額のうち任意のもの

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1~3	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

八) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見として記載すべきものはない。

(9) 児童館運営事業費

事業概要

イ) 目的及び概要

地域における児童健全育成活動の拠点として、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするために市の児童館の管理運営業務を行う事業である。

市に13の児童館を設置しており、幼児向け親子サークルや小中学生を対象とした活動や行事を行う。市は、13館全てにおいて指定管理制度を導入している。

令和6年度の指定管理者及び児童館の設置の詳細は次のとおりである。

No	地域名	児童館施設名	指定管理者	開設年月	指定管理期間	併設等施設状況	館内地域児童(子ども会)	
1	富山	中央	学校法人国際学園	H5.1	R6.4.1~R11.3.31	CiCビル5階に開設		
2	富山	五福	社会福祉法人富山市社会福祉事業団	S45.9	R3.4.1~R8.3.31	五福公民館に併設	しらとり子ども会	
3	富山	山室		S54.4				
4	富山	蛭川		S55.3				しろがね子ども会(敷地内)
5	富山	北部		S46.4			馬場記念公園内に開設	
6	富山	水橋		S57.4		R4.10.1~R8.3.31	水橋会館内に併設	
7	富山	星井町		H24.4	R3.4.1~R8.3.31			
8	富山	東部		H24.4		東部小学校敷地内に開設	東部っ子広場	
9	大沢野	大沢野		S40.7				大沢野しろばと子ども会
10	大沢野	大久保		H14.4				大久保たけのこ会
11	婦中	婦中中央		S41.7				速星ひまわり子ども会
12	婦中	神保		S39.4		神保公民館に併設		
13	山田	山田		社会福祉法人富山市社会福祉事業団	H13.10		旧山田小中学校寄宿舎を利用	

(出典：市作成資料)

13の児童館のうち、11の児童館の指定管理者が市の外郭団体である社会福祉法人富山市社会福祉事業団となっている。指定管理制度では、多様な新規事業者の参入により民間事業者のノウハウ等を活かして公の施設の効用を高めることが期待されるが、児童館

については 0～18 歳未満の児童（未就学児は保護者同伴）が自由に来館できる無料施設であり、利用者の増加が利益に直結せず、民間事業者が参入するには採算面でハードルが高いことから指定管理者に偏りが発生している。

市は引き続き指定管理者の選定で民間事業者を公募しており、多様な新規事業者の参入が期待される。

ロ) 関連する法令や関連規則・事務マニュアル

- ・富山市児童館条例
- ・富山市児童館条例施行規則

第 2 期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成 30 年度)	事業目標 (令和 6 年度)	令和 6 年度実績
【 -4-3 児童館の 充実】	開設箇所：13 か所 年間利用者：404,128 人	開設箇所：13 か所 年間利用者：460,000 人	開設箇所：13 か所 年間利用者：394,216 人

(出典：第 2 期計画)

児童館の充実については、開設箇所は過去から変動なく計画どおりである。一方、年間利用者については少子化等の影響もあり、令和 6 年度の事業目標である年間利用者 460,000 人を達成できず、394,216 人であった。

事業に関連する予算及び決算の推移、内訳

イ) 事業費の推移 (3 か年)

監査対象年度を含む、過去 3 年間の事業費の推移は次のとおりであった。

(単位：千円)

児童館運営事業費	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	208,578	228,926	235,310
決算額	201,099	219,866	235,382

ロ) 監査対象年度における実績額の内訳

令和 6 年度の児童館運営事業費の内訳は次のとおりであった。

(単位：千円)

児童館運営事業費	当初予算額	決算額
人件費	17,250	23,388
管理運営委託料	78,361	78,361

児童館運営事業費	当初予算額	決算額
管理運営補助金	129,924	122,037
人件費補助金	7,203	9,181
その他	2,572	2,415

(出典：市作成資料)

児童館の管理運営は、学校法人国際学園、社会福祉法人わかさ福祉会、社会福祉法人富山市社会福祉事業団の3者に委託している。このうち、社会福祉法人富山市社会福祉事業団は市の外郭団体であり、職員の人件費補助金等の交付を行っている。

管理運営委託料は、公募時に5年分の委託料が決定されており、令和6年度の管理運営委託料78,361千円の内訳は、学校法人国際学園21,667千円、社会福祉法人わかさ福祉会9,928千円、社会福祉法人富山市社会福祉事業団46,766千円である。

八) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・国庫補助金 3,257千円
- ・県補助金 3,257千円

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	(指定管理者の選定手続) 指定管理者の選定手続の適切性についての検証	5年に一度の公募となるため、直前の公募(令和5年度)である富山市立中央児童館を対象とする
2	(過年度の包括外部監査の指摘事項への対応) 令和4年度の包括外部監査「指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について」において中央児童館の管理運営に係る指摘事項があった。当該指摘事項への対応状況についての検証	

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	(指定管理者の選定手続) 市は児童厚生施設の管理運営において、民間事業者のノウハ	

No.	結果/結論	備考
	<p>ウによる市民サービスの向上や施設の効率的かつ効果的な管理運営を行うことを目的として、指定管理者に施設の管理運営を委託している。指定管理期間は5年であり、公募により指定管理者を募集している。</p> <p>指定管理者募集要項では、選定方法として選定委員会を設置し、候補者によるプレゼンテーションを踏まえ、選定委員会による採点の結果、選定基準に合致する候補者を選定することが定められている。</p> <p>令和5年度の富山市立中央児童館の指定管理者公募について、選定委員会の審査結果を閲覧した結果、指定管理者募集要項に従い適切に選定手続が行われており、指摘すべき事項はない。</p>	
2	<p>(過年度の包括外部監査の指摘事項への対応)</p> <p>令和4年度の包括外部監査「指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について」において中央児童館の管理運営に係る以下の指摘事項があったため、市の対応状況を検証する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指定管理者は、法人管理費を調整することにより指定管理業務の収支差額を常にゼロで報告をしていた。中央児童館の指定管理料は他の児童館と比較して1.5倍程度になっているが、法人管理費の調整が無かった場合、指定管理業務で每期3~4百万円程度の利益が発生していた可能性がある。</p> <p>施設所管課においては、年度報告書で収支差額が継続的にゼロになっている場合はその理由を検討する必要がある。また、検討の結果、指定管理業務の実施状況や報告内容に問題が認められる場合は、以下のような対応をとる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理料が妥当な水準になるよう見直す ● 指定管理者に業務範囲や業務内容の見直しを指示する ● 報告内容に誤りがある場合は修正を指導する </div> <p>市に対応状況を確認したところ、指定管理料が妥当な水準になるよう見直す方法や指定管理者に業務範囲や業務内容の見直しを例示することは、指定管理施設全般に対する指摘であ</p>	

No.	結果/結論	備考
	<p>るため、指定管理者制度を所管する行政経営課が中心となつて、市として統一的に取り組む課題であると考えている。また、報告内容に誤りがあった場合は、適宜、担当者が指定管理者へ修正依頼をしている旨の回答があった。</p> <p>令和6年度の管理業務の収支状況を閲覧したところ、法人管理費を調整することで収支差額をゼロとする報告は行われていなかった。また、指定管理業務で3~4百万円程度の利益が発生していることはなく、指定管理料が妥当な水準ではないと判断される事項は検出されなかった。</p> <p>報告内容の誤りについては修正の指導が適切に行われており、過去の指摘事項への対応は適切に実施されているものと考ええる。</p>	

ハ) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見として記載すべきものはない。

(10) 児童館施設整備事業費

事業概要

イ) 目的及び概要

児童に健全な遊びを提供し、健康増進と豊かな情操を育むため、児童館の施設整備を行う事業である。

令和6年度においては、老朽化した蜷川児童館を移転改築する事業を行っている。

(単位：千円)

蜷川児童館新築工事	落札額	令和6年度	令和7年度
契約額	326,421	65,284	261,137
うち、健全育成室分	78,341	15,668	62,673
うち、児童館分	248,079	49,616	198,464

ロ) 関連する法令や関連規則・事務マニュアル

・児童福祉法

第2期計画の実施状況

(9) 児童館運営事業費 第2期計画の実施状況を参照

事業に関連する予算及び決算の推移、内訳

イ) 事業費の推移 (3 か年)

監査対象年度を含む、過去 3 年間の事業費の推移は次のとおりであった。

(単位：千円)

児童館施設整備事業費	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	83,065	810	102,660
決算額	83,503	792	39,068

ロ) 監査対象年度における実績額の主な内訳

令和 6 年度の児童館施設整備事業費の内訳は次のとおりであった。

(単位：千円)

児童館施設整備事業費	当初予算額	決算額
蜷川児童館移転改築事業	77,600	22,456
児童館照明設備 LED 化事業	17,000	9,240
大久保児童館空調機取替業務委託	7,400	6,710
AED 購入	660	662

(出典：市作成資料)

蜷川児童館移転改築事業は令和 6 年度及び令和 7 年度の 2 か年の継続事業であり、工事の進捗により当初予算額と決算額に乖離が発生している。

ハ) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・国庫支出金 2,424 千円
- ・県支出金 1,578 千円
- ・市債 28,900 千円

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	(工事事業者の選定手続) 工事事業者の選定手続の適切性について の検証	監査対象年度の発生した該当取引全件

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論
1	(工事事業者の選定手続)

<p>市は条件付一般競争入札の手続きに従って、工事業者の選定を行っている。 執行判決裁書及び入札手続書類を閲覧した結果、工事業者は処務事務の手引き（契約編）に従い、適切に選定手続が行われており、指摘すべき事項はない。</p>
--

八) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見として記載すべきものはない。

(11) 子育て支援センター事業¹³

事業概要

子育て中の保護者や子ども同士の交流の場の提供及び子育てに関する情報提供、子育て相談に応じる等、子育て家庭に対してきめ細やかな支援を行うため、市内16か所で子育て支援センター事業を実施する。

イ) 実施場所及び運営形態

実施場所	運営形態	契約方法	委託先	委託料(千円)
富山市子育て支援センター	直営			
桜谷子育て支援センター	委託	特命 随意	(社福)富山市桜谷福祉会	8,639
常盤台子育て支援センター	委託	特命 随意	(社福)常盤台保育園	8,639
わかば子育て支援センター	委託	特命 随意	(社福)わかば福祉会	8,639
いちい子育て支援センター	委託	特命 随意	(社福)いちい保育園	8,639
わかくさ子育て支援センター	委託	公募	(社福)わかくさ福祉会	8,639
萩浦子育て支援センター	委託	特命 随意	(社福)富山YMCA福祉会	8,639
東山子育て支援センター	委託	特命 随意	(社福)東山福祉会	8,639
まつわか子育て支援センター	委託	特命 随意	(社福)相幸福祉会	8,639

¹³子育て支援センター事業は子育て支援センターが予算を執行する拠点であるが、こども支援課の出先機関に該当することから、本報告書では便宜上こども支援課の章中に記載を行っている。

実施場所	運営形態	契約方法	委託先	委託料 (千円)
光陽もなみ子育て支援センター	委託	特命 随意	(社福)富山城南会	8,639
水橋子育て支援センター	委託	指定 管理	(注)	(注)
大久保子育て支援センター	委託	指定 管理	(注)	(注)
上滝子育て支援センター	委託	特命 随意	(社福)大山保育会	8,639
八尾子育て支援センター	直営			
婦中央子育て支援センター	委託	指定 管理	(注)	(注)
じんぼ子育て支援センター	委託	特命 随意	(社福)わかくさ福祉会	8,639

(注) 児童館に併設されており、委託料は児童館の指定管理料に含めて支出される

ロ) 直営施設の概要(富山市及び八尾子育て支援センター)

	富山市子育て支援センター	八尾子育て支援センター
所在地	富山市新富町一丁目2番3号 CiC4 階	富山市八尾町福島 200
対象	乳幼児とその保護者、家族	乳幼児とその保護者、家族
定員	定員の定めなし。ただし、土日祝日は15組程を定員とする。	定員の定めなし
開放日	月曜日から日曜日(CiC 休館日、年末年始を除く)	月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 	同左

ハ) 開設日数及び利用者数

(単位 上段:人、下段:日)

名称		R2	R3	R4	R5	R6	
直営	富山市	開設日数	358	359	358	357	356
		利用者数	27,742	25,355	31,472	39,098	38,159
	八尾	開設日数	243	237	243	243	243
		利用者数	3,472	3,050	2,929	4,055	3,918
指定管理	大久保	開設日数	358	359	359	357	354
		利用者数	3,321	4,666	4,586	4,794	5,576
	婦中央	開設日数	358	359	359	358	356
利用者数		12,470	13,714	15,606	19,451	16,600	
	水橋	開設日数			176	359	356
		利用者数			7,289	16,830	16,748
委託	わかば	開設日数	240	243	242	243	243
		利用者数	6,884	5,157	5,586	5,752	7,320
	萩浦	開設日数	240	218	243	243	243
		利用者数	2,279	3,959	4,407	4,795	4,028
	常盤台	開設日数	240	239	243	243	243
		利用者数	11,966	11,647	10,658	13,316	13,196
	上滝	開設日数	239	222	242	242	243
		利用者数	2,306	3,791	6,369	7,403	5,941
	じんぼ	開設日数	243	200	243	242	243
		利用者数	2,267	2,067	2,504	2,619	6,174
	光陽もなみ	開設日数	230	234	244	243	243
		利用者数	6,616	4,610	8,076	8,882	10,388
東山	開設日数	226	242	243	243	243	
	利用者数	1,990	1,827	3,090	3,687	3,294	
まつわか	開設日数	240	224	243	243	243	
	利用者数	2,340	2,612	3,840	5,772	5,547	
いちい	開設日数	243	241	243	243	243	
	利用者数	5,188	5,683	6,422	7,925	8,886	
桜谷	開設日数	208	239	241	243	243	
	利用者数	3,655	2,939	3,590	4,389	4,779	
わかくさ	開設日数				243	243	
	利用者数				10,478	11,746	

二) 監査対象年度における実績額の主な内訳

(単位：千円)

科目	金額	主な内容
報酬	11,282	会計年度任用職員等への報酬
職員手当等	4,201	会計年度任用職員等への各種手当
共済費	2,401	会計年度任用職員等の共済組合負担金
報償費	610	講師謝金等
旅費	266	会計年度任用職員等の通勤手当
需用費	4,363	主なものはCiC内施設利用・維持に係る水道光熱費、パンフレット作成及び広報掲載に係る印刷製本費等
役務費	139	電話料金の支払い等
委託料	95,029	富山市内11か所の子育て支援センターへの業務委託料
使用料及び賃借料	2,587	施設の賃借料
負担金補助及び交付金	9,970	CiC管理組合負担金
合計：	130,847	

上記の事業費には、次の6事業に関する費用が含まれる。

i. 子育て支援センター事業

子育てセミナーに関する報償費、こどもひろば等で対応する会計年度職員の人件費、CiC内施設利用・維持に係る光熱水費・負担金、パンフレット作成及び広報掲載に係る印刷製本費

ii. 地域子育て支援拠点事業

富山市内11か所の子育て支援センターへの業務委託料

iii. 親学講座開催事業

「お父さん・お母さんの子育て講座」に関する報償費等

iv. 幼児ことばの教室事業

婦中ことばの教室に勤務する言語指導員の人件費

v. 孫育てセミナー開催事業

孫育てセミナーに関する報償費、孫育て手帳作成及び広報掲載に係る印刷製本費

vi. 子育て支援隊事業

子育て支援隊に関する報償費(山田地区及び細入地区には子育て支援センターが設置されていないため、子育て支援隊が対象者のもとへ訪問し、講座等の支援活動を実施している)

ホ) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

・国（重層的支援体制整備事業交付金）	45,345 千円
・県（重層的支援体制整備事業交付金）	45,345 千円
・一般財源	39,489 千円
・雇用保険料戻入金	94 千円
・その他の雑入	574 千円

へ) 事務の概要

i. 人件費

(6)市立保育所等管理運営費 事業概要 イ)事務の概要 i)人件費参照

ii. 委託料

令和6年度現在、直営及び委託による形態を含め、計16か所の子育て支援センターを設置している。委託契約は特命随意契約により締結されており、委託料は、国が定める公定価格に基づいて算定される。水橋、大久保、婦中中央の各子育て支援センターは児童館に併設されており、委託料は児童館の指定管理料に含めて支出される。

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年実績
【 -3-29 子育て支援センターの開設】	14 か所	17 か所	16 か所

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	各支援事業の実施要項等の閲覧	
2	事業の評価方法(利用者へのアンケート調査、実施担当者からの報告等)や事業の評価指標(利用実人数、延べ人数)の確認	
3	事業費(人件費、委託料、報償金)の支出に関する手続きの適正性検証	令和6年度支出のうち任意のもの

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
2	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
3	次の点を除き、逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。 ・令和6年度まで特命随意契約により契約締結されていた子育て支援センター運営業務委託について、特命理由に関連する環境変化や仕様変更がないにもかかわらず、翌年度から公募が行われている。	【指摘 2-11-1】

八) 指摘事項及び意見

【指摘 2-11-1】	特命随意契約の安易な締結防止
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>令和6年度までは、一部の子育て支援センターを除き、子育て支援センター運営業務委託については特命随意契約により契約を締結していた。令和6年度までの特命随意契約の合理性を記載した「特命理由書」によると、「社会福祉法人富山市桜谷福祉会外9者は、いずれも認定こども園を運営しており、子育て親子を受け入れる施設や授乳コーナー、流し台、ベビーベッド等の設備を保有していることに加え、育児について相当の知識や経験を有する職員を配置できることから、本業務を履行できる」ことを指名理由としていた。</p> <p>令和7年には本件事業の公募が行われたが、直近1年間においては特命理由書に記載された環境自体に重要な変化がない旨をこども支援課担当者より聴取している。</p> <p>【発見事項】</p> <p>重要な環境変化がないにもかかわらず、令和7年から公募が実施可能であるとするならば、翻って令和6年度以前においても公募が可能であったと考えられ、令和6年度以前において特命随意契約を締結したことの合理性について、論理的な整合性がない可能性が考えられる。</p> <p>【直接的な原因】</p> <p>こども支援課担当者によると、子育て支援センターは地理面・施設面での限定された状況から、従来「特命随意契約」により特定の法人に業務委託されており、それが定型化していたが、数年前から子育て関連の事業者が増加してきたことから、一定期間（数年間）の方針周知期間を経て、令和7年（令和8年度分）から公募を行ったとの回答を得た。</p> <p>【根本的な原因の分析】</p> <p>一般論として、特命随意契約は本来例外的なものとして取り扱われるべきものであり、その前提に立つと、特命理由には相当の合理性が要求されると解される。この点、重要な</p>	

環境変化がないにもかかわらず本則的な処理が行われることは、当該合理性に疑義が生じることとなる。

当然であるが特命随意契約は契約担当者の「便宜」のために存在するのではなく、例外的な取扱いであることが強く意識されないと、その取扱いが形骸化すると考えられる。そのため、その考え方が組織全体として意識されるような風土の醸成が望まれる。

(12) 所管課における監査結果のサマリー

対象 部署	監査の着眼点	監査結果			摘要
		指摘 事項	意見	発見 なし	
こども支援課	(1) 所管課において、事業実施にあたっての財源は確保されているか。				【意見 2-2-3】
	(2) 事業の事務処理手続が法令等に準拠し適切に実施されているか(合規性)。				【指摘 2-1-1】 【指摘 2-7-2】
	(3) 事業に係る費用支出は無駄なく適切か。契約や調達が競争性をもって行われているか(経済性)。				【意見 2-7-1】 【指摘 2-11-1】
	(4) 予算・人材の制約がある中で、必要なサービスが提供されているか。認定、補助金交付がスムーズに行われているか(効率性)。				
	(5) 事業の施策が市民のニーズに込えているか。施策の成果指標の設定・評価方法は妥当か(有効性)。				【意見 2-1-3】 【意見 2-4-1】
	(6) 補助金の交付要綱が整備され、同要綱に従い補助金の財務事務が適切に執行されているか(合規性)。				【指摘 2-1-2】
	(7) 対象事業の指導監査は適切に実施されているか。				
	(8) 過年度包括外部監査の指摘事項・意見に対する措置は適切か(合規性)。				
	(9) その他				【意見 2-2-1】 【意見 2-2-2】

2. こども保育課

(1) 保育の必要性認定と受付、利用調整及び保育料決定手続きに係る事務

事業概要

「保育白書 2025 年版(全国保育団体連絡会・保育研究所編)」によると、子ども・子育て支援新制度は介護保険をモデルにしており、福祉や保育の供給を利用者と事業者との当事者間の契約に委ねているとされている。新制度で市町村が直接責任を負うのは、保育の必要性の認定とその認定に基づいて利用者補助(給付)を支出することであり、保育の供給そのものに公が直接関与しない仕組みといえる。こうした仕組みの場合、すべてを当事者任せにすると無限定にサービスが利用され公費の浪費につながる恐れがある。それを抑制するために、保育を受ける資格の判定と利用時間を限定する認定を市町村が行う仕組みがとられた。

富山市では、「保育の必要性に関わる認定」と「利用者からの申し込み」という2つの手続きを同時に行っている。利用者からの申し込みについて、施設の受け入れ可能数を超える申請があった場合には、富山市が利用調整を行い、入所者を決定する。

イ) 教育・保育給付認定(1号・2号・3号認定)と申込み

施設の利用を希望する場合は、富山市から利用のための認定を受ける必要がある。子どものための教育・保育給付認定の種類は次のとおりである。

認定の種類	対象	利用可能施設
1号認定(教育給付認定)	満3歳以上で、保育を必要としない子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定(保育給付認定)	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定(保育給付認定)	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、地域型保育

2号・3号認定にあたっては、保育を必要とする事由が考慮され、富山市では次のとおり、保育必要事由ごとの認定要件と保育必要量の定めがある。これらの事由は基本的に「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の5に従うものである。

	保育必要事由	認定要件	保育必要量
1	就労	家庭外での仕事や、家庭内で日常の家事以外の仕事を常態としているため、子どもの保育ができないこと。常態として月あたりで64時間以上労働していることが必要である(通勤時間や休憩時間を除く)。	標準時間又は短時間
2	妊娠・出産	出産を控えている、又は出産後間もない	標準時間

	保育必要事由	認定要件	保育必要量
		め、子どもの保育ができないこと	
3	疾病・障害	病気・負傷や心身の障害により、子どもの保育ができないこと	標準時間
4	親族の介護・看護	保護者が同居又は長期入院している親族の介護・看護にあっているため、子どもの保育ができないこと。常態として月あたりで 64 時間以上介護・看護していることが必要である。	標準時間又は短時間
5	求職活動・起業準備	求職活動・起業準備を行っているため、子どもの保育ができないこと	・求職活動は短時間 ・起業準備は標準時間又は短時間
6	就学（職業訓練を含む。）	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）のため、子どもの保育ができないこと。 常態として月あたりで 64 時間以上就学していることが必要である（通学時間や休憩時間を除く）。	標準時間又は短時間
7	災害復旧	火災や風水害、地震等の復旧により子どもの保育ができないこと	標準時間
8	虐待・DV	児童虐待や DV を受けている又は再び受ける恐れがあるため、子どもの保育ができないこと	標準時間
9	育児休業中の継続利用	既に保育所を利用している子どもについて、育児休業中であっても施設を引き続き利用することが必要と認められること	短時間
10	その他	その他、どうしても子どもの保育ができない事由があること	事情を勘案して決定

近年、他の地方自治体においては、申込手續の電子化を推進する事例が見受けられる。一方、富山市においては、保育所等の利用を希望する保護者は、こども保育課または各行政サービスセンターのこども福祉係の窓口申請書類を提出し、児童同伴による面接を受けた上で申込手續を行う必要がある。

面接時には、児童の発達状況の確認や保護者の希望する保育所等に関する意見聴取を行い、入所に向けた申し込みを対面で実施することを重視している。

ロ) 利用調整

保育所等の入所について、施設の受入可能数を超える申請があった場合には、富山市が利用調整を行い、入所者を決定する。利用調整は、「富山市保育所等入所利用調整に関する基準」(以下、「利用調整基準」という。)に基づき、利用者ごとに保育の必要度に応じて点数付けを行い、点数の高い家庭を優先して入所を決定する。これは、児童福祉法第24条第3項に基づき、すべての市町村は保育の必要性の認定を受けた子どもが、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を利用するに当たり、利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされていることに従うものである。

ハ) 保育料の決定

保育料については、「富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例」第3条別表で階層区分等ごとに保育料の定めが置かれている。富山市の0歳から2歳児の保育料については、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、国が定める徴収基準額の7割程度の水準となるよう設定されている。保育料の算定については、4月から8月までは前年度分の保護者の市町村民税所得割額の合計額、9月から3月までは当該年度分の保護者の市町村民税所得割額の合計額をもとに決定している。

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	(支給認定) 保育所(園) 認定こども園等利用のための支給認定に係る事務は法令、条例等に基づき行われているかの確認	1号認定より3件、2号・3号認定より3件 サンプル抽出
2	(利用調整) 利用調整資料、決裁資料の閲覧	
3	(保育料決定) 保育料決定方法についての業務の流れを質問により確認	

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1,3	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
2	手続自体に逸脱事項は検出されなかったが、改善余地のある事項が検出された。	【意見 3-1-1】

八) 指摘事項及び意見

【意見 3-1-1】	利用調整事務の自動化																														
【前提となる事実の説明】																															
<p>現状、子ども・子育て支援システム上では利用調整業務を実施することができないため、当該業務は Excel 資料を用いて対応している。一方で、支給認定の結果は施設型給付費等の算定における基礎情報となることから、Excel 資料に記載された情報のうち、支給認定番号、氏名、住所、生年月日、認定事由等については、子ども・子育て支援システムへの入力が必要となる。利用調整における優先順位の設定については、「富山市保育所等入所利用調整に関する基準」に基づき、職員が手作業により実施している。</p>																															
【発見事項】																															
<p>他の地方自治体では AI による利用調整業務の自動化による効率化への取り組みが行われているため、富山市においても参考にされたい。</p>																															
<div style="text-align: center;"> <h3>AIによる保育所入所選考マッチング</h3> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">導入目的</td> <td>保育所入所選考に係る事務作業効率化による職員作業の負荷軽減及び選考結果通知の早期化</td> <td style="width: 20%;">補助対象要件</td> <td>保育所等の入所申込情報を読み取り、入所希望順位や兄弟の条件などを踏まえた振り分け作業を行うもの</td> </tr> <tr> <td>導入における効果指標</td> <td>・業務削減時間 ・入所選考結果通知発送までに要する日数</td> <td colspan="2" rowspan="2"> システムイメージ 住民 → ②入所申込み → 自治体 (③申込みデータ登録 → AI (④マッチング) → ⑤結果取込 → ⑥選考結果通知) ← ①AI導入 ← AI提供ベンダ 自治体 ↔ 基幹系システム </td> </tr> <tr> <td>AIが取り扱うデータ</td> <td>・入所申込情報 ・入所対象者情報</td> </tr> <tr> <td>運営・維持管理体制</td> <td>業務担当課(保育担当)・情報政策担当課</td> <td colspan="2">対応策</td> </tr> <tr> <td>共同利用/調達</td> <td>選考基準を統一すれば可能</td> <td colspan="2">AI-OCRによる申込み書類の電子データ化の実施や、申込みを電子申請とするなど、AI導入と合わせ業務フロー改善を実施する。</td> </tr> <tr> <td>導入において想定される課題とその対応策</td> <td> 想定課題 AIへのデータ取り込みに時間を要する。 独自の選考条件を考慮した選考が実施できない。 </td> <td colspan="2"> 団体独自の選考基準等、AIにより判断が難しい箇所があることを前提とし、職員による補正作業を実施することも考慮した運用とする。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">導入自治体例</td> <td>導入システム名</td> <td>導入分野</td> </tr> <tr> <td colspan="2">東京都港区、東京都板橋区、さいたま市、郡山市、佐賀市、草津市など</td> <td>MICJET MISALIO子ども・子育て支援V1</td> <td>入所申請情報に基づいた振り分け作業</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(出典：総務省資料)</p>		導入目的	保育所入所選考に係る事務作業効率化による職員作業の負荷軽減及び選考結果通知の早期化	補助対象要件	保育所等の入所申込情報を読み取り、入所希望順位や兄弟の条件などを踏まえた振り分け作業を行うもの	導入における効果指標	・業務削減時間 ・入所選考結果通知発送までに要する日数	システムイメージ 住民 → ②入所申込み → 自治体 (③申込みデータ登録 → AI (④マッチング) → ⑤結果取込 → ⑥選考結果通知) ← ①AI導入 ← AI提供ベンダ 自治体 ↔ 基幹系システム		AIが取り扱うデータ	・入所申込情報 ・入所対象者情報	運営・維持管理体制	業務担当課(保育担当)・情報政策担当課	対応策		共同利用/調達	選考基準を統一すれば可能	AI-OCRによる申込み書類の電子データ化の実施や、申込みを電子申請とするなど、AI導入と合わせ業務フロー改善を実施する。		導入において想定される課題とその対応策	想定課題 AIへのデータ取り込みに時間を要する。 独自の選考条件を考慮した選考が実施できない。	団体独自の選考基準等、AIにより判断が難しい箇所があることを前提とし、職員による補正作業を実施することも考慮した運用とする。		導入自治体例		導入システム名	導入分野	東京都港区、東京都板橋区、さいたま市、郡山市、佐賀市、草津市など		MICJET MISALIO子ども・子育て支援V1	入所申請情報に基づいた振り分け作業
導入目的	保育所入所選考に係る事務作業効率化による職員作業の負荷軽減及び選考結果通知の早期化	補助対象要件	保育所等の入所申込情報を読み取り、入所希望順位や兄弟の条件などを踏まえた振り分け作業を行うもの																												
導入における効果指標	・業務削減時間 ・入所選考結果通知発送までに要する日数	システムイメージ 住民 → ②入所申込み → 自治体 (③申込みデータ登録 → AI (④マッチング) → ⑤結果取込 → ⑥選考結果通知) ← ①AI導入 ← AI提供ベンダ 自治体 ↔ 基幹系システム																													
AIが取り扱うデータ	・入所申込情報 ・入所対象者情報																														
運営・維持管理体制	業務担当課(保育担当)・情報政策担当課	対応策																													
共同利用/調達	選考基準を統一すれば可能	AI-OCRによる申込み書類の電子データ化の実施や、申込みを電子申請とするなど、AI導入と合わせ業務フロー改善を実施する。																													
導入において想定される課題とその対応策	想定課題 AIへのデータ取り込みに時間を要する。 独自の選考条件を考慮した選考が実施できない。	団体独自の選考基準等、AIにより判断が難しい箇所があることを前提とし、職員による補正作業を実施することも考慮した運用とする。																													
導入自治体例		導入システム名	導入分野																												
東京都港区、東京都板橋区、さいたま市、郡山市、佐賀市、草津市など		MICJET MISALIO子ども・子育て支援V1	入所申請情報に基づいた振り分け作業																												

(2) 保育料の徴収及び債権管理に係る事務

事業概要

令和元年(2019年)10月から子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的として保育料無償化制度がスタートし、認可保育所や認定こども園等に通う3歳以上の児童については保育料が発生しない。0歳児から2歳児については保育料が発生するが、その額が利用者世帯の所得額に応じて段階的に定められ、生活保護世帯等は無料である。

市立保育所、市立認定こども園及び私立保育所では、利用者は保育料を保育施設ではなく市に支払う。一方、私立認定こども園及び地域型保育事業では、保育料の決定は市が行うが、保育料の支払先は各保育施設となる。

イ) 市における保育料の収入状況の推移

「富山市保育所条例」では、市における保育料は保育及び一時預かり保育を受けた子どもの保護者又は扶養義務者が保育料を納付しなければならない旨の定めがある。保育料の金額は、「富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例」において、市町村民税所得割額の階層に応じた負担額が規定されている。一方、時間外保育料は「富山市保育所条例」において、利用区分等に応じた負担額が規定されている。

保育料の決定は書面（「保育料決定通知書」）により保護者に通知される。

富山市における保育所保育料の調定額、収入済額、収納率、収入未済額及び滞納繰越額の推移は次のとおりである。

保育所保育料（市立認定こども園の保育料を含む。）

（単位：千円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年度	調定額	319,475	321,455	313,659	287,414	242,266
	収入済額	318,318	320,859	312,431	286,327	240,645
	収入率	99.6%	99.8%	99.6%	99.6%	99.3%
	収入未済額	1,157	596	1,228	1,087	1,621
滞納繰越	調定額	46,325	34,012	28,770	24,506	13,004
	収入済額	7,429	4,073	2,718	2,958	2,549
	収入率	16.0%	12.0%	9.5%	12.1%	19.6%
	不納欠損額	6,041	1,765	2,774	9,631	4,447
	収入未済額	32,855	28,174	23,278	11,917	6,008
合計	調定額	365,800	355,467	342,429	311,920	255,270
	収入済額	325,747	324,932	315,149	289,285	243,194
	収入率	89.1%	91.4%	92.0%	92.7%	95.3%
	不納欠損額	6,041	1,765	2,774	9,631	4,447
	収入未済額	34,012	28,770	24,506	13,004	7,629

（出典：令和7年度 債権所管課の徴収計画）

保育料の現年度分調定額は、減少傾向にある。これは、令和元年10月に開始された保育料無償化制度の影響に加え、私立認定こども園の増加に伴い、保育料の支払先が市か

ら各保育施設へ変更となったことによるものである。また、保育料は利用者世帯の所得に応じて段階的に設定されているため、調定額は利用者世帯の所得水準によっても変動する。

滞納繰越分の調定額についても同様に減少傾向が見られる。これは、徴収事務に係るコスト等を考慮した不納欠損処理の実施及び滞納金回収に向けた対応を強化した結果である。

収入率に関しては、現年度分については過去 5 年間にわたり 99% 台で推移しており、安定した状況にある。一方、滞納繰越分については、令和 5 年度に 9,631 千円の不納欠損処理を行ったことにより調定額が減少し、令和 6 年度の収入率は 19.60% となっている。

ロ) 収納

保育料の収納事務は、入所認定係が行っている。保育料は、原則として口座振替の方法により徴収しているが、例外として振込みによる納付も認めている。口座振替の場合は、振替日は保育月の翌月 5 日となる。口座残高が不足している場合や口座振替以外の方法で振込みがなされない場合には滞留債権となる。

ハ) 滞納への取組状況及び滞納整理事務の実施体制

滞納となった保育料の徴収事務も入所認定係が行っている。滞納保育料に関して、毎月督促状及び催告書の送付を実施しているほか、共同呼出催告の実施や臨戸訪問等の対面による対応も行っている。また、児童手当からの徴収も実施しており、令和 6 年度においては、延べ 19 児童分の保育料に相当する 716 千円の回収実績がある。くわえて、財産調査等を通じて滞納者の財産状況を把握し、納付能力の有無を判断している。

一定の取組みを行ってもなお回収が困難であり、時効が成立した場合には、不納欠損処分を行うことがある¹⁴。

なお、市では、各債権所管課が個別に対応していた債権管理及び滞納債権の回収事務について、より効率的かつ専門的な対応を図るため、財務部内に「債権管理対策課」を設置し、債権管理の一元化を実施している。債権管理対策課は、悪質な滞納債権の集約化を進めるとともに、弁護士等の外部専門人材を活用した重点的な回収業務を実施している。債権管理対策課への引継対象となる保育料は、法的根拠に基づき滞納処分が可能な「強制徴収公債権」に該当するものである。一方、延長保育料及び給食費については「私債権」に分類され、引継対象外となる。

保育料に関して、過去 5 年間における債権管理課への移管実績は次のとおりである。

¹⁴ 法的根拠に基づき滞納処分が可能な「強制徴収公債権」に該当する保育料の時効は原則 5 年であるが、督促した日の翌日から新たに時効が進行する（地方自治法 236 条第 1 項、第 4 項）。

「強制徴収公債権」は消滅時効が成立したとき（富山市会計規則第 41 条第 1 項第 1 号）又は滞納処分の停止を 3 年間継続したとき又は即時消滅させたとき（富山市会計規則第 41 条第 1 項第 5 号）は不納欠損処分ができる。

「私債権」に該当する延長保育料及び給食費は、消滅時効が成立したとき（富山市会計規則第 41 条第 1 項第 1 号）又は債権を放棄したとき（富山市会計規則第 41 条第 1 項第 6 号）等に不納欠損処分ができる。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	2	0	0	0	9
金額(千円)	488	0	0	0	3,500

(出典：市作成資料)

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

保育料の徴収及び債権管理に係る事務の執行について実施した監査手続は下記のとおりである。現年度分及び滞納繰越分をあわせた令和6年度末の収入未済額は7,629千円であり、令和2年度の年度初残高(調定額である46,325千円)から順調に減少している状況と評価できる。

以上の状況を踏まえ、債権管理に係る事務自体については、こども保育課入所認定係への質問及び富山市債権管理マニュアルの閲覧を通じて業務の流れを確認する等の手続きにとどめ、一方で、直近5年度での滞納額減少に関する具体的な取組状況を聴取することとした。

No.	監査手続	抽出基準等
1	入所認定係への質問による収納・滞納整理事務に係る概況、業務フローの把握	
2	関連法令(地方自治法、富山市会計規則)やマニュアル(「富山市債権管理マニュアル」)の閲覧	
3	過去5年間の収入状況推移の分析	
4	所管課から債権管理委員会へ提出した資料の閲覧	令和6年度資料

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	手続自体に逸脱事項は検出されなかったが、改善余地のある事項が検出された。	【意見3-2-1】
2~4	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

ハ) 指摘事項及び意見

【意見3-2-1】	滞納整理事務の実施体制
-----------	-------------

【前提となる事実の説明】

入所認定係への聴取によれば、保育所保育料の滞納額減少（収入率の増加）の主な要因として、不納欠損処分を含めた法律上の取扱いについて知見のある職員の配置により、相当程度年数の経過した滞納額（滞留債権）の不納欠損処分が進捗したことが挙げられることを把握した。

不納欠損処分は、本来回収すべき債権を放棄することであるため、安易な実施は結果的に市税での負担を求めることになるが、適切に実施されないと債権管理に要する行政コスト（人件費等を含む。）との比較衡量により更なる負担が生じ続ける可能性がある。

【発見事項】

相当程度の年数が経過した債権は回収可能性が低いものと解され、そのような債権を適切に不納欠損処分されることで、行政コストの削減が図られたことは評価したい。また、本件への事務マニュアル等の整備についても一定の成果を得ていることを確認している。

一方で、本件に限らず、今後の人事異動によっては継続的に安定した処理が行われない可能性がある領域が存在することも考えられる。実務に必要となる知見が実務に適用できる形式で文書に落とし込まれ、部署内で引き継いでいくこと（法令改正等での所要の見直しを含む。）が肝要であるし、それと同時に、部署を越えて共有すべき情報については、（形式的な研修のレベルを超えて）実務に十分に適用できる形で周知されることが望ましい。

（３）市立保育所等管理運営費

事業概要

イ) 事業目的

本事業の目的は、富山市内の市立保育所等の保育の実施に必要な費用を支出することである。

i. 制度の概要

市では令和6年4月1日現在、33箇所の市立保育所及び2箇所の市立認定こども園（以下、「市立保育所等」という。）を設置、運営している。

保育時間	月曜日～土曜日 最長 11時間（保育所（園）によって開所時間は異なる） ・保育所（園）によっては、月曜日から金曜日は必要に応じて延長保育事業を行っている ・休日は日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
保育料	市立保育所等の保育料は、児童福祉法等に規定はなく、地方自治法上の使用料として扱われ、その額は条例によって定められる。

多様な保育	保育所（園）によっては、延長保育、一時保育、親子サークル、体調不良時対応型病児保育を行っている
-------	---

ロ) 事務の概要

i. 人件費

市立保育所及び市立認定こども園に勤務する職員等、富山市の職員の勤怠管理について、出勤簿への押印によって出勤の有無を確認しており、出退勤時刻の記録は出勤簿上では行われていない。

勤務時間は事前にシステムへ登録されており、出退勤以外の勤怠情報はシステム上で管理される。これらの情報は各人事担当課で集約され、給与計算に使用される。

市立保育所及び市立認定こども園に勤務する職員（所長、園長除く）の時間外勤務に関しては、所属長である各保育所長（園長）が管理を行っている。時間外勤務を行う場合には、事前に「時間外勤務命令申請」が必要であり、勤務後には「時間外勤務実施申請」により実績を報告することで、超過勤務手当の計算がされ、支給される仕組みとなっている。

また、年次有給休暇や特別休暇、病気休暇、育児休業等の取得に関しても事前承認は必要である。

なお、会計年度任用職員の任免に関する事務は、令和6年度までこども支援課が所管しており、報酬計算額の確認の業務は同課にて実施されている。

ii. 物品の調達

市立保育所等で使用する物品の購入、契約の事務及び管理については、富山市物品管理規則に定められている。また、富山市作成の処務事務の手引き（契約編）が備えられており、これらの規則に則った事務が執行される必要がある。

・備品

その性質及び形状を変えることなく2年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が2万円以上のもの（別に定めるものを除く。）並びに美術・工芸品及び標本をいう。ただし、贈与を目的とするものを除く（「富山市物品管理規則」第3条第1項第1号）。市立保育所等においては、例えば保育の用に供するテーブルや椅子、固定遊具が該当する。備品に関しては、発注及び支払いに関する業務をこども保育課が担当している。

・消耗品

消耗品とは、備品以外の物品をいう（「富山市物品管理規則」第3条第1項第2号）。市立保育所等においては、例えば取得価格2万円未満の三輪車、絵本が該当する。

こども保育課では、年度当初に各市立保育所等へ定員数及び児童数に応じた予算枠を配分しており、各施設において必要に応じて消耗品の調達が行われている。消耗品

に関する事務手続は、各保育施設にて見積書の徴収から支出負担行為及び支出命令書の作成・承認までを実施し、支出については出納課が担当している。

iii. 賄材料の調達

「保育白書 2025 年版（全国保育団体連絡会・保育研究所編）」によると、保育所は昼食を挟んで長時間の保育を行うことから、制度発足時から調理室の設置が義務づけられ、保育の食事が提供されてきた。保育と給食は不可分の関係とされ、適切な給食の実施が保育内容を充実させると考えられている。

給食は調乳、離乳食、1～2 歳児食、3～5 歳児食に区分され、統一献立としている。献立は、栄養士により月単位で作成され、給食管理システムに献立を登録した後は、賄材料の発注品目及び数量等について同システムを用いて管理が行われる。

賄材料は、富山市による一括発注物資と、各保育施設による個別発注物資に区分される。

一括発注による物資については、各保育施設が給食管理システムを通じて必要数量を申請し、それに基づき、こども保育課に所属する栄養士が納入業者への発注を一括して行っている。納品後は、各保育施設において業者から送付された納品書と現物の確認を行っている。その後、請求書は 1 か月に一度まとめてこども保育課へ送付され、請求書と発注内容の確認が行われる。一括発注物資の選定は、毎年 1 月頃に実施する選定会により行う。

一方、保育所等購入物資については、各保育施設の調理員が、富山市が協定を締結している納入業者に対し、施設ごとの予算の範囲内で発注を行っている。納品後は、各施設において納品書及び請求書の内容確認を行い、それらに基づいて「業者別購入一覧表」を作成し、「支出負担行為兼支出命令書」を作成する。支出については、出納課が担当している。

iv. 施設営繕等

給食用設備に係る修繕予算はこども保育課が所管しているが、それ以外の設備修繕や施設建替え等に係る予算は、こども支援課が所管している。

v. 委託費

毎年度発生する委託費の主な内容として、給食調理等業務の民間委託事業がある。材料費は富山市が負担し、民間業者に対しては、各保育所の必要食数に応じた給食調理等業務を委託している。委託期間は 3 年間とし、消耗品や洗剤、人件費等の物価変動を委託費に反映できる仕組みとしている。

その他、令和 6 年度に発生した委託費のうち、金額が大きい事業として、保育所及び認定こども園の無線アクセスポイント設置委託業務がある。本業務は、市立保育所及び認定こども園における保育室の無線 LAN 環境拡充を目的とし、ネットワークを再設計のうえ、新規導入機器の設定・設置及び既存ネットワークとの接続を行うものである。

ハ) 関連する法令や関連規定・事務マニュアル

富山市物品管理規則、富山市の処務事務の手引き（契約編）

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年度実績
【 -1-15 シニア 保育サポーター事業 の実施】	登録人数 370 人、活 動延べ人数 1,567 人	継続実施	登録人数 256 人、活 動延べ人数 867 人

事業に関連する予算及び決算の推移、内訳

イ) 事業費の推移（3 年）

監査対象年度を含む、過去 3 年間の事業費の推移は次のとおりであった。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額			
市立保育所等管理運営費 ¹⁵	3,783,625	3,157,641	3,323,501
施設数(市立)	39	36	35
入所延人数(市立)	33,828 人	30,469 人	28,523

(出典：こども保育課作成資料)

令和4年度は、会計年度任用職員に係る経費が含まれるため金額が大きくなっている。

令和5年度及び令和6年度について、同経費はこども支援課にて執行している。

ロ) 監査対象年度における実績額の主な内訳

監査対象年度における本事業の歳出額(実績)の主な内訳は次のとおりであった。

科目	金額(単位：千円)	主な内容
報酬	6,154	市立保育所等の嘱託医、薬剤師 等への報酬
給料	1,544,051	市立保育所等の保育士の人件費
職員手当等	804,492	市立保育所等の保育士の管理職 手当、扶養手当、特殊勤務手 当、通勤手当、地域手当、住居 手当、児童手当、期末手当、勤

¹⁵ 令和4年度及び令和5年度は、市立保育所管理運営費と市立認定こども園管理運営費の合計額を記載。令和6年度より、両事業は統合され、市立保育所等管理運営費となった。

科目	金額（単位：千円）	主な内容
		勉手当、寒冷地手当
共済費	456,484	市立保育所等の保育士の共済組合負担金
報奨費	741	研修時の講師謝礼
旅費	1,910	市内出張旅費、嘱託医の移動費用、県外研修費用
需用費	417,302	主なものは賄材料費（給食材料費）水道光熱費、消耗品費
役務費	7,391	電話、郵便料、調理従事者の検便手数料、口座振替手数料
委託料	74,570	給食の調理業務等委託料（対象施設は、三郷、水橋西部、上条、水橋東部、細入の5施設）ICT化推進事業（Wifi、アクセスポイント設定）など
使用料	705	車のリース料（保育課の巡回）
備品購入費	7,453	市立保育所等における備品購入費用。現場のニーズを反映して、こども保育課で備品等の購入を行う。
負担金補助及び交付金	2,249	災害共済掛金、研修参加費、富山県審議会の市町村負担分など
合計：	3,323,501	

（出典：「富山市の社会福祉 2024」、主な内容は監査人加筆）

八) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する主な財源は次のとおりであった。

・保育所等使用料	223,528 千円
・国・県補助金	21,539 千円
・保育所等入所児給食収入等	111,948 千円
・その他の特定財源	36,495 千円
・一般財源	2,929,991 千円

市立保育所の運営費用は、公費と市町村が保護者から徴収する保育料で賄われている。市立保育所の運営費用の公費負担分は、市町村 100%の割合で負担することが法定

化されている。2003年度（平成15年度）までは、市立負担分についても私立分と同じように国及び都道府県で分担する仕組みで対応されていたが、2004年度（平成16年度）から市立分が対象から外れ、市町村の一般財源のみで賄われる仕組みとなった。

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	<p>（給料、職員手当等）</p> <p>市立保育所等における職員配置や出勤管理は適切に行われているかの確認</p> <p>具体的には、「時間外勤務命令申請」「時間外勤務実施申請」「時間外勤務等命令簿」を閲覧し、職員の出勤状況等が適切に把握されているかを確認した。</p>	<p>市立保育施設のうち、次の3拠点を選定して往査し、監査手続を実施した。</p> <p>拠点の選定においては、往査拠点の属性に偏在が生じないように、市街地や郊外などの所在地や、施設規模、合併前の旧町村などの観点を考慮して総合的に決定した。</p> <p>【往査拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雲雀ヶ丘保育所 ・老田保育所 ・音川保育所
2	<p>（需用費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品、備品及び賄材料の調達事務は、法令・条例等に基づき行われ、合规性が遵守されているかの確認 ・消耗品、備品及び賄材料の調達に際しては、経済性や効率性等が考慮されているかの確認 	<p>各保育施設での個別発注物資（契約から支払いまでの一連の書類）及び給食賄材料調達に関連する必要書類（細菌検査報告書）の管理状況、並びに小口現金の管理状況の確認は、上記の往査拠点で手続きを実施した。</p>
3	<p>（施設営繕等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設営繕等は計画的に実施されているかの確認 ・施設営繕等の事務は、法令・条例等に基づき行われ、合规性が遵守されているかの確認 	<p>監査対象年度の発生した該当取引のうち、対象となる取引を監査人が1件指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大沢野西部保育所外給食用備品（冷凍冷蔵庫）修繕
4	<p>（委託料）</p> <p>委託費の支出は、法令・条例等に基づき行われ、合规性が遵守されているかの確認</p>	<p>監査対象年度の発生した該当取引のうち、対象となる取引を監査人が2件指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食調理等業務の民間委託事業 ・保育所及び認定こども園の無線アクセスポイント設置委託業務
5	<p>（現金管理）</p>	

No.	監査手続	抽出基準等
	保護者から徴収する延長保育料、一時保育料、主食代等及び職員から徴収する給食費に関する現金管理が適切に実施されているかを確認するため、現金出納帳、領収書、つり銭資金管理簿の閲覧	

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
2	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
3	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
4	手続自体に逸脱事項は検出されなかったが、改善余地のある事項が検出された。	【意見 3-3-1】
5	手続自体に逸脱事項は検出されなかったが、改善余地のある事項が検出された。	【意見 3-3-2】

ハ) 指摘事項及び意見

【意見 3-3-1】	給食調理等業務委託の契約統合に向けた検討
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>水橋地区の4保育所（三郷・水橋西部・上条・水橋東部）及びほそいり保育所では、調理員を配置せず、給食調理等業務を民間業者へ委託している。</p> <p>富山市は、平成17年4月に旧富山市と大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村が合併して現在の富山市となった。水橋地区の4保育所は旧富山市に、ほそいり保育所は旧細入村に位置しており、従来の行政区分の違いを背景に、現在も給食調理等業務は、仕様書の内容が概ね同一であるにもかかわらず、別々の委託業務として入札が実施されている。</p> <p>【発見事項】</p> <p>両地区における給食調理等業務の委託契約について、これまで契約の統合が検討された形跡は確認されていない。両地区の保育所は地理的に離れており、園児数の違いによる調理食数の差もあることから、契約を一本化した場合、入札総額の増加により競争性が高まる可能性がある一方で、対応可能な業者が限定される懸念もある。こうした点を踏まえつ</p>	

つも、契約事務の効率化や業務の一体的な運用の観点から、統合の可能性について検討する余地があると考えられる。

【意見 3-3-2】	職員給食費徴収方法の見直し
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>各保育施設において、職員が保育所の給食を利用する場合には、給食費の徴収が必要となる。職員給食費については、月単位で食数を集計した上で、現金による徴収を行い、徴収時には領収書を本人へ交付している。徴収した現金は、「納入通知書兼領収書」を作成の上、原則として当日または翌日中に金融機関へ預け入れを行う。</p> <p>【発見事項】</p> <p>現場で取り扱う現金の金額を可能な限り抑えることは、事務の効率化及び不正防止の観点から望ましいと考えられる。現状のように職員から現金で徴収する方法に代えて、給与からの天引きによる徴収方法等を導入することで、現金管理の負担軽減や不正発生リスクの低減が期待できるため、今後の運用方法として検討する価値がある。</p>	

(4) 私立保育所等管理運営費

事業概要

イ) 事業目的

本事業の目的は、富山市内の私立保育所等の保育の実施に必要な費用(保育所に対する委託費、認定こども園等に対する扶助費)を支給することである。

i. 前提となる制度

こども家庭庁が公表する「子ども・子育て支援新制度ハンドブック(平成27年7月改訂版)」によると、子ども・子育て支援制度においては市町村の確認を受けた施設・事業に対し行う財政支援を「施設型給付」及び「地域型保育給付」として区分している。施設型給付は、認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした財政支援であり、地域型保育給付は小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を対象とした財政支援となる。これらの給付は、いずれも公定価格(内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)から利用者負担額(政令で定める額を限度として市町村が定める額)を控除して決定される構造にある。

本項での監査手続対象を表で示すと次のとおりとなる。

事業分類	事業名	詳細事業名
子どものための教育・保育給付	施設型給付費	認定こども園
		幼稚園(私学助成幼稚園を除く。富山市では私学助成の該当なし)
		保育所

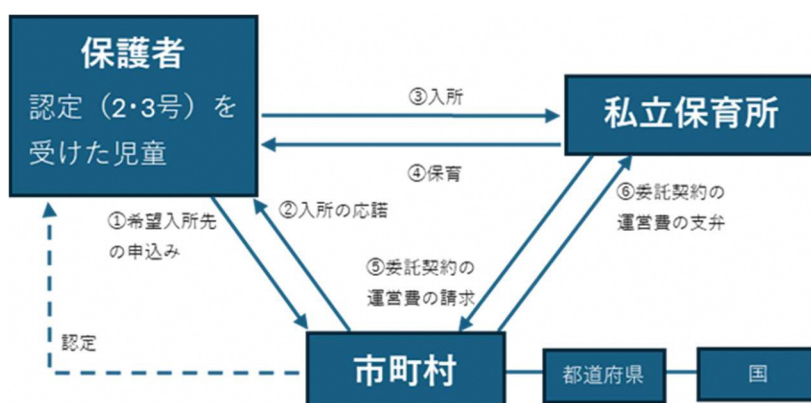
事業分類	事業名	詳細事業名
	地域型保育給付費	小規模保育
		家庭的保育
		居宅訪問型保育 ¹⁶
		事業所内保育

確実に学校教育・保育に充てるため、給付は保護者における個人給付を基礎として市町村から法定代理受領する仕組みとなっており、市町村は「扶助費」として施設に支払う。ただし、私立保育所については法定代理受領ではなく、利用者負担額を市町村で徴収し施設型給付と利用者負担額を合わせた全額を「委託費」として施設に支払うかたちとなる¹⁷。

なお、地域型保育給付費は、子ども・子育て支援新制度（平成 27 年度施行）において、多様な保育ニーズに対応し、特に待機児童対策やきめ細やかな保育を提供するために創設された「地域型保育事業」に対して支給される給付費であり、施設型給付費と同様に法定代理受領の仕組みをとっている（支給方法としては、先述の私立の認定こども園及び幼稚園への施設型給付に係る扶助費と同様である）。

委託費及び扶助費の関係・相違点を図解すると、概ね次のとおりである¹⁸。

保育所の制度（市町村の実施責任による保育）

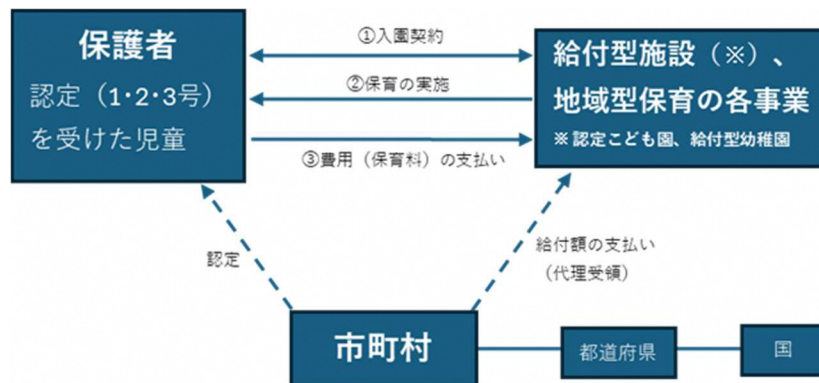


保育所以外の給付施設・事業制度（保護者と施設・事業者との直接契約による保育。地域型保育事業も同様）

¹⁶ 令和 6 年 4 月 1 日現在、富山市では該当施設がない。

¹⁷ 児童福祉法第 24 条 1 項において、保育所における保育は市町村がその実施責任を負うこととされており、そのため、私立保育所が実施する保育への財政負担は（扶助ではなく）委託契約に基づいて行われる。

¹⁸ ・ の図は『保育白書 2025 年度版』を参考に、監査人が作成。



○参考：両者の相違点

	保育所	保育所以外
入所（入園）応諾	市町村	施設
保護者の保育料支払先	市町村	施設
保育料滞納回収責任	市町村	施設
市町村と施設との関係	委託	扶助

施設型給付費が私立保育所等管理運営費全体の大半を占めることから、以降では施設型給付費に焦点を当てて制度や事務を概観したうえで、監査手続を実施する¹⁹。

ii. 施設型給付費の概要

a. 公定価格の決定方法

「子ども・子育て支援新制度ハンドブック（平成27年7月改訂版）」によると、公定価格は、幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、従来の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の向上」を反映し、骨格を設定しているとされている。

具体的には、公定価格は「基本額」と「各種加算」から構成される。基本額は子ども一人当たりの単価に基づくものであり、地域区分や年齢、保育必要量等に基づき、保育に通常要する費用（人件費・事業費・管理費等）を積み上げて国が算定するものである。各種加算は「処遇改善等加算」「休日保育加算」など政策的に加減調整を行うものであり、このうち金額面で比較的大きな加算となるものが「処遇改善等加算」である。処遇改善等加算は、保育所の場合は委託費の中に、認定こども園等の場合は扶助費（施設型給付費）の中に含まれており、処遇改善等加算、
、
の3種類からなる。処遇改善等加算の目的は、全産業の労働者の平均賃金と比べて賃金が低い保育士の給与を上げることにある。処遇改善等加算は、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組みに応じた人件費の加算であり、園児1人当たりの単価を毎月積み上げて計算される。処遇改善等加算は、技能・経験を積んだ職員に係る追

¹⁹ 支給に係る事務等が同質であり、かつ母集団となるデータ等からの区分が困難な場合には、監査手続の対象に地域型保育給付費を加える場合がある。

加的な人件費の加算であり、園児数と各加算の適用状況に応じて一定の従業員に月額5,000円から40,000円の手当が支給される。処遇改善等加算は、保育士の確保や定着を進めることを目的として、職員の賃金の継続的な引き上げ等（月額9,000円相当）に要する費用であり、従来の処遇改善等加算に加えの形で導入された。加算認定は、処遇改善等加算とは都道府県（一部業務委譲あり）、他の加算項目は市区町村による認定となる。富山市の場合は中核市に該当するため、すべての項目を認定している。

b. 加算項目の内容及び認定審査

以下は、各種加算に関して、こども家庭庁が各都道府県知事あてに発行している「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和6年3月29日付け）の別紙2及び4の加算項目を一覧化し、富山市における各加算項目に係る挙証書類の要否等をまとめたものである。なお、挙証書類の授受においては、いずれもメールによるやり取りのほか、市役所への紙面資料持参の方法によっている。

区分	加算項目	保育所 該当：○	認定 こども園 該当：○	挙証書類 の提出 要提出：○	市の独自 様式採用 該当：○
基本加算部分	処遇改善等加算	○	○	○	○
	3歳児配置改善加算	○	○		
	4歳以上児配置改善加算	○	○		
	休日保育加算	○	○	○	
	夜間保育加算	○	○	○	
	チーム保育加配加算		○		
	減価償却費加算	○	○	○	
	賃借料加算	○	○	○	
	チーム保育推進加算	○			
	外部監査加算		○	○	
	副食費徴収免除加算	○	○	○	
加減調整部分	教育標準時間認定 子どもの利用定員 を設定しない場合		○		

区分	加算項目	保育所 該当:○	認定 こども園 該当:○	拳証書類 の提出 要提出:○	市の独自 様式採用 該当:○
	分園の場合	○	○		
	施設長を配置して いない場合	○			
	土曜日に閉所する 場合	○	○	○	○
	主幹保育教諭等の 専任化により子育て 支援の取組みを 実施していない場 合		○	○	
	年齢別配置基準を 下回る場合		○	○	
	配置基準上求めら れる職員資格を有 しない場合		○		
乗除調整部分	定員を恒常的に超 過する場合	○	○		
特定加算部分	主任保育士専任加 算	○		○	
	療育支援加算	○	○	○	
	事務職員雇上費加 算	○		○	
	処遇改善等加算	○	○	○	○
	処遇改善等加算	○	○	○	○
	冷暖房費加算	○	○		
	施設関係者評価加 算		○	○	
	除雪費加算	○	○		
	降灰除去費加算	○	○		
	高齢者等活躍促進 加算	○	○	○	
	施設機能強化推進	○	○	○	

区分	加算項目	保育所 該当:○	認定 こども園 該当:○	拳証書類 の提出 要提出:○	市の独自 様式採用 該当:○
	費加算				
	小学校接続加算	○	○	○	
	栄養管理加算	○	○	○	
	第三者評価受審加算	○	○	○	

施設型給付費の支給額について、富山市では、処遇改善等加算に準じる形で、例えば所定年齢児童への保育士の配置人数を増やすことで支給される補助金²⁰を設定しているなど、市独自の補助金により一定の対応が行われている。

c. 施設型給付の支払方法

こども家庭庁が各都道府県知事あてに発行する「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」には、施設型給付等に関して法定代理受領に係る請求書（私立保育所にあつては委託費に係る請求書）を徴して支弁（支払い）する旨及び当該支弁は当月分又は当月分を含む複数月分の前払いが要求される旨が記載されている。

上記内容を踏まえ、富山市では年4回の概算払い（4-5月分を4月、6-9月分を6月、10-2月分を10月、3月分を3月に支払う）を行った上で、4月から5月にかけて確定精算を行う。

加算認定及び支払業務の事務に関して、外部委託は行っていない。

iii. 施設型給付に関する具体的な給付事務の概要

施設型給付の加算認定・支払業務に関する事務は、こども保育課の運営支援係2名体制で89施設を担当している（令和6年度時点の内訳：保育所1施設、認定こども園71施設、幼稚園5施設、地域型保育事業所12施設）。

概算払い及び確定精算のいずれにおいても「公定価格単価表」、「職員配置表（令和6年度職員配置状況一覧）」及び「請求書（子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書）」に基づき支払額の算定が行われている。「公定価格単価表」は、こども家庭庁により公表されており、原則として毎年4月に公定価格の見直しが適用される。また、年末には人事院勧告を踏まえて公定価格が見直される場合があり、単価の見直しがあったときは、当該単価を遡及反映したうえで精算する必要がある。

「職員配置表」は市の独自様式を使用している。職員配置表には「公定価格単価表」が組み込まれているため、単価入力不要であるが、職員数や児童数は各施設が入力

²⁰ 富山市児童福祉施設等補助金[配置基準補助事業]

行う。概算払いの際には、各施設が入力した職員配置表の情報をもとに市側で給付費請求情報（請求書）案を事前に作成し、施設にメール送付を行う。施設側には、請求書の記載項目のうち、住所及び振込先情報の記載を求めることにより、当該記載をもって施設側での請求内容確認の代替的な証跡としている。なお、概算払い時には申請内容を前提に申請された加算内容を暫定的に反映しており、仮に入力過誤等がある場合には確定時に精算することとしている。

確定精算時においては、給付額の算定に関して、メールや電話等の手段により施設と市との間で内容の確認を行った上で、最終的な金額を確定している。拳証書類の依頼は各年度の12月頃から案内され、順次メールまたは紙面提出の手段により入手され、場合によっては修正の差戻し等を経て、確定する。請求書については、市側で給付費請求情報（請求書）案を事前に作成し、施設にメール送付を行う。施設側には、請求書の記載項目のうち、住所及び振込先情報の記載を求めることにより、当該記載をもって施設側での請求内容確認の代替的な証跡としている。

確定精算時に必要となる書類のうち、「職員配置表」の職員数及び児童数はいずれも施設側が入力を行う。児童数については、住民基本台帳システムと連携した子ども・子育て支援システムにおいて管理されている情報と、施設側が「職員配置表」に入力した数値とを照合し、不一致が認められた場合には、子ども・子育て支援システム又は「職員配置表」のいずれかを訂正する対応を行っている。

一方で、職員数に関しては、市において施設側からの申請内容を直接検証する手段がなく、施設側が記載した内容に依拠せざるを得ない状況にある²¹。

また、子ども・子育て支援システムの導入はなされており、それに基づく算定は理論上可能であるものの、実際には制度改正及び公定価格等の改定反映等に時間を要することや、システムへのデータ移出入の手間、システムの有する情報の正確性検証の必要性などにより、現実にはExcelで作成された市の算定資料との二重管理となり、システムは市の算定資料の二重チェック目的や支弁台帳の作成目的に使用されているという実態が実務上の課題として挙げられる²²。

施設への給付額の支払いに関しては、概算払い及び支給額の確定に加え、年度途中で公定価格が改定された場合の遡及処理（3月度概算払時から反映）、各種遡及発生額に基

²¹ こども保育課が私立保育施設等への実地調査等を行っていないものの、市立保育施設等に対する実地検査（監査）が、保育所（児童福祉施設）は1年に1回以上（根拠：児童福祉法施行令第38条）認定こども園は中核市市長の判断に基づく頻度（根拠：幼保連携型認定こども園監査通知（就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（通知）平成27年12月7日、内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）富山市では、原則として3年に1回）で行われることが要請されており、富山市では指導監査課が定期的に施設への指導監査を実施している。当該指導監査は、施設型給付に係る拳証書類の正確性等の検証を直接の目的としたものではないが、他の地方自治体の事例でも施設側の申告情報と不一致が指摘された場合に支給済の給付費の返還等が行われたケースがあることから、拳証書類の正確な提出に関して一定の牽制効果を有しているものと解される。

²² 子ども・子育て支援システムの運用に関する実務上の課題については、後述の「市町村が行う子ども・子育て支援制度における公定価格（施設型給付費）の加算認定・支払業務の実施方法等に関する調査研究報告書」のほか、「保育施設等管理システム連携における仕様整理に係る調査研究」（EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 令和6年3月）

づく給付額の再算定に伴う支払いも発生している。

施設型給付費等の給付事務プロセスについては、後述の「市町村が行う子ども・子育て支援制度における公定価格（施設型給付費）の加算認定・支払業務の実施方法等に関する調査研究報告書」43 ページに地方自治体における支払業務の業務パターンが掲載されており、富山市の採用する方法は次のとおりとなっている。

概算払い	給付額請求情報 による支払い	加算認定結果 による遡及支払	公定価格改定 による遡及支払
あり	年一括	年一括	年一括

施設型給付費の支払状況は、概算払い期ごとに、Excel で作成した支払い状況一覧表にて管理・記録し、子どものための教育・保育給付費支弁台帳については、年度単位で上席者の承認を受けている。国への支弁台帳の送付は翌年度の7月頃となる。

支給事務に関して、業務の正確性及び標準化に関する公式の庁内文書（業務フロー、手順書、チェックリスト）はないが、部署内での引継資料等に基づき、複数名の体制で確認作業を行うことで業務の正確性等に関する対処をしている旨担当部署より聴取している。

ロ) 関連する法令や関連規定・事務マニュアル

子ども・子育て支援法第 27 条及び第 29 条

ハ) その他関連する研究調査等

前述のとおり、こども家庭庁（令和 4 年度以前は内閣府子ども子育て本部）は、調査研究事業の一環として、子ども・子育て支援に関する諸般の課題について現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とした「子ども・子育て支援調査研究事業」を実施している。

そのうち、令和 4 年度に委託事業として実施された「市町村が行う子ども・子育て支援制度における公定価格（施設型給付費）の加算認定・支払業務の実施方法等に関する調査研究」（実施主体：B 2 NEXT 株式会社。本項において、以下、「調査研究」という。）では、子ども・子育て支援制度における子どものための教育・保育給付に係る事務等のうち、公定価格（施設型給付費）の加算認定・支払業務の実施方法や業務量の状況等の実態をより詳細に把握することを目的として、市区町村に対するアンケート調査及びヒアリング調査により自治体における該当業務の実施状況を把握の上で、当該事務等の効率的な実施に関する考察等が報告されている。

調査研究において、子ども・子育て支援制度における施設型給付費の加算認定及び給付に関する地方自治体の事務手続に関して挙げられた問題点（課題）を要約すると、次のとおりである。

【調査研究の中で指摘されている、事務手続の実施状況及び考察された課題】

- i. **紙中心の業務運用が圧倒的であること**
 - 加算認定の申請や給付費請求情報のやり取りなど、施設との情報授受の場面で、80%以上の自治体が「紙」での運用を行っている
 - 自治体の審査においても、手作業による目視での確認が80%を超えている
 - システムで審査を行うためにはデータ入力が必要である
- ii. **業務運用パターンが多岐にわたり、複雑化していること**
 - 概算払いや暫定請求、給付費請求や遡及支払などにおいて、自治体がそれぞれ様々な工夫を凝らしており、業務パターンが数限りなく存在している
 - 当該年度の加算認定や公定価格が年度当初に確定しないために、年度中の遡及処理が多く発生している
 - 業務負担軽減のために遡及のタイミングを「集約」する傾向にあり、集約には施設運営に支障がないような概算払いや暫定請求が必要となる
- iii. **システムの活用が限定的であること、及び二重管理・二重運用が発生していること**
 - システムが導入されているにもかかわらず、Excelなどのツールとの二重管理・二重運用が圧倒的に多い
 - システム活用が限定的である主な要因として、以下の点が指摘されている
 - 施設との情報授受が紙で行われることが多い
 - データでの情報授受が可能な場合でも、自治体の外部接続に関する規定により、業務システムへのデータの移出入をその都度行う必要がある
 - 概算払額の算出方法や暫定請求時の取扱い、請求書案の作成、支給済額を踏まえた精算額計算などの機能面での不足がある
 - 公定価格改定や制度改正への対応時にシステムが対応できない期間が発生する
- iv. **施設の制度理解不足と、申請・請求における施設側の業務負荷が大きいこと**
 - 公定価格や遡及の内容について、施設側の理解が不足しているため、認定や請求時の対応に時間がかかる
 - 申請書類の不備・不足や申請内容の不備、申請条件を満たさないことなどにより、加算認定申請において疑義が発生しやすい状況である

	<ul style="list-style-type: none"> ● 提出が必要な書類が多く、施設側でも紙資料を多く必要とする要件が多い ● 施設から提出されるデータに不備が多い
v.	<p>公定価格の改定と遡及事務による業務負荷が大きいこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年度途中で公定価格の改定が行われることが多く、これに伴う遡及処理の対象期間が長く、業務負担が大きい ● 公定価格改定に伴う遡及支払や加算認定結果による遡及支払は、すべての施設に対して一斉処理となるため、年度末に作業が集中し、業務量が大幅に増大する ● 管外施設の情報年度末でないと得られないため、短期間での精算作業が必要になる
vi.	<p>職員のスキルへの依存と煩雑な作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Excelなどのツールを用いた算定や管理が多いため、職員のスキルに業務遂行が依存している ● 単価算出方法が煩雑であることや、加算項目が多い、認定条件がいまいで分かりにくいといった制度自体の複雑性も業務負荷を高めている

調査研究は監査対象年度(令和6年度)よりも2年程度前に実施されたものであるが、前提となる施設型給付費の加算認定や支払業務の実施方法等に大きな変化がないことから、富山市の該当業務での効率性等を評価するに当たり参考になるものと考えられる。

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年度実績
【 -1-5 安定した保育の提供】	11,876人(2号認定6,775人、3号認定5,101人)	13,601人(2号認定7,965人、3号認定5,636人)	11,461人(2号認定6,665人、3号認定4,796人)

事業に関連する予算及び決算の推移、内訳

イ) 事業費の推移(3か年)

監査対象年度を含む、過去3年間の事業費の推移は次のとおりであった。

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	10,837,590	11,311,688	11,446,492
委託費	232,998	235,374	189,696
扶助費	10,604,592	11,076,314	11,256,796

決算額	10,557,952	11,161,926	12,305,240
委託費	220,661	188,446	219,098
扶助費	10,337,291	10,973,480	12,086,142
施設数	152	144	148
私立保育所	16	13	13
認定こども園等	136	131	134

(出典：市作成資料)

ロ) 監査対象年度における実績額の主な内訳

監査対象年度における本事業の歳出額(実績)の主な内訳は次のとおりであった。

科目	金額(単位：千円)	主な内容
委託費	219,098	私立保育所に対し、市が行うべき保育を委託する費用を「委託費」として支給する。私立保育所であっても、利用者は保育料を市に支払うため、市で徴収した利用者負担額と施設型給付費を合わせた金額を委託費として支払う。
扶助費	12,086,142	私立の認定こども園等に対する施設型給付費のほか、小規模保育事業等に対する地域型保育給付費が該当する。
合計：	12,305,240	

(出典：「富山市の社会福祉 2024」、主な内容は監査人加筆)

ハ) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・ 国庫支出金 6,060,382 千円
- ・ 県支出金 2,832,882 千円
- ・ 一般財源 3,392,231 千円
- ・ 保護者から徴収した保育料 19,745 千円

私立保育施設への施設型給付費は、保護者が負担する一部の保育料を除き、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 の割合で負担することが法定化されている²³。

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	<p>(概算払い時の委託費支給額)</p> <p>私立保育所に対する委託費支給額について、次の書類の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為兼支出命令書 ・子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書 ・委託契約書 ・特命理由書及び特命指名による随意契約の起案用紙等の決裁に要する一式の資料 ・(対象月分の)請求明細書 	<p>監査対象年度の発生した該当取引のうち、該当する保育施設(1施設のみ)及び対象月を監査人が指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堀川保育所 3月支給分
2	<p>(概算払い時の扶助費支給額)</p> <p>私立認定こども園等に対する扶助費支給額について、次の書類の確認(本手続対象には、施設型給付だけでなく地域型保育給付を含めている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為兼支出命令書 ・子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書 ・(対象月分の)請求明細書 	<p>監査対象年度の発生した該当取引のうち、対象となる保育施設を監査人が3件指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜谷保育園 ・どんぐり山共同保育園 ・不二越あじさい保育園
3	<p>(確定精算時の扶助費支給額)</p> <p>私立認定こども園等 2施設に対する扶助費支給額について、No.2と同様の書類に加え、次の書類及びデータの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度 職員配置状況一覧 ・令和6年度 子ども・子育て支援教育・保育給付費 加算認定状況 	<p>監査対象年度の発生した該当取引のうち、対象となる保育施設を監査人が2件指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山短期大学附属みどり野幼稚園 ・青い鳥保育園

²³ 子ども・子育て支援法第28条第1項など

	・加算額算定のための各種フォーマット	
--	--------------------	--

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	委託契約に係る契約手続(特命随意契約を行う場合の特命理由書の作成等を含む。)及び概算払い時の委託費支給額の正確性などにつき、逸脱事項は検出されなかった。 一方で、私立保育所に対する施設型給付(委託契約)について、消費税課税区分が誤ったまま起案決裁が実施されていた。	【意見 3-4-1】

ハ) 指摘事項及び意見

【意見 3-4-1】	私立保育所に対する施設型給付(委託契約)に係る消費税課税区分の誤りによる起案決裁の実施
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>児童福祉法の規定により、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所に対する施設型給付は「委託費」として支払われる。このことから、当該私立保育所(施設)を運営する法人とは委託契約を締結していた。</p> <p>消費税法では、児童福祉法第7条1項に定める「児童福祉施設」を経営する事業(として行われる資産の譲渡等)は非課税取引であるとされ、本件委託契約は非課税取引に該当すると解される。</p> <p>【発見事項】</p> <p>監査手続 No.1 で抽出した施設型給付の委託契約に係る起案決裁文書につき、本来非課税取引として記載すべきところ、課税取引であるとされていた。委託先との委託契約書においては金額の明記がなく、かつ、請求書(富山市の指定フォーマット)では委託料総額のみを記載する形式であったことから、結果的に消費税を区分した請求は行われていなかった。</p> <p>なお、保育所運営事業の委託業務に係る消費税区分に関しては、令和6年度包括外部監査においても同様の指摘を行っていたが(指摘 4-2) 本指摘事項に関して、担当部署において適切に把握されていなかった。</p> <p>また、(結果的には特命随意契約であったため実質的に使用される局面が想定されにくいものの、)起案に必要な所要の書類(「予定価格調書」、「執行伺書」など)がいずれも課税取引として作成されていることから、決裁時において消費税抜きの金額に基づく判断が行われ得る状況にあった。</p> <p>【直接的な原因】</p> <p>こども保育課の回答によると、本件委託契約が非課税取引であると認識していたもの</p>	

の、システム操作時の標準表示が課税取引となっており、起案時に非課税取引とするための変更操作を行うべきところ、システムに係る習熟度が低く、操作を行わなかったことにより発生したとのことであった。

【根本的な原因の分析】

上記【直接的な原因】ではシステム設定への習熟度による誤りであるとの回答を得ているが、複数の決裁者を経ている中で指摘により修正されていない点を踏まえると、消費税の課税区分確認が十分に行われていないことが推察される。

この点、消費税区分の設定により委託先の価格水準を示す「本体価格」が異なってしまうことから、消費税区分の正確性は本来重要ではあるものの専門性の高い分野でもある。令和6年度から継続した検出事項となっていることから、承認者も含め確認できる体制構築を行っていくことが望まれる。

(5) 私立保育所等補助事業費

事業概要

イ) 事業目的

私立保育所等の振興を図ることを目的に各種補助を行う。

i. 制度の概要

私立保育所等補助事業費の令和6年度補助基準額・補助率及び実績額は下記のとおりである。

		補助基準額・補助率	6年度 決算額 (千円)	国 補助率	開始 年度	監査 対象
認可 施設	人 件 費 補 助	職員補充事業 保育パート(4h) 3,690円×日数 調理パート(4h) 3,630円×日数 調理パート(2h・乳児対応) 1,810円×日数 調理パート(4h・アレルギー対応) 3,630円×日数	91,420		S54	
		年度途中入所対応事業 最長3か月、もしくは6か月 87,500円×月数	40,187		H13	
		産休等代替職員任用 事業 6,810円×日数	282		H8	
		配置基準補助事業 〔1歳児児童数/5〕-〔1歳児 児童数/6〕×175,000円	79,958		H23	

		補助基準額・補助率	6年度 決算額 (千円)	国 補助率	開始 年度	監査 対象
運 営 費 補 助	保育環境向上事業	定員 50 人以下 300,000 円 定員 50 ~ 100 人 600,000 円 定員 101 ~ 150 人 780,000 円 定員 151 ~ 200 人 1,020,000 円 定員 201 ~ 250 人 1,260,000 円 定員 251 ~ 300 人 1,500,000 円 定員 301 人以上 1,740,000 円	1/2 ~ 10/10	64,275	1/2 研修事業	H16
	特別 保 育 事 業 補 助	時間外保育事業	こども家庭庁長官が定める額 30 分延長分 300,000 円 1 時間延長分 1,667,000 円 2 時間以上延長分 2,640,000 円 減免分	40,731	1/3	H13
	一時預かり保育事業	こども家庭庁長官が定める額 利用児童数に応じた額		190,862	1/3	H14
	地域活動事業	市長が定める額		14,162		H7
	障害児保育事業	2・3号認定 175,000 円 × 月数		204,622		H7
		1号認定 65,300 円 × 月数 × 児童数			1/3	H28
	年末年始保育サービス事業	30,000 円 × 日数(12/29、12/30) 50,000 円 × 日数(12/31 ~ 1/3)		1,378		H13
		乳児 9 人以上		32,550		H13

			補助基準額・補助率	6年度 決算額 (千円)	国 補助率	開始 年度	監査 対象	
		乳児保育保健対策事業	看護師(8h)175,000円×月数 看護師(8h未満)87,500円×月数					
		地域子育て支援事業	一般児童向け 153,000円 医療的ケア児向け 5,000円×回数		7,350	H13		
	施設整備事業	施設整備事業	こども家庭庁長官又は市長が定める額		276,177		S55	
		償還金利子支払事業	(独)福祉医療機構からの借入金 の償還利子	1/2	3,247		S52	
	無償化	副食費軽減事業	対象児童1人につき月額 4,700円		12,457	1/2	R1	
	その他	保育教諭資格取得支援事業	1人あたり100,000~300,000円	1/2	272	1/2	H27	
		保育料減免事業	減免分全額		394		H27	
		保育士宿舎借り上げ支援事業	1人あたり38,250円		2,799	1/2	R4	
		保育支援者配置事業	1施設あたり月額100,000円		49,012	1/2	R6	
	認可外保育施設	給与改善事業	48,000円×職員数		696		S51	
保育環境向上事業		150,000円×28か所	1/2	1,587		H16		
賠償責任保険加入事業		3,000円×28か所		37		S54		
夜間保育運営支援事業		市長が定める額		1,500		H31		
保育士資格取得支援		1人あたり100,000~300,000円	1/2	0		R2		
ICT	ICT化推進事業	システム導入費用 1施設あたり 975,000円		258		H28		
		翻訳機導入費用 1施設あたり 112,500円						
		機器導入費用(認可外)						

		補助基準額・補助率	6年度 決算額 (千円)	国 補助率	開始 年度	監査 対象
		1施設あたり 150,000円				
そ の 他	副食費負担軽減事業	2号認定 対象児童1人あたり月額700 円×月数 1号認定 対象児童1人あたり月額500 円×月数	40,419	10/10	R6	

(出典:「富山市の社会福祉 2024」を加工し作成)

ii. 監査対象とした補助事業の内容

a. 職員補充事業

児童福祉施設等の職員のうち、保育士等の休憩時間確保又は調理員の業務補助のため、臨時職員を採用する事業の人件費を補助するもの。国の施策に加え、富山市独自の補助を行うことにより、保育士の確保を支援している。

b. 年度途中入所対応事業

富山市年度途中入所対応推進事業実施要綱の規定に基づき実施する年度途中入所対応の事業。保育士の確保が困難な状況下において、特に0歳児を中心とした年度途中の入所需要に対応するためには、年度当初から保育士を配置する必要がある。しかしながら、児童が実際に入所するまでは、市町村からの委託費や扶助費が発生しないため、受入体制を整えている保育所ほど経営面での負担が大きくなる傾向がある。

こうした課題に対応するため、富山市では「4月から6月まで(3か月対応)」及び「4月から9月まで(6か月対応)」の2区分を補助対象期間として設定し、年度途中の入所需要に備えて保育士を雇用する際の人件費を補助している。

c. 産休等代替職員任用事業

富山市産休等代替職員制度実施要綱の規定に基づき、産休等代替職員を任用する事業。具体的には、産休等代替職員を雇用する費用を補助するもの。

d. 配置基準補助事業

児童福祉施設等の職員配置を向上させるための事業。具体的には1歳児が6名以上在籍する月において、1歳児の職員配置を富山市配置基準(5:1)とする場合の加配保育士を雇用する費用を補助するもの。令和7年度より、施設型給付費において同様の加算措置が導入されたことにより、補助金支給は廃止している。

e. 保育環境向上事業

児童福祉施設等の保育環境及び保育の質を向上させるために行う、備品及び遊具等を購入する事業や保育士等を研修に参加させる事業に補助を行うもの。

f. 時間外保育事業

富山市時間外保育事業実施要綱の規定に基づき実施する時間外保育事業に補助を行うもの。

g. 一時預かり保育事業

富山市一時預かり保育事業実施要綱の規定に基づき実施する一時預かり保育事業に補助を行うもの。

h. 地域活動事業

富山市地域活動事業実施要綱の規定に基づき実施する地域活動の事業に補助を行うもの。

i. 障害児保育事業

富山市障害児保育推進事業実施要綱の規定に基づき実施する障害児保育推進事業に補助を行うもの。

j. 年末年始保育サービス事業

富山市年末年始保育サービス事業実施要綱に基づき実施する年末年始保育サービス事業に補助を行うもの。

k. 乳児保育保健対策事業

富山市乳児保育保健対策事業実施要綱の規定に基づき実施する乳児保育保健対策事業に補助を行うもの。

l. 地域子育て支援事業

富山市地域子育て支援事業実施要綱の規定に基づき実施する地域子育て支援の事業に補助を行うもの。

m. 施設整備事業

児童福祉施設等の新築、改築又は増築（保育に必要と認める施設で面積が 300 平方メートルを限度とする規模程度の増築であること。）を行う事業に補助を行うもの。

n. 保育支援者配置事業

富山市保育支援者配置事業補助金交付要綱の規定に基づき実施する保育支援者の配置事業に補助を行うもの。保育支援者に係る報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、委託料、その他市長が認める費用を補助対象経費とする。

o. 副食費負担軽減事業

富山市保育所等副食費物価高騰対策支援事業補助金交付要綱の規定に基づき実施する副食費負担軽減事業に補助を行うもの。

ロ) 富山市の補助金適正化ガイドライン

富山市においては、「富山市補助金等の適正化に向けたガイドライン」に基づき、補助

金の廃止、改善、存続する補助金については交付手続の適正化や効率性を高める改革を行っている。検証の視点は、次のとおりである。

a. 公益性（必要性）

- 補助事業の目的及び内容は、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応し、客観的に見て明確な公益性が認められるか。

b. 有効性（効率性）

- 補助事業の実施により本来の目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されているか。
- 補助金額に見合う費用対効果が認められるか。
- 事業目的を達成するため、他の手段はないか。

c. 適正性

- 法令等に違反していないか。
- 補助金額、補助率は適切かつ妥当であるか。特に定額補助は積算根拠が明確であるか。補助対象経費等は、適正かつ明確なものか。
- 国、県、他の近隣自治体との協調事業について、負担割合が妥当であるか。市の上乗せ、横出し部分は政策目的の実現のため、必要不可欠なものであるか。
- 他都市の同様の補助金と比較し、均衡を欠いておらず妥当なものであるか。
- 補助交付先の財政状況等を勘案し、一定の負担能力を有する市民、団体に過剰な補助をしていないか。

d. 行政関与の必要性

- 公共性や適切な官民の役割分担の観点から、行政が補助する必要がある事業であるか。

e. 公平性

- 補助交付先の選定において、選定基準を明確に設定し、募集・選定手続を公平・透明に実施しているか。
- 同種・同規模の補助や団体間で、補助金額は公平か。
- 多様な担い手がいるにも関わらず、補助交付先が特定団体に固定化されていないか。

八) 関連する法令や関連規定・事務マニュアル

- ・ 富山市補助金等交付規則
- ・ 補助金交付要綱

第2期計画の実施状況

	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年度実績
【 -1-2 預かり保育の充実】	市立9施設、私立48施設で実施	継続実施	市立5施設、私立71施設で実施
【 -1-6 特別保育の充実】	延長保育81か所、夜間保育所の開設検討、休日保育34か所、年末保育43か所	延長保育87か所、夜間保育所の開設検討、休日保育36か所、年末保育47か所	延長保育92か所、夜間保育所の開設検討、休日保育40か所、年末保育49か所
【 -1-11 私立保育施設等人件費補助金】	職員補充事業(127人分)産休代替職員任用事業(315日分)年度途中入所対応事業(49か所)配置基準補助事業(463人分)	継続実施	職員補充事業(133人分)産休代替職員任用事業(53日分)年度途中入所対応事業(64か所)配置基準補助事業(457人分)
【 -1-12 資格取得支援事業補助金】	保育教諭資格取得支援事業(135人)保育士資格取得支援事業(2人)保育所等保育士資格取得支援事業(実績なし)	継続実施	保育教諭資格取得支援事業(7人)保育士資格取得支援事業(実績なし)保育所等保育士資格取得支援事業(実績なし)
【 -3-20 親子サークルの充実(特定教育・保育施設)】	市立保育所22園、市立幼稚園7園、市立認定こども園1園、私立認定こども園43園、私立幼稚園14園で実施	継続実施	市立保育所13園、市立幼稚園2園、市立認定こども園2園、私立認定こども園51園、私立幼稚園4園で実施
【 -3-27 一時保育の拡充】	62か所	68か所	69か所
【 -3-17 障害児保育の充実】	全保育所(園)で継続実施	全保育所(園)で継続実施	全保育所(園)で継続実施

事業に関連する予算及び決算の推移、内訳

イ) 事業費の推移(3か年)

監査対象年度を含む、過去3年間の事業費の推移は次のとおりであった。

(単位:千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可施設	職員補充事業	81,313	93,021	91,420
	年度途中入所対応事業	33,531	36,367	40,187
	産休等代替職員任用事業	405	0	282
	配置基準補助事業	78,785	84,000	79,958
	保育環境向上事業	62,778	64,680	64,275
	時間外保育事業	50,198	46,231	40,731
	一時預かり保育事業	172,551	179,938	190,862
	地域活動事業	8,526	12,761	14,162
	障害児保育事業	174,609	202,305	204,622
	年末年始保育サービス事業	2,193	2,036	1,378
	乳児保育保健対策事業	37,713	44,800	32,550
	地域子育て支援事業	6,879	6,643	7,350
	施設整備事業	102,498	464,801	276,177
	償還金利子支払事業	3,587	3,432	3,247
	副食費軽減事業	12,755	11,980	12,457
	保育教諭資格取得支援事業	253	271	272
	保育料免除事業	793	862	394
	保育士宿舍借上げ支援事業	163	1,852	2,799
	保育支援者配置事業			49,012
認可外保育支援	給与改善事業	416	660	696
	保育環境向上事業	1,585	1,857	1,587
	賠償責任保険加入事業	28	33	37
	夜間保育運営支援事業	1,500	1,500	1,500
	保育士資格取得支援	0	0	0
ICT	ICT化推進事業	2,822	1,628	258
その他	副食費負担軽減事業			40,419

(出典：市作成資料)

ロ) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は、事業概要イ) 事業目的 i. 制度の概要参照。

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	補助金の交付手続は適切か、効率的に実施されているかの確認	<p>【人件費補助】</p> <p>監査対象年度の発生した該当取引のうち、該当する保育施設を監査人が指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかくさ保育園 ・いちい保育園
2	同上	<p>【運営費補助】</p> <p>監査対象年度の発生した該当取引のうち、該当する保育施設を監査人が指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかくさ保育園 ・いちい保育園 ・東山保育園 ・大沢野こども園 ・杉原こども園 ・ピノキオナーズリースクール ・わかばさくらんぼ園
3	同上	<p>【特別保育事業補助】</p> <p>監査対象年度の発生した該当取引のうち、該当する保育施設を監査人が指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦中もなみ保育園 ・わかばにこにこ園 ・まつわか保育園 ・富山聖マリア保育園 ・わかくさ保育園
4	同上	<p>【地域活動事業補助】</p> <p>監査対象年度の発生した該当取引のうち、該当する保育施設を監査人が指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥田保育園
5	同上	<p>【施設整備事業補助】</p> <p>監査対象年度の発生した該当取引のうち、該当する保育施設を監査人が指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・めぐみこども園 ・堀川南保育園 ・紫幼稚園
6	同上	<p>【副食費負担軽減事業補助】</p> <p>監査対象年度の発生した該当取引のうち、該</p>

No.	監査手続	抽出基準等
		当する保育施設を監査人が指定 ・まんまるキッズ英語保育園 ・都市型保育園ポポラー富山山室園
7	同上	【保育支援者配置事業】 監査対象年度の発生した該当取引のうち、該当する保育施設を監査人が指定 ・なでしこ保育園 ・アームストロング青葉幼稚園 ・かみいいの認定こども園

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	1件の逸脱事項が検出された。	【指摘3-5-2】
2	手続自体に逸脱事項は検出されなかったが、改善余地のある事項が検出された。	【意見3-5-1】
3	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
4	1件の逸脱事項が検出された。	【指摘3-5-2】
5	1件の逸脱事項が検出された。	【指摘3-5-3】
6	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
7	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

ハ) 指摘事項及び意見

【意見3-5-1】	保育環境向上事業に関する補助金の上限額見直し
【前提となる事実の説明】	
<p>児童福祉施設等補助金（保育環境向上事業）は、児童の保育に必要な備品や遊具の購入または修繕、施設の修繕、保育の質の向上を目的とした研修への参加、ならびに耐震診断を実施した場合に、その購入費、修繕費、研修費及び耐震診断費を補助するものである。なお、補助金の年額には、施設の定員数に応じた上限額が設定されている。</p>	
【発見事項】	
<p>児童の保育に必要な備品や遊具の購入費、ならびに保育の質の向上を目的とした研修参加費については、施設の定員規模と対象経費の発生に一定の相関関係が認められることから、補助金の上限額を定員に応じて設定することには一定の合理性があり、公平性の観点</p>	

からも妥当と考えられる。

一方で、施設の修繕費及び耐震診断費については、定員規模と費用の発生との間に明確な相関関係が見られるとは限らず、特に築年数の経過した施設においては、修繕費が高額となる傾向があるともいえる。例えば、定員が少ない施設では補助上限額が実際の修繕・診断費用に見合わず、必要な対応が困難となる可能性がある。施設の修繕及び耐震診断に係る補助については、定員数に加え、施設の老朽化の程度や修繕の緊急性・必要性等を考慮した柔軟な補助額の設定を行うことも考えられ得る。

【指摘 3-5-2】

補助金概算払いの事務処理遅れ

【前提となる事実の説明】

富山市補助金等交付規則第 5 条においては、補助金等の申請があった場合には、書類の審査等を経て、交付すべきと認めたときは速やかに交付の決定を行うことが定められている。

地域活動事業に係る補助金について、補助事業者からの補助金交付申請書は令和 6 年 12 月 3 日付けで提出されていたが、交付決定通知書の発行は令和 7 年 3 月 21 日付けであり、概算払いの実施は令和 7 年 3 月 31 日であった。同様に職員補充事業等に関する補助金についても概算払いのタイミングが 3 月下旬となっていた。

【発見事項】

通常、補助金申請から交付決定までの期間は 1~2 か月程度とされているが、当該事案においては、こども保育課における事務処理の遅延により、申請から交付決定までに 3 か月以上を要していた。その結果、補助金の概算払いが年度末にずれ込む形となった。

富山市補助金等交付規則第 14 条には、補助事業の完了後に補助金を交付することを原則としつつも、市長が特に必要と認める場合には、交付決定額の全部または一部について概算払いを行うことができる旨が規定されている。

しかしながら、当該補助金に関しては、概算払いの実施時期が年度末となり、事業の進捗状況や交付時期等を踏まえると、概算払いの必要性は相対的に低かったものと考えられる。

今後は、補助金交付決定の迅速化を図るとともに、概算払いの必要性についても、事業の内容等を踏まえた上で、慎重に検討されたい。

【直接的な原因】

こども保育課によると、事務処理の遅延は、担当職員の配置状況に起因するものであるとの回答が得られている。

【根本的な原因の分析】

近年、国が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策の推進により、自治体における子育て支援関連業務が拡大・複雑化している。こども保育課においても、各種補助事業の新設や制度改正への対応など、限られた人員体制の中で多岐にわたる業務を並行し

て処理する必要が生じている。

今後は、業務量の増加を踏まえた人員配置の見直しや、進捗管理体制の強化を図ることで、事務処理の適正化と補助金交付の迅速化を推進する必要がある。

【指摘 3-5-3】	補助金支払に係る事務処理の遅延
【前提となる事実の説明】	
紫幼稚園の屋上防水工事に係る施設整備補助金について、当該工事は令和6年9月に完了し、幼稚園では令和6年10月付で実績報告書が作成された。しかし、補助金の支払いは令和7年3月に行われている。	
【発見事項】	
実績報告書の日付は令和6年10月となっているが、市の都合により、実際に事業者から報告書を受領したのは令和7年1月以降であった。なお、工事は令和6年9月に完了しており、本来であれば完了から10日以内に実績報告書を受領する必要があった。	
【直接的な原因】	
当該補助金は国の補助金を財源としており、国は地方自治体に対して補助金の交付予定額や対象事業の概要を「内示」という形で通知する。内示はあくまで予定であり、正式な交付決定ではないが、市はこれをもとに予算措置を講じ、対象事業者に対して補助金の交付決定を行っている。	
通常、事業完了後に事業者から実績報告書を受領し、その内容に基づいて補助金額を確定し、支払いが行われる。しかし、今回のケースでは、令和6年1月に発生した能登半島地震の影響により、国からの補助金交付が行われるか不透明な状況となったため、市は実績報告書の受領及び補助金の支払い時期を遅らせたとの説明が、こども保育課から得られている。	
【根本的な原因の分析】	
内示はあくまで交付予定の通知であり、正式な交付決定ではないことから、市が財源の確保を確認するまで補助金の交付決定を保留することは、制度上可能である。ただし、補助金の交付が遅れることにより、事業者の資金繰りや事業運営に支障をきたすおそれがあるため、今後はこのような状況に対応するための業務フローを整備することにより、補助金交付の適正な運用を図る必要がある。	

(6) 子育てのための施設等利用給付事業費

事業概要

幼児教育・保育無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度の範囲外の幼稚園や預かり保育、認可外保育施設等の利用に対する助成を行うもの。

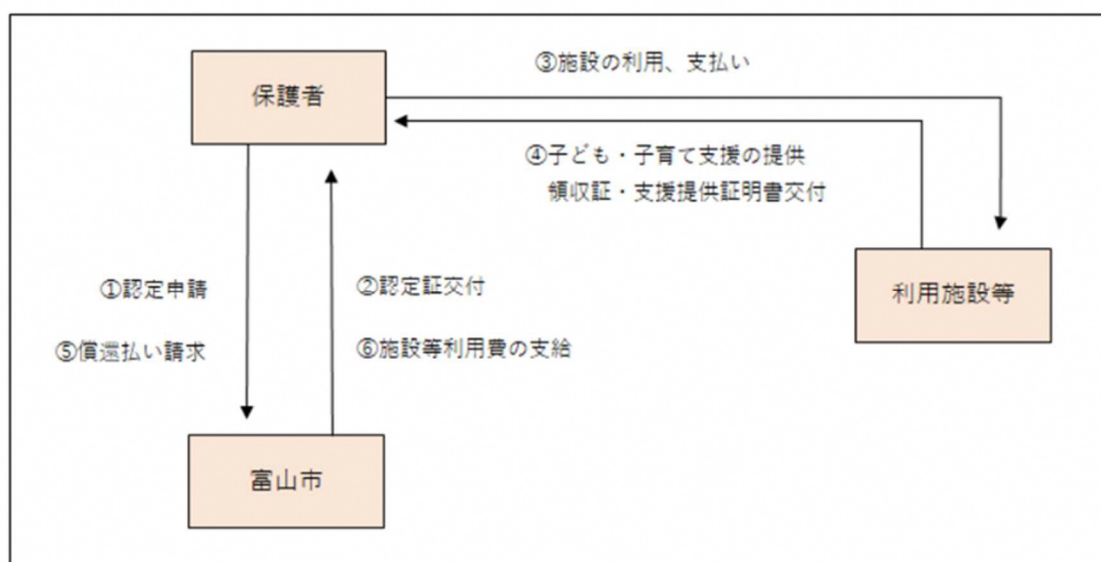
イ) 施設等利用給付の認定

認定の種類	対象者
-------	-----

新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、新制度以外の幼稚園を利用し、教育部分のみの無償化を申請するもの
新2号認定	クラス年齢3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があり、預かり保育や認可外保育施設等の利用の無償化を申請するもの
新3号認定	クラス年齢2歳以下の小学校就学前の子どもで、保育の必要性があり、かつ、住民税非課税世帯に属しているもので、預かり保育や認可外保育施設等の利用の無償化の申請をするもの

ロ) 給付（償還払い方式）

新2号認定及び新3号認定を受けている子どもが子ども・子育て支援事業を利用した場合、その費用の一部を「施設等利用費」として給付を行う。保護者は施設を利用した際に一旦施設の利用料を支払い、その後、富山市へ償還払い請求を行う。施設等を利用開始する前に認定を受ける必要があり、認定期間外の利用は給付対象外となる。



（出典：子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号認定）について）

ハ) 月の給付上限額

給付される金額は月ごとに上限が設けられている。

新2号認定	37,000円
新3号認定	42,000円

在園する幼稚園等の預かり保育を利用する場合は、上限額は次のとおりとなる。

1号認定 + 新2号認定	「11,300円」又は「日額単価450円×利用日数」のいずれか低い額
1号認定 + 新3号認定	「16,300円」又は「日額単価450円×利用日数」のいずれか

	低い額
--	-----

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	認定事務に係る概況、業務フローの把握	
2	マニュアル(「子育てのための施設等利用給付認定(新2・3号認定)について)の閲覧	
3	新2号認定の認定及び申込み時の申請書類等の閲覧	監査対象年度の発生した該当取引のうち、対象となる取引(新2号認定)を監査人が1件指定
4	施設等利用費の償還払い時の請求書、領収書、支援提供証明書、チェックリストの閲覧	監査対象年度の発生した該当取引のうち、対象となる取引を監査人が3件指定

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1~4	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

ハ) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見として記載すべきものはない。

(7) 病児・病後児保育事業費

事業概要

保護者の子育てと就労との両立支援のため、集団保育が困難な病気回復期や回復期に至らない児童の一時預かりを行うもの。

イ) 実施場所

富山県立乳児院、わかくさ保育園、高重記念クリニック、じんぼ保育園、のがみこどもクリニック、いちい保育園、くれはキッズクリニック、まちなか総合ケアセンター

ロ) 利用料金

1日あたり2,000円

ハ) 令和6年度の年間利用児童数及び実績額

	年間利用児童数（人）	実績額（千円）
富山県立乳児院	117	8,537
わかかさ保育園	727	20,693
高重記念クリニック	1,308	27,114
じんぼ保育園	481	12,285
のがみこどもクリニック	1,079	23,746
いちい保育園	39	5,187
くれはキッズクリニック	662	19,686
まちなか総合ケアセンター	919	18,398

いちい保育園は病後児保育のみの実施であることが、年間利用児童数が少ない要因の一つと思われる。

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年度実績
【 -1-7 病児・病後児保育の推進】	病児・病後児対応型5か所、体調不良児対応型44か所、送迎対応(お迎え型)2か所	病児・病後児対応型7か所、体調不良児対応型54か所、送迎対応(お迎え型)3か所	病児・病後児対応型12か所、体調不良児対応型61か所、送迎対応(お迎え型)5か所

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	業務に係る概況、業務フローの把握	
2	補助事業に係る実績報告書、確定(変更決定)通知書、起案書、支出命令書を閲覧	3施設(のがみこどもクリニック、いちい保育園、くれはキッズクリニック)

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1,2	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

ハ) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見として記載すべきものはない。

(8) 体調不良児対応型病児保育事業費

事業概要

保育中の児童が体調不良になっても、保護者がすぐに迎えにいくことができない場合に、保育所等に配置されている看護師等が緊急的な対応として、児童を看護するもの。

イ) 実施場所

市立保育所 5 か所、私立保育施設 56 か所

ロ) 利用料金

無料

ハ) 実施基準

事項	内容
担当職員の資格	事業を担当する職員は、保健師、助産師、看護師又は准看護師(「以下、「看護師等」という。）」とする。なお、看護師等については、医療機関等において看護等経験を有する者が望ましい。
職員配置の条件	<p>体調不良児を担当する看護師等を 1 名以上配置することとし、預かる体調不良児の数は、看護師等 1 名につき 2 名程度とする。</p> <p>なお、看護師等の勤務体制は、「常勤」または「1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上で、体調不良児の在所時間」を満たす必要がある。</p> <p>また、保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について(平成 10 年 4 月 9 日児発第 305 号)及び保育所における保健師又は看護師の配置の特例の全国展開について(平成 26 年 2 月 14 日雇児発 0214 第 4 号)に基づき、配置基準に含む保育士とみなして配置している看護師又は保健師が当該業務を行う場合は、配置基準を満たすよう、その代替職員として、保育士、看護師または保健師を配置すること。</p>
担当職員の職務	<p>本事業を担当する看護師等は、実施施設における児童全体の健康管理、衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。</p> <p>また、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて実施すること。</p>

(出典:「富山市体調不良児対応型病児保育事業実施要綱」)

二) 補助基準額

基準額	対象経費
<p>上限 4,499,000 円(ただし、実施期間が 6 か月に満たない場合は 2,249,000 円)</p> <p>対象経費の総支出額と人件費及び各月の延べ入所児童数 × 100 と補助上限額を比較し</p>	<p>体調不良児対応型病児保育担当看護師等の人件費及び事業に要する備品・消耗品等の費用</p>

少ない金額を補助金額とする。	
----------------	--

(出典：補助基準額表)

ホ) 令和6年度の実施施設数及び実施率

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可保育施設数	120	119	119
実施施設数	57	60	61
実施率	47.5%	50.4%	51.3%

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	業務に係る概況、業務フローの把握	
2	「富山市体調不良児対応型病児保育事業実施要綱」及び補助事業に係る実績報告書を閲覧	3施設（富山認定こども園、わかば保育園、立正幼稚園）

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
2	1件の逸脱事項が検出された。	【指摘3-8-1】

ハ) 指摘事項及び意見

【指摘3-8-1】	補助対象経費の算定における取扱いの相違
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>「富山市体調不良児対応型病児保育事業実施要綱」の別紙である補助基準額表には、対象経費として「人件費及び事務費等」が記載されている。これに基づき、看護師等に対する賞与を含む給与支給額及び社会保険料が補助対象人件費として算定されている。ただし、補助金には上限額が設定されている。</p> <p>【発見事項】</p> <p>令和6年度に抽出した保育所等・幼稚園3施設のうち、2施設では社会保険料を含めた金額が補助対象人件費として計上されていた。一方、残る1施設では社会保険料を除いた金額が補助対象人件費として算定されており、補助対象経費の範囲に差異が認められた。</p> <p>【直接的な原因】</p> <p>補助基準額表には「人件費」とのみ記載されており、社会保険料の取扱いについて明確</p>	

な記載がないため、申請者間で解釈に違いが生じ、申請内容にばらつきが生じていると推測される。

【根本的な原因の分析】

こども保育課によれば、社会保険料も人件費に含まれ補助対象となるとの見解が示されている。社会保険料が補助対象経費に含まれるのであれば、その旨を補助基準額表に明記し、補助金受領者に対しても適切に周知する必要がある。これにより、補助金交付額の不均衡を防止し、事務処理の適正化が図られる。

(9) 所管課における監査結果のサマリー

対象 部署	監査の着眼点	監査結果			摘要
		指摘 事項	意見	発見 なし	
こども 保育課	(1) 所管課において、事業実施にあたっての財源は確保されているか。				
	(2) 事業の事務処理手続が法令等に準拠し適切に実施されているか (合规性) 。				【意見 3-4-1】
	(3) 事業に係る費用支出は無駄なく適切か。契約や調達に競争性をもって行われているか (経済性) 。				
	(4) 予算・人材の制約がある中で、必要なサービスが提供されているか。認定、補助金交付がスムーズに行われているか (効率性) 。				【意見 3-1-1】 【意見 3-2-1】 【意見 3-3-1】 【意見 3-3-2】 【指摘 3-5-2】 【指摘 3-5-3】
	(5) 事業の施策が市民のニーズに込えているか。施策の成果指標の設定・評価方法は妥当か (有効性) 。				【意見 3-5-1】
	(6) 補助金の交付要綱が整備され、同要綱に従い補助金の財務事務が適切に執行されているか (合规性) 。				【指摘 3-8-1】
	(7) 対象事業の指導監査は適切に実施されているか。				
	(8) 過年度包括外部監査の指摘事項・意見に対する措置は適切か (合规性) 。				
	(9) その他				

3. こども福祉課

(1) 児童手当支給事業

事業概要

イ) 事業目的

児童を養育している人に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。

i. 制度の概要

令和6年10月から制度が改定され、手当が拡充されるとともに、支給時期が変更されている。

【手当額】

	令和6年9月分まで	令和6年10月分から
0～3歳未満	一律 15,000円	第1・2子 15,000円 第3子以降 30,000円
3歳～小学校終了前	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円	第1・2子 10,000円 第3子以降 30,000円
中学生	一律 10,000円	
18歳年度末まで	-	
所得制限以上(1)	一律 5,000円	-
所得上限以上(2)	支給なし	-

扶養親族等の数(人)	1 所得制限 限度額(千円)	2 所得上限 限度額(千円)
0	6,220	8,580
1	6,600	8,960
2	6,980	9,340
3	7,360	9,720
4	7,740	10,100
5	8,120	10,480

【支給時期】

令和6年9月分まで(10月支給)	令和6年10月分から(12月支給以降)
2月、6月、10月 (4か月ずつ、各月15日)	偶数月 (2か月ずつ、各月15日)

ロ) 事務の概要

i. 受給申請

児童手当を受給するには、申請者は「児童手当 認定請求書」を提出する。

児童手当の支給開始月は申請された月の翌月分からとなるが、誕生日や転入日が月末に近い場合、申請日が翌月になっても、異動日の翌日から 15 日以内であれば、申請月から支給となる。

令和 6 年 9 月分までは、所得制限があったため、申請者の所得の確認が必要であった。1 月 1 日時点で富山市に住所のあった申請者は、市全体の基幹システムである富山市総合行政情報システム(以下、「e-CIVION」という。)から情報を確認することができるが、それ以外の場合には、マイナポータルとの連携により所得情報の確認が必要であった。富山市においては、児童手当の支給情報は e-CIVION 内で管理しており、所得制限に該当するか否かは e-CIVION で自動計算され、支給額を決定していた。

令和 6 年 10 月以降の制度変更に合わせて、e-CIVION の改修を行った。

ii. 現況届

毎年 6 月 1 日の状況を把握し、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するために、一部の受給者は現況届の提出が必要である。この提出がない場合には、児童手当の支給が一時停止され、2 年間提出のない場合は時効が完成し、受給権が消滅する。このため、現況届の提出対象者を漏れなく把握し、提出を求めることが重要になる。

現況届の提出が必要な受給者は次のとおりである。

- a. 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している場合
- b. 支給要件児童の戸籍がない場合
- c. 離婚協議中で配偶者と別居している場合(同居優先による認定)
- d. 施設等受給者の場合
- e. 第 3 子以降算定額算定対象となる児童の兄弟等のうちに学生以外の者がいる場合(制度改正後)
- f. その他市区町村から提出の案内があった場合

市では、c 及び e の対象者は e-CIVION 内で管理できるが、a、b 及び d の対象者については、該当者が少ないこともあり、担当者が手元の Excel で管理している。

iii. 変更や消滅の届出

出生等により対象児童が増えた時や対象児童を監護しなくなった等、変更が生じた場合には、「児童手当額改定認定請求書・変更届・受給事由消滅届」の提出が必要になる。

なお、他市区町村への転出や対象児童が死亡した場合も、上記様式で届出ることとなっているが、e-CIVION 内で情報が連携されるため、届出がなくても、これらの情報更新の漏れによる支給手続の誤りが生じる可能性は低い。

第 2 期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年実績
【 -4-8 児童手当 支給事業】	延べ対象児童数： 572,783人	継続実施	延べ対象児童数： 523,269人

事業に関連する実績等の推移

イ) 事業費及び財源

監査対象年度を含む、過去3年間の手当支給額、支給児童数の推移は次のとおりであった。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
手当額	5,581,825	5,372,035	6,063,640
支給延児童数	514,906人	494,131人	523,269人

(出典：こども福祉課作成資料)

ロ) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・国庫負担金 4,525,972千円
- ・県支出金 767,497千円

児童手当に要する費用は以下の割合で負担することが法定化されている²⁴。

		令和6年9月分まで	令和6年10月分以降
3歳未満	被用者	事業主・・・21/45	事業主・・・2/5
		国・・・16/45	国(支援納付金)・・・3/5
		県・・・4/45	県・・・負担なし
		市・・・4/45	市・・・負担なし
3歳以降	非被用者	国・・・4/6	国(支援納付金)・・・9/15
		県・・・1/6	国・・・4/15
		市・・・1/6	県・・・1/15
			市・・・1/15
3歳以降	被用者 非被用者	国・・・4/6	国(支援納付金)・・・3/9
		県・・・1/6	国・・・4/9
		市・・・1/6	県・・・1/9
			市・・・1/9

²⁴ 児童手当法第18条など

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	(支給申請、変更時の手続) 児童手当の支給、変更、消滅に係る事務は法令、条例等に基づき行われているかの確認	新規申請、変更、消滅時の申請処理より2件サンプル抽出
2	(委託契約手続) 委託契約の相手先決定、契約締結手続が、条例等に基づき行われているかの確認	児童手当支給事業に関連して締結している委託契約の全件
3	(システム改修時の検証手続) 制度変更に伴うシステム改修を行った際の検証手続の確認	

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1~3	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

ハ) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見として記載すべきものはない。

(2) 児童扶養手当支給事業

事業概要

イ) 事業目的

離婚等により父又は母と同一生計にない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

i. 制度の概要

児童扶養手当を受けることができるのは、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(障害のある児童は20歳未満)の児童を監護している母又は父、父母にかわってその児童を養育している者である。

- a. 父母が婚姻を解消した児童
- b. 父又は母が死亡した児童

- c. 父又は母が心身に重度の障害があるため養育できない児童
- d. 父又は母の生死が明らかではない児童
- e. 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- f. 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る）を受けた児童
- g. 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- h. 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- i. 父母ともに不明である児童

【手当額 ~令和6年10月分】

区分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	月額 45,500円	月額 45,490円～10,740円
児童2人のとき	月額 10,750円加算	月額 10,740円～5,380円加算
児童3人以上のとき	第3子以降1人につき 月額 6,450円加算	第3子以降1人につき 月額 6,440円～3,230円加算

【所得制限 ~令和6年10月分】

(単位：千円)

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
	所得額	所得額	
0人	490	1,920	2,360
1人	870	2,300	2,740
2人	1,250	2,680	3,120
3人	1,630	3,060	3,500
4人	2,010	3,440	3,880
5人	2,390	3,820	4,260

【手当額 令和6年11月分～】

区分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	月額 45,500円	月額 45,490円～10,740円
児童2人以上のとき	第2子以降1人につき 月額 10,750円加算	第2子以降1人につき 月額 10,740円～5,380円加算

【所得制限 令和6年11月分～】

(単位：千円)

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
	所得額	所得額	所得額
0人	690	2,080	2,360
1人	1,070	2,460	2,740
2人	1,450	2,840	3,120
3人	1,830	3,220	3,500
4人	2,210	3,600	3,880
5人	2,590	3,980	4,260

【手当支給時期】

1月、3月、5月、7月、9月、11月（各月とも11日）の年6回、その前月分までが支給される。

ii. 返還金

a. 返還金の発生原因

児童扶養手当返還金は、児童扶養手当の支給要件に該当しなくなった（資格喪失）または支給停止事由が発生している状況にもかかわらず支給した手当の返還金に係る債権である。

受給者が児童扶養手当の支給要件に該当しなくなった場合や、手当の全部又は一部の支給停止事由が生じたときには、受給者自らが資格喪失届、支給停止関係届又は公的年金給付等受給状況届を市に提出しなければならないこととされている²⁵。

受給者による支給停止関係届の提出又は資格喪失届の提出手続が行われない場合においても、市は受給者に対する調査・質問をすることができるが、受給者がこれらに応じない場合や、受給資格がないことが判明した時には、手当の全部または一部を支給しないことができる²⁶。

支給停止又は資格喪失が決定した場合において、資格喪失等事由が発生した日から資格喪失届等の提出又は通知までの間に支払われた児童扶養手当は、「法律上原因のない」利得となることから民法上の不当利得に該当し、市は受給者にその返還を求めることになる。

児童扶養手当返還金の具体的な発生事由として、以下のようなものがある。

- ・ 障害年金等の公的年金を受給したとき
- ・ 母等が婚姻（事実婚を含む。）したとき

²⁵ 児童扶養手当法施行規則第3条の2第1項、第3条の3第1項、第11条

²⁶ 児童扶養手当法第14条、第29条

- ・所得制限を超過したとき など

b. 児童扶養手当返還金の法的性質

児童扶養手当は、支給にあたって自治体の資格審査を経て決定されており、市による資格喪失通知書又は支給停止通知書の後に返還を求めることから、公法上の原因又は公法関係から発生した債権と考えられるため、「公債権」に分類される。

偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者に対しては、国税徴収の例により、市が滞納処分の手続規定を準用して徴収することができる²⁷。

しかし、その他の場合には「非強制徴収公債権」(富山市債権管理マニュアル第1章1(2))である。この場合、富山市債権管理マニュアルに規定されているとおり、自治法第236条に基づいて、時効期間は5年と解され、時効完成により債権が消滅し(時効の援用は不要)、不納欠損処分となる(債権放棄を要しない)。

ロ) 事務の概要

i. 受給申請

上記のとおり、児童扶養手当の受給には多くの要件、所得制限がある。そのため、申請に至る経緯、離婚成立日、保険証の扶養者、住宅や水道光熱費の名義など、申請予定者から直接の聞き取りを行いながら申請を進めている。そのため、申請予定者には複数回(最低でも2回)は窓口に来てもらう必要があることを説明している。

ii. 現況届

受給資格者は、所得制限により手当の支給がない場合も含めて年1回(毎年8月)の現況届の提出が必要である。現況届が提出されるまでは翌年度の手当の支給は一時停止する。

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年実績
【 -2-6 児童扶養 手当支給事業】	全部支給：10,593人 一部支給：17,178人 第2子加算：10,301人 第3子以降加算：2,370人	継続実施	全部支給：10,426人 一部支給：11,538人 第2子加算：8,170人 第3子以降加算：2,063人

事業に関連する実績等の推移

²⁷ 児童扶養手当法第23条

イ) 受給者数及び事業費

監査対象年度を含む、過去 3 年間の受給者数及び手当支給額の推移は次のとおりであった。

(単位：人)

	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末
受給者数	1,925	1,809	1,796
受給資格者数	2,479	2,371	2,242
全部支給停止者	554	562	446

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
手当額	938,806	923,254	922,460

(出典：こども福祉課作成資料)

ロ) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・国庫負担金 307,346 千円

児童扶養手当の支給に要する費用は 1/3 に相当する額を国が負担することが法定化されている²⁸。

ハ) 返還金債権の状況

返還金債権の発生年度及び令和 6 年度の収納状況は次のとおりである。

(単位：件、千円)

発生年度	当初返還金	当初件数	令和 6 年度調定額	令和 6 年度収入済額	令和 6 年度不納欠損処理額	令和 6 年度債権残額	残高件数
平成 17	964	1	420	20	-	400	1
平成 19	922	1	247	-	-	247	1
平成 21	1,002	2	371	45	-	326	2
平成 23	333	1	292	-	-	292	1
平成 25	37	1	13	8	-	5	1
平成 26	927	1	427	60	-	367	1
平成 27	373	1	293	20	-	273	1

²⁸ 児童扶養手当法第 21 条

発生年度	当初返還金	当初件数	令和6年度調定額	令和6年度収入済額	令和6年度不納欠損処理額	令和6年度債権残額	残高件数
平成 28	282	1	260	1	-	259	1
平成 29	507	1	352	-	-	352	1
平成 30	2,292	2	90	12	-	78	2
令和元	520	3	428	15	-	413	3
令和 3	875	4	758	-	-	758	4
令和 4	2,104	6	2,034	100	-	1,934	6
令和 5	2,217	8	2,072	200	-	1,872	8
令和 6	585	4	367	367	-	-	1
合計：	13,946	37	8,429	848	-	7,580	34

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	(支給申請、変更時の手続) 新規申請、増額申請、資格停止に係る事務は法令、条例等に基づき行われているかの確認	新規申請処理より3件、増額、支給停止・資格喪失の申請処理より2件サンプル抽出
2	(委託契約手続) 委託契約の相手先決定、契約締結手続が、条例等に基づき行われているかの確認	児童扶養手当支給事業に関連して締結している委託契約の全件
3	(システム改修時の検証手続) 制度変更に伴うシステム改修を行った際の検証手続の確認	
4	(返還金に係る債権管理) 返還金の債権の管理方法について の確認	令和6年度資料

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1~3	手続自体に逸脱事項は検出されなかったが、改善余地のある事項が検出された。	【意見 4-2-1】

No.	結果/結論	備考
4	債権の管理台帳について、マニュアルに沿っていない事項が検出された。	【指摘 4-2-2】

八) 指摘事項及び意見

【意見 4-2-1】	児童扶養手当システムの仕様
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>児童扶養手当の支給管理において、市では専用のシステムを利用している（以下、「児童扶養手当システム」という。）。すでに記載したとおり、児童扶養手当の支給は所得によって支給金額が異なる。所得情報は、e-CIVION と連携されて取り込まれ、児童扶養手当システム内で自動計算により「全部支給」、「一部支給」、「全部支給停止」の判定が行われる。しかし、この判定結果は手作業で変更可能な仕様となっている。すなわち、所得情報から児童扶養手当システムにより「全部支給停止」と判定された人であっても、手作業で「全部支給」に修正可能である。</p> <p>これによって以下の不都合が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来「不支給」と判定された人を「全部支給」に修正すると、全部支給の金額で支給データが作成される。 ・本来「全部支給」と判定された人を「不支給」に修正すると、支給無しで支給データが作成される。 <p>なお、本来「全部支給」や「全部支給停止」の人を「一部支給」の判定結果に修正した場合は、入力されている所得金額から支給額が自動計算されるため支給額には影響しない。</p> <p>担当者に確認しても、この部分が修正可能であるということを知らず、判定結果の修正が必要な場面は思いつかないとのことであった。</p> <p>【発見事項】</p> <p>例外事項があり、手作業で修正しなければならない場面が考えられるならともかく、その必要性がないにも関わらず、児童扶養手当システムによる自動判定を、手作業で修正できる仕様というのは、不正や意図しない誤りを防止するという観点では望ましくない。システム改修にそれほどコストがかからないのであれば、手作業による修正はできないようにするか、手作業で修正したかどうかを明確に分かるような仕様にした上で、担当者以外がその修正の有無を確認する体制を構築することが望ましいと考える。</p>	

【指摘 4-2-2】	返還金に係る債権管理
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>返還金に係る債権は、こども福祉課の担当者が手元の Excel で管理しており、氏名・住所・債権発覚年度・時効年度・時効起算日・調定額・返済額・債権残・備考（督促等の状況を記載）を記載する様式となっている。</p>	

富山市債権管理条例第4条において、市の債権については台帳を整備することが定められ、これを受けて債権管理マニュアル「3 台帳の整備」において、以下の事項を記録した台帳の整備が定められている。

(1) 債権管理規則2に定める事項

債権の名称

債務者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名

債権の額

前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(2) 市長が必要であると認める事項

債務者の収入状況

資産又は職業の状況

滞納理由

担保に関すること

延滞金、損害金の状況

債権の発生年度

(債権ごとの納期限)

利率その他利息に関する事項

債務の返済状況

督促その他、法的効果のある措置の状況

時効に関する事項

(督促発送、債務承認などの時効の管理に必要な事項等)

債務者との相談、交渉に関する事項

その他の債権ごとに必要な事項

【発見事項】

児童扶養手当の性格上、返還金の回収は困難な場合が多い。実際に、令和6年度中に一部でも返済のない債務者も一定数存在する。債権管理においては、自治体歳入を確保すべく最大限の回収に努めることが求められ、また資力があるのに返済を行っていない債務者を見過ごしては公正を失するものの、同時に合理的・能率的な債権管理も必要である。回収費用を下回る少額の債権のために費用を費やして回収することは不合理であり、また、将来的に回収困難な債権を長期間管理し続けることも管理コストの面から好ましくない。

この観点からすると、時効の管理は重要であると考えられるが、作成している台帳を閲覧すると、「時効年度」や「時効起算日」が空欄である債務者もあり、時効管理が適切になされているとは言えないと考える。

(3) こども医療費助成事業

事業概要

イ) 事業目的

子どもたちの健全な育成と子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保護者が支払う医療費を助成する。

i. 対象者

富山市に住民登録をしていて、健康保険に加入している子どもで、以下を除く。

- ・生活保護を受けている世帯または福祉施設措置入所者
- ・ひとり親家庭等医療費助成対象者（0歳児除く）
- ・重度心身障害者等医療費助成対象者

ii. 対象年齢

0歳から15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで
（令和7年10月からは18歳まで拡充されている）

iii. 助成方法

- ・現物給付（富山県内での診療）
「受給資格証」を医療機関等の窓口で提示することで、医療費の支払いに代えることができる。
- ・償還払い（富山県外での診療）
医療機関等でいったん医療費を支払った後、市に請求する方法。

ロ) 事務処理の概要

i. 現物給付

審査支払機関は、各医療機関から受け取ったレセプトを審査し、富山市を含む各自治体に対して、本制度の対象となる医療費の請求を行っている。市では受け取ったデータをe-CIVIONに取り込み、受給資格の確認等を行った上で、医療費を審査支払機関へ支払う。

すでに市外へ転出済み等で受給資格のない子どもについての医療費が含まれている場合があり、それらの請求データはe-CIVIONから「電子データ エラーリスト」として出力される。請求額はいったん全額を支払い、エラー分の調整は翌月以降の支払いの際に相殺して行われる。担当者はエラーリストをもとに、調整額の管理を手作業により行っている。

ii. 償還払い

対象者が県外での医療機関で診療を受けた場合には、一度医療機関へ医療費を支払った後、市に対して「こども医療費（療養費払）助成申請兼請求書」を提出する。市は受け付けた請求書をもとに、申請者の口座に直接振り込みを行っている。

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年実績
【 -4-5 こども医療費助成事業】	受給資格者数： 51,183人、助成額： 1,414,696千円	継続実施	受給資格者数： 45,131人、助成額： 1,475,814千円

事業に関連する実績の推移、内訳

イ) 助成件数及び助成額

監査対象年度を含む、過去3年間の助成件数及び助成額等の推移は次のとおりであった。

年度	区分	助成件数 (件)	助成額 (千円)	1件当たり 助成額 (円)	年度末時点の受 給資格者数 (人)
令和4年度	入院	3,604	149,018	41,348	47,543
	通院	652,228	1,223,264	1,875	
令和5年度	入院	4,074	171,421	42,076	46,326
	通院	727,133	1,359,924	1,870	
令和6年度	入院	3,779	165,316	43,746	45,131
	通院	699,510	1,310,497	1,873	

(出典：こども福祉課作成資料)

ロ) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・ 県補助金 244,868千円

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	(受給資格登録や喪失の申請手続) 受給資格の新規申請や喪失時に係る事務は法令、条例等に基づき行われているかの確認	新規申請より3件、受給資格喪失の申請処理より2件サンプル抽出
2	(償還払い申請手続) 償還払いの申請に係る事務は法令、条例等に基づき行われているかの確認	監査対象年度に発生した申請のうち、2件サンプル抽出

No.	監査手続	抽出基準等
3	(医療費の医療機関への支給手続) 審査支払機関への医療費の支払い事務が適切に行われているかの確認	令和6年度資料
4	(委託契約手続) 委託契約の相手先決定、契約締結手続が、条例等に基づき行われているかの確認	こども医療費助成事業に関連して締結している委託契約の全件

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
2	抽出したサンプルのうち、振込先口座の確認をしたかどうか不明な申請が1件検出された。	【意見 4-3-1】
3	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
4	抽出したサンプルのうち、承認手続がマニュアルに沿っていない取引が1件検出された。	【指摘 4-3-2】

ハ) 指摘事項及び意見

【意見 4-3-1】	償還払い申請時における振込口座の確認
【前提となる事実の説明】	
<p>医療費の償還払いは申請者(保護者)名義の金融機関口座へ医療費を直接振り込むことで支給される。この点、「福祉医療費助成事務処理マニュアル」(こども福祉課所管分)によれば、「申請に必要なもの」として、「金融機関の口座番号がわかるもの(通帳またはキャッシュカード等)」と記載され、備考には「富山市こども医療費受給資格証に記載されている申請者名義のもの」とされている。このマニュアルは、市の担当者向けのものであり、実務上は、申請者が口座番号を確認できるものを持っていなくても、「医療費(療育費払)助成申請兼請求書」に申請者本人が記載した金融機関の情報を信用して、受付けをしているとのことである。また、近年は通帳やキャッシュカードがなく、スマートフォン内のアプリケーションがその代わりとなる金融機関も多くあり、この場合は画面の目視で口座情報の確認を行っているとのことである。</p> <p>市では通常、提出された申請書類と一緒に、提示を受けた通帳等のコピーを保管しているが、この保管のない申請があった。この場合、申請者が口座番号を確認できるものを持</p>	

参していなかったのか、目視等の別の方法によって、請求書記載の口座情報を確認することができたのかが明確ではない。

【発見事項】

もし口座情報を誤って支給した場合、それが市側の事務処理の誤りなのか、申請者の誤りなのか不明だと、責任の所在が明らかにならない。また担当者がマニュアル等に沿って適切に処理したことを説明する上でも、金融機関の口座番号の確認について、コピー等が取れない場合には、どのように確認をしたのか(あるいは確認できなかったのか)をメモ等で残すことが望ましいと考える。

【指摘 4-3-2】	随意契約の起案における根拠条文の明確化
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>地方自治体における契約について、随意契約による場合は、地方自治法施行令で定める場合に該当するときに限ってすることができる(地方自治法第 234 条第 2 項)。この定め趣旨を鑑みれば、随意契約を結ぼうとする場合には、政令のどこに該当するのかを明示した上で、起案し、承認手続を行うことが重要である。</p> <p>【発見事項】</p> <p>こども福祉課で契約している「福祉医療費請求書等廃棄処分業務委託(単価契約)」を随意契約にて結ぶ際の起案に添付されている「契約締結書兼入札(見積)経過調書」の「契約方法」欄には「随意契約」とだけ記載され、政令の該当条文が記載されていなかった。</p> <p>この点、富山市の処務事務の手引きに示される「契約締結書兼入札(見積)経過調書」の記載例において、随意契約の場合にはかっこ書きで、該当条文を記載する様式が示されているため、手引きにおいてもこの点は重視しているものと考えられる。</p> <p>ただ、この前段階で業者に見積りを取る際の起案に添付されている文書(「執行伺書兼契約伺兼業者選定書」)には、該当条文が明記されているため、契約承認過程に著しい瑕疵があったとは言えないが、手引きにも明示され、契約締結に至るまでの各段階での起案・承認を適切に行うためには、いずれの書類においても随意契約とする理由、該当する政令の条文を明示することが望ましい。</p>	

(4) ひとり親家庭等医療費助成事業

事業概要

イ) 事業目的

ひとり親家庭等に対し医療費を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定を図り、ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

i. 制度の対象者

富山市に住民登録をしている健康保険に加入している者で、次のいずれかに該当する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を監護しているひとり親家

庭の父若しくは母又は養育者及び当該児童である。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が児童扶養手当法施行令別表第 2 に定める程度の障害の状態にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童
- ・ 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2 の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る）を受けた児童
- ・ 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・ 父母が死亡した児童

ただし、生活保護を受けている世帯または福祉施設措置入所者、こども医療費助成対象者（0 歳児） 重度心身障害者等医療費助成対象者を除く。

助成方法や事務処理の概要は、（ 3 ）こども医療費助成と同様である。

第 2 期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成 30 年度)	事業目標 (令和 6 年度)	令和 6 年実績
【 -2-7 ひとり親家庭等医療費助成事業】	受給資格者：6,186 人、助成額：213,604 千円	継続実施	受給資格者：4,979 人、助成額：200,491 千円

事業に関連する予算及び決算の推移、内訳

イ) 助成件数及び助成額

監査対象年度を含む、過去 3 年間の助成件数及び助成額等の推移は次のとおりであった。

年度	助成件数 (件)	助成額 (千円)	1 件当たり助成額 (円)	年度末時点の受給 資格者数(人)
令和 4 年度	70,397	197,106	2,799	5,291
令和 5 年度	74,178	208,279	2,807	5,017
令和 6 年度	70,526	200,491	2,842	4,979

(出典：こども福祉課作成資料)

ロ) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

・県補助金 102,175 千円

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	(受給資格登録や喪失の申請手続) 受給資格の新規申請や喪失時に係る事務は法令、条例等に基づき行われているかの確認	新規申請より2件、受給資格喪失の申請処理より2件サンプル抽出
2	(償還払い申請手続) 償還払いの申請に係る事務は法令、条例等に基づき行われているかの確認	監査対象年度に発生した申請のうち、2件サンプル抽出
3	(医療費の医療機関への支給手続) 審査支払機関への医療費の支払い事務が適切に行われているかの確認	令和6年度資料

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1~3	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

ハ) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見として記載すべきものはない。

(5) こどもインフルエンザ予防接種費助成事業

事業概要

イ) 事業目的

インフルエンザ流行期において、こどものインフルエンザの重症化を予防し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るものである。

ロ) 給付の内容

富山市在住の小中学生に対し、インフルエンザ予防接種費の一部を助成する。

小学生：2回/人

中学生：1回/人

とし、1回当たり3,000円を上限としている。

八) 事務処理の概要

インフルエンザ予防接種費助成券は学校等を通じて対象者に配布される。各医療機関は、使用された助成券を添付して、接種費用を市に請求する。

市では、派遣職員が助成券と請求書を手作業により照合し、正確性の確認を行った上で支払いを行っている。

接種状況

令和6年度の接種状況は次のとおりである。

年度	助成件数(件)	令和7年1月末の 対象者(人)	接種率 (小学生は1人2回で計算)
小学生	20,528	19,188	53.4%
中学生	5,015	10,256	48.9%

(出典：こども福祉課作成資料)

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	(接種費用の支給) 各医療機関への接種費用の支給が、マニュアル等に基づき行われているかの確認	令和6年10月～令和7年1月の助成対象期間の請求から3件を抽出。
2	(委託契約手続) 委託契約の相手先決定、契約締結手続が、条例等に基づき行われているかの確認	インフルエンザ予防接種業務の委託契約の全件

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1,2	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

八) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見として記載すべきものはない。

(6) 手当支給及び医療費(予防接種費用含む)助成事業におけるDX化 現在の状況

デジタル庁がHPで公表している市区町村別のオンライン化取組状況(デジタル庁HP:自治体での子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況に関するダッシュボード)によれば、富山市では、児童手当及び児童扶養手当に関する一定の手続きを、マイナポータルからオンラインで行うことができるようになっている。



ただし、これは国の管理するマイナポータル上で申請できるというだけでe-CIVIONに申請データが連携できるわけではなく、実務上は申請情報を紙で印刷した上で処理しており、市における業務の効率化にはつながっていない。

児童手当の申請は、出生届等そのほかの手続きで来庁した際に合わせて行うことが多く、申請者にとっても、特段利便性が向上しているとは言えない面もある。また、児童扶養手当については、何度か直接面談をしながら申請を行うため、オンラインで手続きができることの必要性は高くなく、現況届の事前送信のみオンライン化されている。ただ、現状において利用実績はない。

このため、こども福祉課としても積極的にオンラインでの手続きを推進しておらず、市のHPにおいても、子育て支援情報をまとめた「育さばとやま」のHPにおいても、オンラインで手続きが可能であることについては情報提供されていないのが現状である。

一方、医療費の助成については、デジタル庁が「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム(Public Medical Hub: PMH)」の先行実施自治体を募集するなどして、デジタル化の取組みを行っている。予防接種費用の助成についても、厚生労働省が予防接種事務のデジタル化に関する取組みを実施している。

医療費については、(3)こども医療費助成事業(事業概要)事務処理の概要。現物給付に記載のとおり、調整額の管理を手作業で行い、紙で管理している。またインフルエンザ予防接種費用についても、各医療機関からの請求書と接種券を1枚ずつ手作業により照合

する作業があり、これを外部の派遣業者に委託している。

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	児童手当や児童扶養手当支給、医療費、インフルエンザ予防接種費用助成事務におけるデジタル化と支出行為の効率化の状況を確認	

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	違反事項はないものの、今後の改善余地はあるものと判断した。	【意見 4-6-1】

ハ) 指摘事項及び意見

【意見 4-6-1】	医療費助成やインフルエンザ予防接種費用助成におけるデジタル化
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>上述のとおり、日本全体においてもデジタル化の流れがあり、医療費助成やインフルエンザ予防接種費用の助成については、助成金の支給事務の効率化、支給金額の誤りを防止する観点でこのような動きは大きく期待できる。一方、自治体の基幹システムを全国で標準化することも進められており、市においては令和9年度中の導入を目指している。こども福祉課としては、この標準化システムの導入に合わせて、デジタル化できる部分に対応したいとの考えを持っている。</p> <p>【発見事項】</p> <p>この領域でのデジタル化には、各医療機関でも対応するシステムの導入が必要であり、インフルエンザ以外の予防接種については、保健所が管轄しているため、こども福祉課単独で進めることが難しい面がある。ただし、他自治体での事例についての情報収集や、課としての対応方針やボトムアップでどのような提案をしていけるのか等の検討は早い段階で進めていくことは重要であるとする。</p>	

(7) 母子等福祉事業

母子等福祉事業を細分化すると、以下のように各種事業があるが、今回の監査では、最も予算規模の大きな、母子家庭等自立支援給付金事業を対象とした。

事業内容	令和6年度 予算額(千円)
母子寡婦福祉連合会補助金	200
母子家庭等就業・自立支援センター事業	2,084
母子家庭等自立支援給付金事業	44,020
ひとり親家庭学習支援事業	11,833
ひとり親家庭ファミリー・サポート・ センター利用料助成事業	155
ひとり親家庭病児保育利用料助成事業	84
ひとり親家庭奨学資金給付事業	4,894
ひとり親お助け隊事業	7,225
ひとり親家庭奨学資金貸付事業	1,901
養育費関連手続等サポート事業	1,212
ひとり親家庭等がんばる受験生応援事業	3,000

(出典:「富山市の社会福祉2024」)

事業概要

イ) 母子家庭等自立支援給付金事業の目的

ひとり親家庭の母又は父の就業を促進し、ひとり親家庭の生活の安定を図るものである。

ロ) 給付内容

i. 自立支援教育訓練給付金

・対象者

母子家庭の母又は父子家庭の父(配偶者のない者で現に児童を扶養している者)であって、母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けており、かつ就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者である。

・支給額等

当該事業の対象講座の受講のために支払った費用(入学料及び受講料に限る)のうち、受給資格者の区分に応じた一定額を給付する。

ii. 高等職業訓練促進給付金等

・対象者

母子家庭の母又は父子家庭の父(配偶者のない者で現に児童を扶養している者)であって、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあり、就職を容易にするための必要な資格を取得するために養成機関において6ヶ月以上のカリキュラムを修業し、対象の資格取得が見込まれ、かつ就業又は育児と修業の両立が困難であ

ると認められる者である。

・支給額等

a. 高等職業訓練促進給付金

資格取得養成機関で修業する期間（最大 48 ヶ月）において、月額 10 万円（所得制限により 7 万 5 千円）が支給される。ただし、養成機関における課程の修了までの最後の 12 ヶ月は 4 万円が加算される。

b. 高等職業訓練修了支援給付金

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、養成機関を修了する者に対して、5 万円（所得制限により 2 万 5 千円）が支給される。

iii. 高等学校卒業程度認定試験合格支援

・対象者

ひとり親家庭の親及びその児童であって、母子・父子自立支援プログラム等の支援を受け、就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者である。

・支給額等

a. 受講開始時給付金

対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の 40% に相当する額を、20 万円を上限として支給する（通信制講座の場合は上限 10 万円）。

b. 受講修了時給付金

対象講座の受講のために本人が支払った費用の 50% に相当する額から a の額を差し引いた額を a と b の合計で 25 万円を上限に支給する（通信制講座の場合は上限 12 万 5 千円）。

c. 合格時給付金

対象講座の受講のために本人が支払った費用の 10% に相当する額を支給する。ただし、a から c の合計は 30 万円を上限とする（通信制講座の場合は上限 15 万円）。

第 2 期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成 30 年度)	事業目標 (令和 6 年度)	令和 6 年実績
【 -2-3 母子家庭等自立支援給付金支給事業】	60 件	継続実施	50 件

令和 6 年度予算と実績の対比及び直近 3 年間の推移

令和 6 年度の予算と実績の対比は次のとおりである。

(単位：千円)

内容	区分	予算	実績
自立支援教育訓練給付金	-	800	222
高等職業訓練促進給付金等	訓練促進給付金	42,083	37,051
	修了支援給付金	550	350
高等学校卒業程度認定 試験合格支援	受講開始時	450	-
	受講修了時		-
	合格時		-

(出典：こども福祉課作成資料)

監査対象年度を含む過去3年間の実績は次のとおりである。

内容	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自立支援教育訓練給付金	-	7件 514千円	7件 208千円	5件 222千円
高等職業訓練促進給付金等	訓練促進給付金	29件 30,182千円	29件 28,773千円	35件 37,051千円
	修了支援給付金	8件 375千円	8件 400千円	10件 350千円
高等学校卒業程度認定 試験合格支援	受講開始時	1件 75千円	0件	0件
	受講終了時	1件 54千円	0件	0件
	合格時	0件	0件	0件

(出典：こども福祉課作成資料)

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	(自立支援教育訓練給付事業) 支給決定手続が、法令、条例等に基づき行われているかの確認	支給申請から2件をサンプルで抽出
2	(高等職業訓練促進給付金等事業) 支給決定手続が、法令、条例等に基づき行われているかの確認	新規申請、継続申請からそれぞれ2件をサンプルで抽出

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1~2	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。 ただし、以下のような意見を付しておきたい。	【意見 4-7-1】

八) 指摘事項及び意見

【意見 4-7-1】	利用拡大への取組み
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>上記のとおり、事業費の実績は予算を下回っており、例年、この傾向は継続している。こども福祉課では、必要としている人に利用してもらえば良く、国の補助事業でもあるため、予算を下回ることについての問題意識は持っていない。</p> <p>利用について周知が図られていないわけではなく、担当者が必要と判断した相談者に対しては、制度の案内をすることで利用促進を図っている。</p> <p>しかし、潜在的な利用者の要望を拾い切れていない可能性はある。</p> <p>自立支援教育訓練給付の対象となる講座は「自立支援教育訓練給付金事業実施要綱」の5で以下のように定められている。</p> <p>(1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び同法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下、「一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座</p> <p>(2) 雇用保険法及び同法施行規則の規定により、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下、「特定一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)</p> <p>(3) 雇用保険法及び同法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下、「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)(以下、「指定教育訓練」という。)</p> <p>また、高等職業訓練促進給付金等事業の対象となる資格については、「富山市母子家庭等自立支援給付金事業取扱要領」の2において列記されているが、(15)として、「前各号に掲げるもののほか、上記に準じ、市長が地域の実情に応じて定める資格」とされている。</p> <p>よって、これらの事業の対象となる講座や資格については自治体における裁量の余地がある。</p> <p>【発見事項】</p>	

自立支援教育訓練給付事業の対象となる講座、高等職業訓練促進給付金等事業の対象となる資格については、市が独自で指定するものは定めていないのが現状であり、申請があればその都度検討している。この点、潜在的な利用者の要望を把握し、選択肢を広げ、利用拡大を図っていく余地はあるのではないかと考える。そのために、対象となっていない講座や資格で、あればよいと思うものをアンケート形式で HP 等から要望をあげられるようにすることも一つの方法と考えられる。

(8) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

事業概要

イ) 事業の目的

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を支援し、あわせてその児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けるものである。

ロ) 貸付の種類と令和6年度の実績

i. 事業開始資金

母子家庭の母または父子家庭の父等が、事業を開始するに際して必要とする設備費、什器、機械、材料等の購入費等にあてるための資金である。

ii. 事業継続資金

母子家庭の母または父子家庭の父等が、現在営んでいる事業を継続するために、商品、材料等を新たに購入する等の必要がある場合、当該事業の活動を継続するために必要な運転資金である。

iii. 修学資金

母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が、現に扶養している児童、または父母のない児童が高等学校、短期大学、大学等に修学するのに必要な経費にあてるための資金である。

iv. 技能習得資金

a. 一般貸付

生計を安定させるために必要な知能技能を習得するのに必要な経費にあてるための資金である。

b. 特別貸付

知識技能を習得するために訓練施設等への入学金の高額化や授業料の前納制などの状況で、一般貸付の12ヶ月分相当額を一括で貸し付けるものである。

v. 修業資金

a. 一般貸付

母子家庭の母、父子家庭の父等が扶養している児童、または父母のいない児童が、事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な経費にあてるための資金である。

b. 特別貸付

母子家庭の母、父子家庭の父等が扶養している児童、または父母のいない児童が、高校 3 年在学時に就職を希望する場合に、自動車運転免許を取得するのに必要な経費にあてるための資金である。

vi. 就職支度資金

母子家庭の母、父子家庭の父等が扶養している児童、または父母のいない児童が就職するに際して必要な経費にあてるための資金である。

vii. 医療介護資金

母子家庭の母、父子家庭の父及びその扶養している児童が、医療・介護を受けるために必要な経費にあてるための資金である。

viii. 生活資金

a. 併せ貸付

母子家庭の母、父子家庭の父等が、技能習得資金の貸付けを受けて知識技能を習得している期間、または医療介護資金の貸付けを受けて医療を受けている期間の生活を維持するのに必要な経費にあてるための資金である。

b. 単独貸付

配偶者のない女子又は男子となって 7 年未満の者が、自立するまでの生活安定期間に要する生活費、または、失業している期間中の配偶者のない女子又は男子が離職日の翌日から 1 年を超えない範囲の期間に要する生活費にあてるための資金である。

ix. 住宅資金

a. 一般貸付

母子家庭の母、父子家庭の父等が、現に居住する住宅の補修、保全、改築、増築又は住宅の新築、購入に必要な資金である。

b. 特別貸付

災害等により住宅が全壊した場合等で特に必要と認められる場合、及び老朽化等により増改築を行う場合に必要な資金である。

x. 転宅資金

母子家庭の母または父子家庭の父等が、住居を移転するに際して必要となる経費にあてるための資金である。

xi. 就学支度資金

母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が、現に扶養している児童、または父母のいない児童が高等学校、短期大学、大学等への入学、又は知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める施設への入所に際し必要な経費にあてるための資金である。

xii. 結婚資金

母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が扶養している児童の婚姻に際し必要な経費にあてるための資金である。

令和6年度の貸付の実績は次のとおりである。

(単位：件、千円)

資金名	件数	貸付額
事業開始資金	-	-
事業継続資金	-	-
修学資金	95	62,798
技能習得資金	3	1,529
修業資金	1	195
就職支度資金	-	-
医療介護資金	-	-
生活資金	2	444
住宅資金	1	1,500
転宅資金	2	520
就学支度資金	27	6,238
結婚資金	-	-

(出典：こども福祉課作成資料)

八) 貸付金の残高及び債権管理

令和6年度末の貸付金の残高は次のとおりである。

資金名	件数	貸付額
修学資金	250	299,732
技能習得資金	9	4,330
修業資金	8	3,767
生活資金	10	7,795
住宅資金	4	3,260
転宅資金	10	1,352
就学支度資金	144	25,730
合計：	435	345,969

(出典：こども福祉課作成資料)

過去5年間の債権回収状況は次のとおりである。

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年度	調定額	17,791	23,406	24,913	23,501	25,779
	収入済額	17,297	22,638	23,878	22,236	24,178

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	収入率	97.2%	96.7%	95.8%	94.6%	93.7%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	収入未済額	494	768	1,035	1,265	1,601
滞納繰越	調定額	5,241	4,972	5,051	5,561	5,680
	収入済額	763	689	526	1,146	619
	収入率	14.5%	13.8%	10.4%	20.6%	10.8%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	収入未済額	4,478	4,283	4,525	4,415	5,061
合計	調定額	23,032	28,378	29,964	29,062	31,459
	収入済額	18,060	23,327	24,404	23,382	24,797
	収入率	78.4%	82.2%	81.4%	80.4%	78.8%
	不納欠損額	-	-	-	-	-
	収入未済額	4,972	5,051	5,560	5,680	6,662

(出典:令和7年度 債権所管課の徴収計画)

市では、これらの債権を母子父子寡婦福祉資金貸付償還システムという専用のシステムにより管理している。

債権管理対策課に提出する徴収計画に基づき、現年度・過年度に限らず、滞納が続いている者については催告書を年4回(7月、10月、12月、2月)送付している。催告書を送付しても回収の難しい滞納者に対しては、例年10月に夜間呼出しを行っている。さらに、休日開庁日に合わせての呼び出しや臨戸訪問を12月に実施して債権の回収に努めている。

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年実績
【 -2-5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業】	66件(38,799千円)	継続実施	131件(73,224千円)

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	(貸付実行時の手続) 支給決定手続が、法令、条例等に基	修学資金及び就学支度資金貸付について2件をサンプルで抽出。

No.	監査手続	抽出基準等
	づき行われているかの確認	住宅資金貸付について1件(令和6年度貸付実施の全件)
2	(債権管理) 債権管理台帳や滞納者に対する対応状況の確認	令和6年度資料
3	(委託契約手続) 委託契約の相手先決定、契約締結手続が、条例等に基づき行われているかの確認	母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関連して締結している委託契約の全件

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	改善の余地のある事例が検出された。	【意見 4-8-1】
2	改善の余地のある事例が検出された。	【指摘 4-8-2】 【意見 4-8-3】
3	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

ハ) 指摘事項及び意見

【意見 4-8-1】	住宅資金貸付時の審査
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>富山市母子父子寡婦福祉資金貸付金事務処理マニュアルによれば、住宅資金の貸付において、以下のような注釈が記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅資金は償還の財源となる新たな収入を期待できるものではないので、貸付決定にあたっては事前に当該資金の貸付けの必要性、資金計画を十分調査し、貸付額及び償還計画等の適否について十分検討することが必要である。 <p>令和6年度に実行された貸付時の資料を閲覧すると、申請者の特定の1ヶ月分の収支明細があるのみで、償還計画は作成されていない。また、同居の母親の収入は申請書に記載があるが、その資産状況の把握、申請者自身の資産、他の負債の有無などの状況も把握されていない。</p> <p>【発見事項】</p> <p>本事業が福祉を目的としたものであり、民間の貸付ほどの厳しい審査が求められるものではない性格は理解するが、資金貸付の必要性、貸付を実行した後の資金計画、償還計画を十分に検討しているとは言えないと考える。</p>	

【指摘 4-8-2】	貸付金の管理方法
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付償還システム（以下、「システム」という。）において、債務者の状況や貸付金の返済、残高の管理を行っている。</p> <p>児童扶養手当の指摘においても記載したが、債権管理マニュアル「3 台帳の整備」において、以下の事項を記録した台帳の整備が定められている。</p> <p>（1）債権管理規則2に定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権の名称 債務者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名 債権の額 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項 <p>（2）市長が必要であると認める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務者の収入状況 資産又は職業の状況 滞納理由 担保に関すること 延滞金、損害金の状況 債権の発生年度 <p>（債権ごとの納期限）</p> <ul style="list-style-type: none"> 利率その他利息に関する事項 債務の返済状況 督促その他、法的効果のある措置の状況 時効に関する事項 <p>（督促発送、債務承認などの時効の管理に必要な事項等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務者との相談、交渉に関する事項 その他の債権ごとに必要な事項 <p>【発見事項】</p> <p>システム内で管理している債務者の収入状況は、多くは貸付時のものであり、適時に更新はされていない。また、勤務先が記載されていない債務者もある。さらに、時効管理が明確になされていない状況であり、債権管理マニュアルに沿った台帳が整備されているとは言い難い。</p>	

【意見 4-8-3】	貸付金の不納欠損処理
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>債権の管理台帳を閲覧したところ、令和4年3月に債務者が死亡し、時効の完成を待っているとされている債権があった（残高は121,520円）。債務者死亡の連絡は、その息子</p>	

の妻から連絡があったとのことである。連帯保証人は債務者の兄である。連帯保証人に対して通知を送っても宛所不明で返送されている。

息子の所在が確認できないとのことであるが、その理由が不明であり、監査日時点においては債権回収を図ることはせず、時効を待っている状況である。

【発見事項】

息子の所在は事案発生時の対応次第では判明させることはできたのではないかと考えられ、初動の対応が不十分であったとも考えられる。

また、富山市債権管理条例において、以下の事由に係る債権放棄については議会の議決は要しない、とされている。

消滅時効が完成し、時効の援用が見込まれるとき

、 省略

失踪、行方不明、その他これに準ずる事情があったとき

債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産価額から強制執行費用及び優先債権を除けば、配当見込みがないとき

～以降省略～

市の対応は、時効の完成を待って、 に当てはめて債権放棄をし、不納欠損処理を行う予定と思われるが、特段の回収努力をしていない現状を鑑みれば、 又は に当てはめて早期に整理し、余計な管理コストを削減することも考えられる。

(9) 所管課における監査結果のサマリー

対象 部署	監査の着眼点	監査結果			摘要
		指摘 事項	意見	発見 なし	
こども福祉課	(1) 所管課において、事業実施にあたっての財源は確保されているか。				
	(2) 事業の事務処理手続が法令等に準拠し適切に実施されているか(合規性)。				【指摘 4-2-2】 【指摘 4-3-2】 【指摘 4-8-2】
	(3) 事業に係る費用支出は無駄なく適切か。契約や調達競争性をもって行われているか(経済性)。				
	(4) 予算・人材の制約がある中で、必要なサービスが提供されているか。認定、補助金交付がスムーズに行われているか(効率性)。				【意見 4-6-1】 【意見 4-8-3】
	(5) 事業の施策が市民のニーズに込えているか。施策の成果指標の設定・評価方法は妥当か(有効性)。				【意見 4-7-1】
	(6) 補助金の交付要綱が整備され、同要綱に従い補助				

対象 部署	監査の着眼点	監査結果			摘要
		指摘 事項	意見	発見 なし	
	金の財務事務が適切に執行されているか（合规性）。				
	（ 7 ）対象事業の指導監査は適切に実施されているか。				
	（ 8 ）過年度包括外部監査の指摘事項・意見に対する措置は適切か（合规性）。				
	（ 9 ）その他				【意見 4-2-1】 【意見 4-3-1】 【意見 4-8-1】

4. こども健康課

障害児支援及び相談支援に関連する障害福祉サービスの体系については、令和6年4月こども家庭庁発行の「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」(以下、「通所給付決定事務等について」という。)に基づき、次のとおり整理されている。

障害児通所支援のサービス種別としては、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援が規定されている。また、障害児相談支援事業においては、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助の2区分が定められている。

なお、障害児支援に係る給付及び相談支援に係る給付のうち、太字で示した項目については、本項における監査対象範囲に含まれるものである。

障害児支援に係る給付	児童発達支援	未就学児の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。
	保育所等訪問支援	保育所、乳児院及び児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
相談支援に係る給付	障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成する。また、給付決定後、事業者等と連絡調整を行うとともに利用計画を作成する。
	継続障害児支援利用援助	障害児通所支援の利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与する。 新たな通所給付決定もしくは通所給付決定の変更が必要と認められる場合は、障害児の保護者に対して、給付決定等に係る申請の勧奨を行う。

(出典：こども家庭庁作成資料「障害児支援施策の概要」)

(1) 児童発達支援事業

事業概要

未就学児の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う(児童福祉法第6条の2の2第2項)。

イ) 対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、主に未就学の障害児であり、具体的には次の児童が該当する。

- 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童
- 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な支援を受ける必要があると認められた児童
- 治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

ロ) 事業の実施主体

障害児通所給付(障害児通所給付等、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費等)の給付決定は、申請者である障害児の保護者の居住地の市町村(居住地を有しないまたは不明の場合は所在地の市町村)が行う。この支給決定を行う市町村が障害児通所給付の実施主体となり、費用の支弁を行う。

八) 事務の概要

「通所給付決定事務等について」によると、児童発達支援の事務の流れは次のとおりである。

この事務の流れは、後述する「放課後等デイサービス事業」及び「障害児相談支援事業」についても同様である。

i. 給付申請

障害児通所支援の利用について障害児通所給付費の支給を受けようとする障害児の保護者は、市町村に対して支給申請を行う。

ii. 障害児支援利用計画案の提出依頼

通所給付決定の申請若しくは通所給付決定の変更の申請に係る障害児の保護者に対し、障害児支援利用計画案の提出を依頼する。

iii. 調査

市町村は、支給申請があったときは、当該申請に係る障害児又は障害児の保護者と面接をし、その心身の状況、その置かれている環境その他内閣府令で定める事項について調査を行うとともに、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向を聴取する。

iv. 障害児支援利用計画案の提出

市町村から障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、指定障害児相談支援事業者が作成した障害児支援利用計画案を提出する。

なお、市町村から障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合又は指定障害児相談支援事業者以外が作成する障害児支援利用計画案の提出を希望する場合には、指定障害児相談支援事業者が作成する計画案に代えて当該事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案(以

下、「セルフプラン」という。)を提出することができる。

v. 児童相談所等の意見聴取

市町村は、必要に応じて、児童相談所その他内閣令で定める機関(以下、「児童相談所等」という。)の意見を聴くことができる。なお、児童相談所等は意見を述べるに当たって、必要に応じて、当該支給申請に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

vi. 通所支給要否決定

市町村は、支給申請が行われたときには、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向、障害児支援利用計画案その他の内閣府令で定める事項を勘案して、障害児通所給付費等の支給の要否を決定する。また、通所給付決定を行う場合には、通所給付決定の有効期限及び障害児通所支援の種類ごとに月を単位として内閣府令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量(以下、「支給量」という。)を定める(児童福祉法第21条の5の7第7項及び同条第8項)ほか、併せて、事業者の報酬算定に必要な事項について決定等を行う。

市町村は、支給申請について、支給または却下を決定した場合は、その旨及び必要な事項を申請者に通知しなければならない。

vii. 利用者負担上限月額の設定

児童福祉法の障害児通所支援に係る利用者負担は原則1割である。児童福祉法の障害児通所支援に係る利用者負担については、利用者の負担の軽減を図る観点から通所給付決定保護者等の所得等の状況に応じて負担上限額を設けることとしており、通所給付決定保護者は、当該負担上限月額を超えて利用者負担を支払う必要がないこととしている。

これに伴い、通所給付決定保護者のうち1月当たりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される者については、当該通所給付決定保護者の利用者負担額の上限額の管理が必要となる。

通所給付決定保護者のうち、1月当たりの利用者負担額が設定された負担上限月額を超過することが予測される者については、指定障害児相談支援事業所等が利用者負担上限管理者となって、通所給付決定保護者等の利用者負担額の上限額管理事務を行う。

利用者負担額の上限額管理が必要となる者は、通所給付決定保護者のうち通所給付決定時に自己負担が利用者負担上限月額を超える可能性があるものとして市町村が認定した者で、同一月において複数の事業所からサービスを利用するものである。市町村は、上限額管理の対象となる保護者を把握し、利用している事業所を確認するとともに、保護者に上限額管理を行う旨を説明し、保護者の意向も踏まえてあらかじめ上限額管理者(上限額管理事業所)を決定し、当該事業所に上限額管理を依頼する。

上限額管理の結果、利用者負担額が負担上限月額を超えている場合、あらかじめ提供する障害児通所支援の種類によって定める利用者負担額の優先徴収順位に基づき、優先

順位の高い事業所から順に負担上限月額に到達するまで利用者負担額を徴収する方法により調整する。

市町村は、通所給付決定に際し、申請者からの利用者負担額減額・免除申請等に基づいて利用者負担上限月額を認定し、通所給付決定内容と併せて通知を行う。

viii. 通所受給者証の交付

市町村は、通所給付決定をしたときには、当該通所給付決定保護者に対し、内閣府令で定めるところにより支給量、通所給付決定の有効期間その他の必要な事項を記載した通所受給者証を交付しなければならない（児童福祉法第21条の5の7第9項）。また、治療を行う場合は、通所受給者証に加えて肢体不自由児通所医療受給者証を交付するものとする。

ix. 支給量の管理

通所給付決定は、障害児の保護者から申請された障害児通所支援の利用について、公費で給付することの要否を判断するものであり、特定の利用者から障害児通所支援を受けるべき旨を決定するものではない。

したがって、サービスの性質上、複数の事業者からサービス提供を受けることが可能な障害児通所支援については、通所給付決定された支給量（以下、「決定支給量」という。）の範囲内で、通所給付決定保護者があらかじめ特定した一または複数の事業者と、1月あたりのサービス提供内容やサービス提供量（以下、「契約支給量」という。）を定めて利用契約し、サービス提供を受けることとなる。

そこで、契約支給量が決定支給量の範囲内となるよう、一人の通所給付決定保護者に対し各事業者が提供する契約支給量について、通所給付決定保護者、事業者及び市町村がそれぞれ管理を行う。

事業者は、通所給付決定保護者と契約をしたときには、契約内容報告書により、市町村に必要事項を遅滞なく報告する。

市町村は、事業者から提出された契約内容報告書に基づき、支援の内容、契約支給量、契約日等を支給管理台帳で管理する。

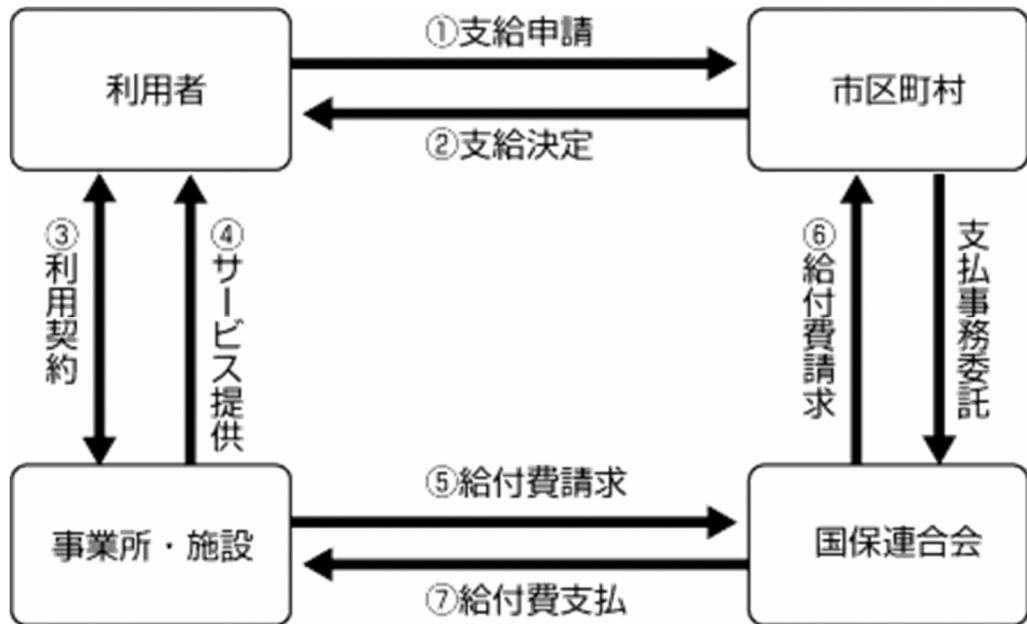
市町村は事業者から障害児通所給付費等の請求があったときは、請求内容と支給管理台帳の内容を突合し、請求のあったサービス既提供量が当該サービス提供月における契約支給量を超えていないか等を確認し、審査の上、支払いを行う。

x. 請求及び支払い

通所給付決定保護者と契約を締結し、その契約に基づき支援を提供した指定障害児通所支援事業者等は、給付決定をした市町村に対して、当該通所給付決定保護者に代わって障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の請求を行い、市町村から支払いを受ける（児童福祉法第21条の5の7第11項、同法第24条の26第3項に基づく法定代理受領）。また、市町村との契約等により特例障害児通所給付の代理事業を行う基準該当事業所についても、通所給付決定保護者に代わって市町村に当該給付費の請求を行い、市

町村から支払いを受ける。

事業所は給付費等を富山県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）へ請求する。国保連は市の委託を受けて、事業所からの給付費等についての審査・支払事務を行う。障害福祉サービスを提供した事業者が個別に市町村に請求する場合、請求と支払いの関係が複雑になるため、国保連が市町村からの委託を受けて障害者総合支援給付費の支払いを行うことにより、事業者と市町村それぞれの事務負担の軽減を図っている。



（出典：国保連の HP）

二) 事業の利用者数、利用日数及び決算額の推移

利用者数及び利用延べ日数については、いずれも増加傾向が見られる。この傾向は全国的な動向とも一致しており、発達障害を含む支援ニーズを有する児童に対する早期発見及び早期支援の重要性が広く認識されてきたこと、共働き家庭の増加により放課後の居場所ニーズが高まっていること、放課後等デイサービスの民間参入が進んだこと等に起因するものである。利用希望者の増加を背景として、各事業所においては支援体制の充実・強化が図られている。参考として、令和4年度から令和6年度にかけて、市が児童発達支援に係る支給申請について却下または取消しの決定を行ったという事実はいずれの年度においてもない。

	利用者数（人）	利用延べ日数（日）	令和6年度 決算額(千円)
令和4年度	4,319	23,015	309,158
令和5年度	5,010	27,127	383,072
令和6年度	5,654	31,927	462,362

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年実績
【 -3-1 児童発達 相談支援事業】	年 14,527 回	継続実施	31,927 日(延べ日数)

事業に関連する予算及び決算の推移、内訳

イ) 事業費の推移(3か年)

監査対象年度を含む、過去3年間の事業費の推移は次のとおりであった。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	288,068	330,147	387,100
決算額	309,158	383,072	462,362

(出典：こども健康課作成資料)

ロ) 監査対象年度における実績額の主な内訳

監査対象年度における本事業の歳出額(実績)の主な内訳は次のとおりであった。

科目	金額(単位：千円)	主な内容
扶助費	462,362	児童福祉法に規定された障害 児通所支援給付費

(出典：こども健康課作成資料)

ハ) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・ 国庫支出金(障害児通所事業費負担金) 235,000 千円
- ・ 県支出金(障害児通所事業費負担金) 117,500 千円
- ・ 一般財源 109,862 千円

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

児童発達支援事業に係る事務の執行について、こども健康課担当者に事務の概要を質問、関連法令(児童福祉法)及び「通所給付決定事務等について」を閲覧し、下記の手続きを実施した。なお、以下の手続きは後述する「放課後等デイサービス事業」及び「障害児相談支援事業」においても同じである。

No.	監査手続	抽出基準等
1	保護者からの支給申請手続や通所給付決定の事務等の適正性の確認。 また、支給申請から通所給付決定までに長期間を要しているものについてその理由の確認	令和 6 年度に給付決定したものの中から監査人が任意の 5 件を抽出
2	利用者負担の上限額管理事務の適正性	任意の数件を抽出
3	支給量管理の適正性確認のための、富山市における支給量管理手法に関する担当者への聞き取り。国保連への支払手続の確認	
4	事業者に対する指導監査が適切に行われているかの確認	令和 4 年度新規指定事業者のリスト及び福祉保健部指導監査課の令和 4 年度から令和 6 年度の指導監査の実績のリストを入手

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。支給申請から通所給付決定まで 5 か月以上要しているものについては、いずれもその理由が合理的であると認められ、適切に処理が行われていると判断した。	
2	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
3	手続自体に逸脱事項は検出されなかったが、改善余地のある事項が検出された。	【意見 5-1-1】
4	指導監査課の運営指導の実績について、意見を付している。	【意見 5-1-2】

ハ) 指摘事項及び意見

【意見 5-1-1】	事業者請求内容の不備への対応と指導体制の強化
【前提となる事実の説明】	
<p>市では、通所給付決定を受けた保護者ごとに、通所給付決定の内容や障害児通所給付費の受給状況等を記録・管理するため、支給管理台帳をシステム上で作成・保管している。</p> <p>また、障害児通所給付費等の請求が国保連を通して事業者から提出された際には、当該請求内容と支給管理台帳の記録を突合し、サービス提供月における契約支給量が決定支給量を超過していないか等の確認を行っている。この突合処理の結果、毎月約 3,000 件程度</p>	

のエラーが発生しており、それぞれのエラーには内容に応じたエラーコードが付されている。これらのエラーの多くは、請求内容に影響を及ぼさない形式的なものであり、事業者への確認を要しないものが大半を占めている。一方で、届出された加算区分と異なる加算が請求されているケースや、複数事業者間での利用者負担額の合計が上限額を超過しているケースなど、事業者側の請求内容の不備に起因するエラーも一定数存在している。

【発見事項】

請求内容に影響を及ぼさない形式的なエラーについては、実務上の負担軽減と効率化の観点から、エラーコードとして表示しないなど、システム上の表示方法の見直しが求められる。

一方で、事業者側の確認不足に起因するエラーについては、請求内容の正確性を確保するためにも、事業者に対する継続的な指導・助言の強化が必要である。市が本来事業者側で行うべき確認作業を恒常的に肩代わりすることは、行政負担の増大を招く要因となり得る。そのため、事業者に対しては、請求前の自己点検体制の整備や、職員研修の実施を促すなど、適切な請求事務の遂行に向けた支援とともに、一定の責任を果たすよう求めていく必要がある。

【意見 5-1-2】	適時な指導監査が行われるような監査実施計画の制定
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>障害児通所支援事業者に対する運営指導は、「富山市社会福祉法人並びに社会福祉施設及び社会福祉事業者等指導監査実施要綱」に基づき、原則 3 年に 1 回の頻度で福祉保健部指導監査課により実施されることとされている。</p> <p>令和 4 年度に新規指定を受けた障害児通所支援事業数は延べ 12 件であり、その内訳は、児童発達支援事業 4 件(事業者数 4 件)、放課後等デイサービス事業 6 件(事業者数 6 件)、保育所等訪問支援事業 2 件(事業者数 2 件)である。このうち、令和 4 年度から令和 6 年度までの期間中に運営指導を受けた事業数は延べ 11 件(内訳としては、児童発達支援事業 3 件、放課後等デイサービス事業 6 件、保育所等訪問支援事業 2 件)であり、児童発達支援事業 1 件については当該期間中に運営指導が実施されていなかった。</p> <p>指導監査課にその原因を聴取したところ、指定日が年度末に近いタイミング(指定日：令和 5 年 2 月 1 日)となった本件事業については、令和 4 年度の運営実績が少ないため、令和 7 年度に運営指導を実施することとしたものであり、指導監査課としては富山市の原則的な規定に沿った対応であるとの見解であった。</p> <p>【発見事項】</p> <p>「富山市社会福祉法人並びに社会福祉施設及び社会福祉事業者等指導監査実施要綱」における実施頻度の規定(原則 3 年に 1 回の頻度)につき、年度単位(4 月から翌年 3 月まで)なのか暦年単位なのかは明確ではない。そのため、指導監査課の「富山市の原則的な規定に沿った対応」であるという上記見解が、年度単位で実施頻度が判断されていないこ</p>	

とは明確である一方、合規性がないかどうかまでは監査人として判断がつかない。

一方で、仮に当該実施頻度を年度単位で考えたとしても、本件事業の運営指導を受けるべき原則的な期限は令和7年3月末までであると解され、指導を行うことが十分可能となる期間的余裕があると推察される。富山市の各種計画等の多くが年度単位で制定されている点や、障害児通所支援事業等での不正受給事案²⁹が昨今多発している点などを踏まえても、適時な指導監査が行われるように年度単位での実施が望まれる。

(2) 放課後等デイサービス事業

事業概要

就学している障害児に対して、授業の終了後又は休校日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う(児童福祉法第6条の2の2第3項)。

イ) 対象者

学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(専修学校及び各種学校をいう。)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児

ロ) 事業の実施主体

(1) 「児童発達支援事業」 事業概要 ロ) 事業の実施主体 参照

ハ) 事務の概要

(1) 「児童発達支援事業」 事業概要 ハ) 事務の概要 参照

二) 事業の利用者数、利用日数及び決算額の推移

児童発達支援の利用者数の推移に記載の状況と同様、利用者数及び利用延べ日数については、いずれも増加傾向が見られる。参考として、令和4年度から令和6年度にかけて、市が放課後等デイサービスに係る支給申請について却下または取消の決定を行ったという事実は、いずれの年度においてもない。

	利用者数(人)	利用延べ日数(日)	令和6年度 決算額(千円)
令和4年度	10,171	114,684	1,098,378
令和5年度	11,746	129,855	1,316,722
令和6年度	12,595	143,773	1,513,126

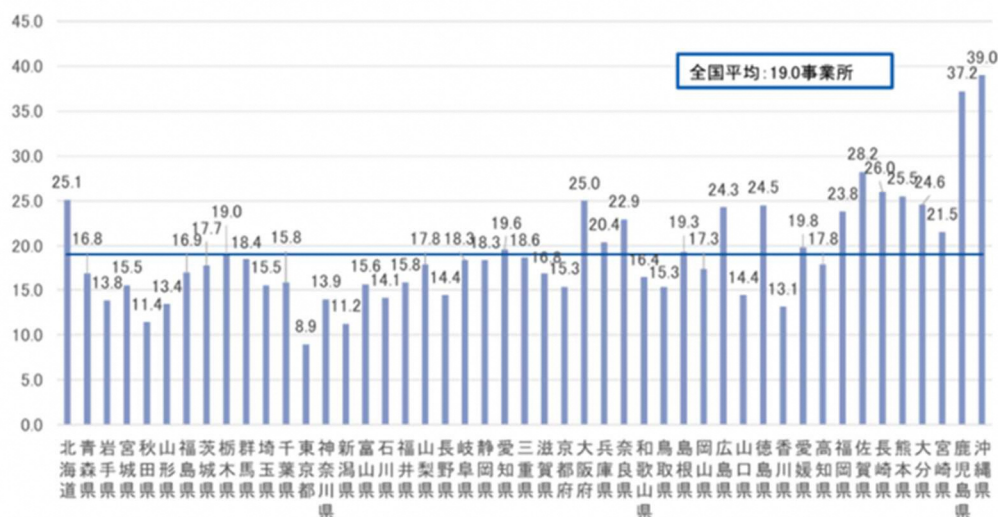
令和6年10月時点における、各都道府県の人口10万人当たりの放課後等デイサービス事業所数を比較した結果、富山県の事業所数は全国平均をやや下回っている。

富山市が令和6年3月に策定した「第3期富山市障害児福祉計画」においては、児童

²⁹ 富山市において、令和6年9月富山市議会定例会において障害福祉サービス事業等の報酬に係る不正受給3件の内容とその行政処分に関する質問があり、市側の答弁が行われた。直近では、令和7年12月に事業者が不正手段により指定及び指定更新を行ったとして、指定取消の処分がなされている。

発達支援の利用状況等を踏まえ、放課後等デイサービス事業の利用者数は今後も増加する見込みであるとされており、これに対応するため、事業者による新規事業所の開設を通じて、必要な受入体制の確保を図る方針が示されている。

令和6年度における月当たりの利用延べ日数は11,941日、年間換算で143,292日と見込まれていたが、実績値は143,773日となり、見込みをわずかに上回った。



(出典:こども家庭庁作成資料「令和6年度報酬改定後の主なサービス動向について」)

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年実績
【 -3-11 放課後等デイサービス事業】	75,884日(延べ日数)	継続実施	143,773日(延べ日数)

事業に関連する予算及び決算の推移、内訳

イ) 事業費の推移(3か年)

監査対象年度を含む、過去3年間の事業費の推移は次のとおりであった。

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	1,103,573	1,209,100	1,477,368
決算額	1,098,378	1,316,722	1,513,126

(出典:こども健康課作成資料)

ロ) 監査対象年度における実績額の主な内訳

監査対象年度における本事業の歳出額（実績）の主な内訳は次のとおりであった。

科目	金額（単位：千円）	主な内容
扶助費	1,503,018	児童福祉法に規定された障害児通所支援給付費
償還金	10,108	令和5年度国庫支出金（障害児通所事業費負担金）の償還金
合計：	1,513,126	

（出典：こども健康課作成資料）

八) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・ 国庫支出金（障害児通所事業費負担金） 771,000 千円
- ・ 県支出金（障害児通所事業費負担金） 358,500 千円
- ・ 一般財源 346,518 千円

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

放課後等デイサービス事業に関する事務の執行状況について、こども健康課担当者へ事務の概要を確認するとともに、関連法令（児童福祉法等）及び「通所給付決定事務等について」を参照の上、下記の監査手続を実施した。なお、児童発達支援事業における監査手続と重複する項目については、本記載から除外している。

No.	監査手続	抽出基準等
1	令和6年度に新規開設された事業所の申請について、審査が必要書類に基づいて適切に行われているかの検討	令和6年度新規開設事業所を母集団として、6事業所を抽出
2	事業者が所定の資料を作成し、適切に届出を行っているかの確認。 また、事業者に対して児童福祉法の改正等の案内は適切に行われているかの確認	
3	第2期計画における施策の事業評価指標及び評価方法は適切かの確認	

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	手続対象のうち、1件から逸脱事項が検出された。	【指摘 5-2-1】
2	一部の事業者において、提出期限を遵守していない事例が確認された。	【指摘 5-2-2】
3	事業評価指標の設定及び評価方法に改善の余地がある。	【意見 5-2-3】

八) 指摘事項及び意見

i. 新規事業所開設の手続き

富山市内で放課後等デイサービス事業を含む障害児通所支援事業所・障害児相談支援事業所を開設する場合は、富山市の指定を受ける必要がある。富山市の HP³⁰によると、当該指定は毎月1日付けで行われるとされている。

新規の指定申請については、指定を受けようとする日の概ね3か月前までに、事業者が事業計画書などの参考資料を持参して指定事務担当者との事前協議を行うこととされており、指定予定日の概ね2か月前までに、申請書類の事前審査を受けたうえで申請を行うこととされている。当該指定に際しては、指定を行う中核市の長は都道府県と密接に連携し、指定の結果を通知することが児童福祉法で規定されている³¹ことから、富山市では指定前に富山県への事業者指定に関する申請を行い、指定に係る同意書を得てから最終的な指定を行っている。

児童福祉法第21条の5の15において、「条例で定める指定通所支援の事業及び運営に関する基準に従って適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき」は指定をしてはならないとされており、富山市では条例（富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例）の基準に応じた運営可否を含め、富山県への事業者指定に関する申請の前に、指定可否の審査を行っている。審査時のチェック事項は富山市の HP に掲載されており、例えば障害児通所支援事業所の新規指定においては、次の提出書類が規定されている。

	提出書類
1	【様式第22号】指定（更新）申請書
2	【別紙1～6】記載事項（いずれか該当するもの） 多機能型の場合、別紙7（1）、別紙7（2）も添付すること
3	法人登記簿謄本又は条例等 原本証明必要
4	【参考様式1・2】平面図・居室等面積一覧表
5	【参考様式3】設備・備品等一覧表
6	【参考様式4-1】管理者の経歴書

³⁰ <https://www.city.toyama.lg.jp/kosodate/kosodate/1016589/1003600.html>

³¹ 児童福祉法第21条の5の27など

提出書類	
7	【参考様式 4-1】児童発達支援管理責任者の経歴書、及び【参考様式 4-2】実務経験証明書、並びに資格要件を証する書類
8	【参考様式 5】障害児又はその保護者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
9	【参考様式 6-1】従業者等の勤務の体制及び勤務形態一覧表
10	【参考様式 6-2】組織体系図
11	従業者の資格を証明するもの（写し）
12	【参考様式 7】協力医療機関との契約の内容
13	【参考様式 8】主たる対象者を特定する理由等
14	運営規程
15	【参考様式 9】児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 3 項各号の規定に該当しない旨の誓約書
16	併設する施設の概要
17	事業計画書
18	収支予算書
19	損害賠償発生時の対応方法を明示する書類
20	職員の秘密保持（運営規程又は就業規則）
21	非常災害対策（運営規程又は非常災害対策計画書）
22	事業所の不動産登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等
23	【様式第 24 号の 4】事業開始届
24	【様式第 24 号の 2】業務管理体制の整備（届出区分の変更）に係る届出書
25	契約書・重要事項説明書・個人情報提供同意書
26	社会保険等及び労働保険への加入状況に係る確認票
27	障害福祉サービス等情報公表システム連絡先登録票
28	障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出

【指摘 5-2-1】	新規開設申請時の審査資料として、未発効（将来日付）の契約書の受領及び事後的な入手予定を前提とした富山県への指定同意申請の提出
【前提となる事実の説明】	<p>放課後等デイサービス施設の新規開設においては、開設日までに特定障害児通所支援事業者の指定を受ける必要がある。当該指定は富山市（中核市）が行うものであるが、指定前に都道府県の同意を得ることとされている。</p> <p>指定を受ける際には、事前に所要の申請書類を提出して審査を受ける必要がある。当該審査の一環として、協力医療機関に関する協定書（写し）や防火対象物使用開始届出書等の添付が必要とされている。</p>

【発見事項】

審査時の申請書類の一式を閲覧したところ、申請者と協力医療機関との協定書が将来日付（指定予定日である令和6年8月1日付け）で締結されたものであり、申請者から富山市への申請日（同5月29日）だけではなく、富山市が富山県に指定同意の申請を行った日（同7月12日）や富山県からの同意書日付（同7月25日）においても未発効の契約書のものであった。

また、同じく審査時の申請書類である防火対象物使用開始届出書を閲覧したところ、その届出書日付（令和6年7月16日。富山消防署検査印日付：同7月31日）が富山県への指定同意申請日より後であることから、届出書不備のまま当該申請が行われたと解される。

担当部署に聴取したところ、協力医療機関に関する協定書は富山県に指定同意の申請を行った日より前に入手したものの、その時点では将来日付で作成されたと認識したまま受領したとのことである。また、防火対象物使用開始届出書は、指定同意申請日時点では未入手であったものの、事後的に入手できることを前提に同意手続を進めていたとのことである。

【直接的な原因】

富山県への指定同意申請では審査書類の具備までは要求されないことから、契約が未発効であることや指定までの入手予定を前提に未入手であることを許容したものと解される。

【根本的な原因の分析】

本件のような「未発効の契約書（協定書）」に関して、申請書類としての有効性は審査時のチェックリストには明記されていない。この点、一般的に契約は「申し込み」と「承諾」という当事者間の合意によって成立するものとされていることから（民法第522条）契約書（協定書）日付自体は当事者間における契約の成立要件ではないかもしれないが、契約の第三者である自治体の観点からは、申請日時点で未発効の協定書は申請者が契約の義務をまだ負っていないこととなり、申請書類の証明書類として適切とは言い難い。

また、指定同意申請日時点において所要の届出書が入手されていないことは、十分な審査を行わないまま県への指定同意申請を行ったと解されかねない状況にあると考えられる。

本件に限らず、各種申請時の審査資料はそれぞれに必要性があって提出を求めるものであり、かつ、申請者から富山市への申請日（令和6年5月29日）から富山県に指定同意の申請を行った日（令和6年7月12日）までに契約書の修正（再締結）や必要書類の取得を行う時間は十分にあったものと推察されることから、担当部署としては安易な例外処理を許容せず、必要な書類具備を申請者に要求する対応を行うべきと考えられる。

ii. 支援プログラムの作成及び公表及び障害児通所支援に係る自己評価結果等公表の届出
 障害者通所支援事業者は令和6年4月1日から支援プログラムの作成及び公表が求められている。

また、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援事業においては、事業者は、提供する各サービスの質について自己評価を実施するとともに、利用する障害児の保護者からの評価を受け、その改善内容と併せて、概ね年1回以上、インターネット等の方法により公表することが求められている。

【指摘 5-2-2】	未提出事業者への継続的な働きかけ
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>富山市では、障害児通所支援事業者に対し、支援プログラムの公表状況に関する届出を令和7年3月10日を期限として、こども健康課へ提出するようメールにて依頼を実施した（依頼件数：64件）。</p> <p>その結果、期限内に提出があったのは42件、令和7年3月11日から令和7年8月28日までに提出されたのは16件、監査実施日である令和7年8月29日現在で未提出の事業者は6件であった。</p> <p>また、同様に、自己評価結果等の届出についても令和7年3月10日を期限として依頼が行われ（依頼件数：64件）期限内の提出は52件、令和7年3月11日から令和7年8月28日までの提出が6件、令和7年8月29日時点で未提出の事業者は6件であった。</p> <p>【発見事項】</p> <p>支援プログラムの届出に関しては、依頼件数に対する期限内提出率は約66%、自己評価結果等の届出については約81%であった。届出義務は各事業者に課されているが、提出期限が近づいても未提出の事業者に対しては、市が再度依頼を行うなど、確実な提出を促す対応が求められる。</p> <p>なお、支援プログラムを未提出または未公表のままとしている事業者に対しては、令和7年4月以降、障害児全員に係る所定単位数を15%減算する措置が講じられる。</p> <p>自己評価結果等の未公表についても、平成31年4月より同様の減算措置が適用されており、保育所等訪問支援については令和7年4月から減算措置が適用開始となる。</p> <p>継続的な働きかけに応じない未提出事業者に対しては、減算措置を講ずる等、厳正な対応を検討する必要がある。</p>	

iii. 第2期計画における施策の事業評価指標及び評価方法

【意見 5-2-3】	第2期計画における放課後等デイサービス事業の評価
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>第2期計画において、放課後等デイサービス事業の成果指標として「平成30年度の利用者延べ日数」が目標値として設定されている。当該目標値が設定された背景については</p>	

明確な記録が残されていないが、推察するに、利用者数の増加がサービス提供の充実を示すものと捉え、結果的にニーズへの対応が進んでいると判断された可能性がある。

しかしながら、利用者数の増加は、発達障害やその傾向を持つ児童の把握が進み支援ニーズが顕在化したこと、さらに共働き世帯の増加に伴い放課後の居場所としての需要が高まったことなど、複合的な要因に起因するものである。これらの背景により、利用者数は自然増となり、目標値は結果として自動的に達成された形となっている。

【発見事項】

このような状況下で、富山市が当該指標の達成をもって事業評価を「A」としていることについては、評価の妥当性に疑問が残る。令和6年度における利用者延べ日数の実績は見込みを上回る形で推移しており、現行の評価指標では、急増する利用者ニーズに対して、事業所が十分な受入体制を整備できているかどうかを把握することが困難である。また、児童一人ひとりに対して、専門的かつ継続的な支援が提供されているか、支援の質が担保されているかといった観点についても、現行の指標からは検証することができない。

目的達成に足るような目標値設定や自己評価の仕組みの導入・改善を促したい。

(3) 障害児童相談支援事業

事業概要

障害児について、障害児相談支援事業所が支給決定時のサービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直しを行っている。

イ) 障害児支援利用援助

通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者に対し、以下の援助を行う（児童福祉法第6条の2の2第7項）。

- 通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の利用事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した障害児支援利用計画案を作成する。
- 通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定後に、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、担当者その他の内閣府令で定める事項を記載した障害児支援利用計画を作成する。

ロ) 継続障害児支援利用援助

障害児支援利用計画が作成された通所給付決定保護者に対し、有効期間内にモニタリングを実施し、利用状況や心身の状態、環境、意向等を踏まえて計画の見直しを行い、その結果に応じた支援を提供する（児童福祉法第6条の2の2第8項）。

- 障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与する。
- 新たな通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定が必要と認められる場合にお

いて、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定に係る申請の勧奨を行う。

ハ) セルフプランの場合の援助

セルフプランとは、相談支援事業者による計画作成に代えて、利用者自身が生活課題や支援希望を整理し、必要なサービス内容を計画するものである。通所給付決定時にセルフプランが提出された障害児が、複数の指定障害児通所支援事業所から継続的に支援を受けている場合には、事業所間連携加算を活用し、保護者の同意を得た上で、支援の調整役となる事業所（以下、「コア連携事業所」という。）に対し、連携の実施を依頼する。コア連携事業所においては、セルフプランを共有し、他事業所と連携を図りながら支援を進めることが基本となる。なお、富山市においては、相談支援事業者による計画作成を原則としており、セルフプランの作成件数は少数である。

二) 事業の実施主体

(1) 「児童発達支援事業」 事業概要 口) 事業の実施主体 参照

ホ) 事務の概要

(1) 「児童発達支援事業」 事業概要 八) 事務の概要 参照

ヘ) 事業の利用者数及び決算額の推移

児童発達支援の利用者数の推移に記載の状況と同様、利用者数は、増加傾向が見られる。参考として、令和4年度から令和6年度にかけて、市が障害児童相談支援に係る支給申請について却下または取消の決定を行ったという事実はいずれの年度においてもない。

	利用者数(人)	令和6年度 決算額(千円)
令和4年度	3,493	61,748
令和5年度	3,850	74,009
令和6年度	4,359	86,159

(出典：こども健康課作成資料)

第2期計画の実施状況

該当なし

事業に関連する予算及び決算の推移、内訳

イ) 事業費の推移(3か年)

監査対象年度を含む、過去3年間の事業費の推移は次のとおりであった。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	65,421	72,216	84,210

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
決算額	61,748	74,009	86,159

(出典：こども健康課作成資料)

ロ) 監査対象年度における実績額の主な内訳

監査対象年度における本事業の歳出額(実績)の主な内訳は次のとおりであった。

科目	金額(単位：千円)	主な内容
扶助費	86,159	児童福祉法に規定された障害児相談支援給付金

(出典：こども健康課作成資料)

ハ) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・国庫支出金(障害児通所事業費負担金) 45,000千円
- ・県支出金(障害児通所事業費負担金) 22,500千円
- ・一般財源 18,659千円

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

障害児相談支援事業に関する事務の執行状況について、こども健康課担当者へ事務の概要を確認するとともに、関連法令(児童福祉法等)及び「通所給付決定事務等について」を参照の上、下記の監査手続を実施した。なお、児童発達支援事業における監査手続と重複する項目については、本記載から除外している。

No.	監査手続	抽出基準等
1	セルフプランの処理が適切に行われているか確認する。	令和6年度にセルフプランを行った者の中から3件サンプル抽出した。

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

ハ) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見として記載すべきものはない。

(4) 恵光学園管理運営事業

事業概要

イ) 施設及び指定管理の概要

i. 施設の概要

所在地	恵光学園	富山市石坂新 950 番地 1				
	こども発達支援室	富山市総曲輪四丁目 4 番 8 号				
所管部署	こども健康課					
関連条例等	富山市恵光学園条例及び同条例施行規則					
施設の目的	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項に基づき、知的障害の児童に日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供する					
施設の主な建物の概要	主な建物	建築年	耐用年数	残存年数	延床面積 (㎡)	建設費 (千円)
	恵光学園	H7	22	-	852.93	273,053
	恵光学園車庫	H7	17	-	32.00	
開園期間	休園日	12 月 29 日～1 月 3 日、土曜日、日曜日、祝日				
	開園時間	8:30～17:00				

ii. 指定管理者及び指定管理業務の概要

指定管理者	(社福)富山市桜谷福祉会					
	所在地	富山市山岸 95 番地				
	代表者	篁 尚子				
	事業概要	特別養護老人ホームの経営、幼保連携型認定こども園の経営、障害児通所支援事業、障害者相談支援事業等				
	富山市との関係	特記事項無し				
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務 上記のほか、施設の管理に関して市長が必要と認める業務 					
指定期間	5 年間（令和 3 年度～令和 7 年度）					
指定管理料	各年度の指定管理料は下記金額を基本とし、各年度の開始前に富山市と指定管理者が協議の上定める（令和 2 年度締結の基本協定書）					
	(単位：千円)					
		R3	R4	R5	R6	R7
	指定管理料	53,945	53,945	59,589	59,646	59,993

選定方法	非公募（施設の性格や設置目的、富山市の政策的な方針等に照らし、特定の団体を指定することに合理性があるため）
精算条項	無し（指定管理者が外郭団体以外であるため）

ロ) 施設の使用料及び利用者数の状況

i. 恵光学園

種別	補足説明		R2	R3	R4	R5	R6
児童発達支援センター	1日当たりの平均利用人数 (人)	1	37	37	37	34	34
児童発達支援事業	1日当たりの平均利用人数 (人)	2	8	7	7	10	10
障害者相談支援事業	相談件数(件)	3	942	684	837	280	464
保育所等訪問支援	年間延べ利用人数 (人)	4	17	47	69	84	64
日中一時支援事業	年間延べ利用人数(人)	5				1	
障害児相談支援事業	計画作成件数(件)	6	426	371	336	322	271
障害児等療育支援事業	訪問療育の訪問件数 (件)	7	40	23	26	32	39
	施設支援時の対象児童数(人)	7	724	699	703	762	705

<補足コメント>

1 児童発達支援センター

主に3～5歳の障害児を対象として月曜～金曜の日中に通園してもらい、生活訓練やプレイセラピー等を実施するものである。定員は36人だが、定員の125%（3か月平均）までは利用可能となっていることに加え、病欠や訓練等の理由により欠席児が発生することから契約者数は45人としている。平均利用者数はほぼ定員に達しておりフル稼働に近い状態である。なお、毎年、入園契約者数よりも希望者が多いため、障害の程度が軽い児童を中心に毎年5～10人程度は受入れを謝絶している。

当事業は児童福祉法に基づく「障害児通所支援事業」であり、指定管理者が国保連から「障害児通所給付費」を受領する。当事業は国の事業であるため、

指定管理業務の対象ではあるものの富山市からの指定管理料の支払いはない。

2 児童発達支援事業

主に3～5歳の障害児を対象として月に2回程度並行通園（午前中（午後）は当施設に通園し午後（午前中）は主たる保育所等に通園する）をしてもらい、日常生活動作や集団参加等の支援及び相談を行うものである。1日の定員は10人であり、100人程度が契約している。平均利用者数は概ね定員に達しており、フル稼働に近い状態である。

当事業は児童福祉法に基づく「障害児通所支援事業」であり、指定管理者が国保連から「障害児通所給付費」を受領する。当事業は国の事業であるため、指定管理業務の対象ではあるものの富山市からの指定管理料の支払いはない。

3 障害者相談支援事業

障害者相談支援事業は、障害児の家族が抱えている家庭や保育所等での悩み、福祉サービスの利用方法等について相談に乗るものである。当事業は、国の事業である「地域生活支援事業」で、「計画策定以外の基本相談業務」としており、指定管理料7,700千円を支払っている。当事業について国から富山市への補助金交付は無い。

4 保育所等訪問支援

特別支援学級等に通っている障害児が集団生活に適應できるようにするため個別に支援を行うものである。具体的には、家族の許可を得て2週間に1回程度、小学校の特別支援学級等を訪問し、障害児の学習の補助、担任教師への接し方の指導、集団生活に適應するための行動支援等を行っている。

当支援を受けるためには通所支援利用計画が必要になり、他の類似施設でも実施している。

当支援は3カ月程度が目安となるが、家族の要請で長くなることも多い。家族のニーズは高いが、通所支援利用計画の作成が要件であること、人員面で余裕がなく障害児等療育支援事業の担当者が兼務していること等から利用人数は少なめになっている。

当事業は児童福祉法に基づく「障害児通所支援事業」であり、指定管理者が国保連から「障害児通所給付費」を受領する。当事業は国の事業であるため、指定管理業務の対象ではあるものの富山市からの指定管理料の支払いはない。

5 日中一時支援事業

毎日15:00～17:00に預り保育を行うものである。当該事業は、療育を伴わない一時保育であり他の施設でも広く行われていること、預り時間が変則的かつ短いこと等利用しにくいこと等の理由で、殆ど利用実績が無くなっている。

当事業は、国の事業である「地域生活支援事業」であるが、利用実績が殆ど無いこと給付費や指定管理料は発生していない。

6 障害児相談支援事業

相談支援専門員が相談に乗りながら通所支援利用計画を作成し、関係機関との調整やサービス担当者会議の開催等を通じて障害児と家族がより良い福祉サービスを受けられるように継続支援も実施している。この事業については、指定管理者は国保連から「障害児相談支援給付費」と「計画相談支援給付費」を受領している。当事業は国の事業であるため、指定管理業務の対象ではあるものの富山市からの指定管理料の支払いはない。恵光学園では3人の職員が対応しており、フル稼働の状態になっている。

7 障害児等療育支援事業

当事業は大きく以下の活動を行っている。

外来療育： 発達の遅れが心配される乳幼児を対象に母子通園教室を開き、子供の療育について相談、支援を行う

訪問療育： 家庭や保健センターを訪問し、母親や子供の様子を確認したうえで療育に関する相談、支援を行う

施設支援： 年2回、保育所や小学校等を訪問し、教員に支援対象の児童を4人程度抽出してもらったうえで、当該児童の教育支援方法等を教員に指導する

当事業は、国の事業である「地域生活支援事業」であるが国保連から指定管理者へ給付費はなく、富山市固有の指定管理業務として指定管理料8,800千円が支払われている。また、当事業について国から富山市への補助金交付は無い。

ii. こども発達支援室（恵光学園分室）

種別	条例に定める使用料上限		R2	R3	R4	R5	R6
児童発達支援事業	1日当たりの平均利用人数（人）	1	7	8	7	10	10
障害児相談支援事業	相談件数（件）	2	521	612	837	555	885
	計画作成件数（件）	2	253	374	336	465	455
発達障害児相談支援事業	面談・電話相談件数（件）	3	194	419	457	558	533
乳幼児発達支援相談事業	延べ利用人数（人）	4	2,483	1,995	2,430	2,455	2,058
事業者のネットワークづくり事業	講師派遣や各種ワーキンググループに参加。詳細は5参照	5	5	5	5	5	5

< 補足コメント >

1 児童発達支援事業

恵光学園の「児童発達支援事業」と同じ事業である。

主に3～5歳の障害児を対象として、月に2回程度並行通園（午前中（午後）は当施設に通園し午後（午前中）は主たる保育所等に通園する）をしてもらい、日常生活動作や集団参加等の支援及び相談を行うものである。1日の定員は10人であり、100人程度が契約している。

認知度の高まり等により利用者数は増加傾向にあり、フル稼働に近い状態である。

当事業は児童福祉法に基づく「障害児通所支援事業」であり、指定管理者が国保連から「障害児通所給付費」を受領する。当事業は国の事業であるため、指定管理業務の対象ではあるものの富山市からの指定管理料の支払いはない。

2 障害児相談支援事業

相談支援専門員が相談に乗りながら通所支援利用計画を作成し、関係機関との調整やサービス担当者会議の開催等を通じて障害児と家族がより良い福祉サービスを受けられるように継続支援を行うものである。こども発達支援室では3人の従業員が対応しており、フル稼働の状態になっている。当事業は、児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業」であり、指定管理者は国保連から「障害児相談支援給付費」と「計画相談支援給付費」を受領している。当事業は国の事業であるため、指定管理業務の対象ではあるものの富山市からの指定管理料の支払いはない。

3 発達障害児相談支援

発達障害を有する子供とその保護者の相談に応じ、ライフステージに応じた必要な情報提供を行うことにより、将来自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援するものである。

恵光学園が実施している「障害児等療育支援事業」とは相談を受ける等の部分で類似点があるが、「障害児等療育支援事業」は保護者支援だけでなく支援者支援（保育所等職員への療育に関する具体的技術支援の指導等）を行っている一方で、当事業は、発達障害児のライフステージに応じた一貫支援の立場から保護者支援のみを行っている。

当事業は、国の事業である「地域生活支援事業」であるが国保連から指定管理者へ給付費はなく、富山市固有の指定管理業務として指定管理料7,700千円が支払われている。また、国から富山市に対して実績の1/2以下の補助金が交付されている。

4 乳幼児発達支援相談事業について

成長や発達が気になる乳幼児を持つ保護者からの相談に応じるとともに、こど

も発達支援室で毎日開催している遊びの教室（無料）を紹介し参加を促している。

当事業は、国の事業である「地域生活支援事業」であるが国保連から指定管理者へ給付費はなく、富山市固有の指定管理業務として指定管理料 15,400 千円が支払われている。また、国から富山市に対して実績の 1/2 以下の補助金が交付されている。

5 事業者のネットワークづくり事業

国の事業である「地域生活支援事業」であり、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関及び団体等がネットワークの強化を図り、ライフステージに応じて障害児とその保護者が安心して地域で生活できるよう、早期から切れ目のない支援を行うものである。

令和 6 年度の活動実績は次のとおりである。

- 富山市自立支援協議会で子供発達支援ワーキングを年 5 回開催
- 相談支援に係る現状と課題等を協議するワーキングを年 12 回開催
- 重症心身障害児に対する医療的ケアに関わる研修会への講師派遣 1 回
- 重症心身障害児の支援を行う関係者のネットワーク構築のため交流会を開催
- その他、関係機関の連携強化のため、関係者の会議等を開催

当事業は、国の事業である「地域生活支援事業」であるが国保連から指定管理者へ給付費はなく、富山市固有の指定管理業務として指定管理料 6,600 千円が支払われている。また、国から富山市に対して実績の 1/2 以下の補助金が交付されている。

八) 富山市の財源・事業費の状況

(単位：千円)

	令和 6 年度 決算額	主な内容
国庫補助金	3,650	児童虐待防止等総合支援事業費補助金
国庫補助金	2,434	重層的支援体制整備事業交付金
県支出金	1,825	児童虐待防止等総合支援事業費補助金
県支出金	1,217	重層的支援体制整備事業交付金
その他雑入	68	連携自治体負担分
一般財源	50,452	
a.財源合計	59,646	
委託料（指定管理料）	59,646	
b.事業費合計	59,646	

二) 指定管理施設の収入・支出の状況

i. 恵光学園

(単位：千円)

勘定科目		令和6年度 予算	令和6年度 決算	差異額	備考	
事業活動による収支	収入	障害児通所給付費収入	164,298	170,238	5,940	1
		障害児相談支援給付費収入	11,046	12,597	1,551	2
		利用者負担金収入	35	11	23	3
		特定費用収入	2,192	2,259	67	
		受託事業収入	19,542	21,244	1,702	4
		経常経費寄付金収入	100	492	392	
		その他の収入	6,400	6,958	558	
		a.収入合計	203,613	213,799	10,186	
	支出	人件費支出	163,844	162,057	1,787	5
		事業費支出	12,018	10,657	1,361	
		(うち給食費支出)	2,000	2,340	340	
		(うち水道光熱費支出)	2,351	1,929	422	
		(うち車両費支出)	2,020	1,291	729	
		事務費支出	11,839	13,654	1,815	
		(うち賃借料支出)	2,297	2,305	8	
		(うち業務委託費支出)	1,130	1,333	203	
		(うち事務用消耗品支出)	1,097	1,027	70	
		(うち修繕費支出)	750	1,413	663	
		その他の支出	2,004	2,155	151	
	b.事業活動支出計	189,705	188,523	1,182		
事業活動資金収支差額 c=a-b		13,908	25,276	11,368		
施設整備等・その他	収入	施設設備整備積立金取崩収入	7,000		7,000	
		d.施設整備等・その他の活動収入計	7,000		7,000	
	支	固定資産取得支出	15,688	16,326	638	

勘定科目		令和6年度 予算	令和6年度 決算	差異額	備考
	拠点区分間繰入金支出	4,996	1,542	3,454	
	e.施設整備等・その他の活動支出計	20,684	17,868	2,816	
	その他の活動資金収支差額 f=d-e	13,684	17,868	4,184	
g.予備費支出					
当期資金収支差額 h=c+f-g		224	7,408	7,184	

(出典：資金収支計算書)

1 障害児通所給付費収入

「障害児通所支援事業(児童発達支援センター、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業)」に係る「障害児通所給付費収入」である。サービスの利用日数や内容によって加算点数が決まっており、指定管理者が月次で利用実績を集計して国保連に請求し、国保連から入金される。

2 障害児相談支援給付費収入

恵光学園のこども発達支援室の「障害児相談支援事業」について、指定管理者が国保連から受領している「障害児相談支援給付費」及び「計画相談支援給付費」である。サービスの利用日数や内容によって加算点数が決まっており、指定管理者が月次で利用実績を集計して国保連に請求し、国保連から入金される。

3 利用者負担金収入

利用者が負担するサービス利用料である。3歳児以上は無償化されている。

4 受託事業収入

富山市外の利用者が「障害児等療育支援事業」を利用した場合に富山県から収受する給付金である。

5 人件費

恵光学園で勤務している職員の給料、賞与及び社会保険料等。令和6年度の1人当たり人件費(=人件費÷(常勤職員数27名+非常勤職員数18名))は3,601千円であり、著しく高額である等の問題は認められない。

ii. こども発達支援室(恵光学園分室)

(単位：千円)

勘定科目		令和6年度 予算	令和6年度 決算	差異額	備考
事業	収入 障害児通所給付費収入	23,249	28,249	5,000	1

勘定科目		令和6年度 予算	令和6年度 決算	差異額	備考		
		障害児相談支援給付費収入	16,949	19,432	2,483	2	
		利用者負担金収入	40		40	3	
		特定費用収入		62	62		
		受託事業収入	40,354	44,019	3,665	4	
		その他の収入	4	46	42		
		a.収入合計	80,596	91,807	11,211		
	支出	人件費支出	56,852	57,321	469	5	
		事業費支出	5,046	5,382	336		
		(うち賃借料支出)	3,325	3,324	1		
		(うち水道光熱費支出)	722	850	128		
		事務費支出	11,260	12,995	1,735		
		(うち業務委託費支出)	3,405	3,414	9		
		(うち土地・建物賃借料支出)	1,560	1,616	56		
		(うち租税公課支出)	3,676	4,828	1,152		
		その他の支出	4,172	4,173	1		
		b.事業活動支出計	77,330	79,871	2,541		
	事業活動資金収支差額 c=a-b		3,266	11,936	8,670		
	施設整備等・その他の活動による収支	収入	施設設備整備積立金 取崩収入				
			d.施設整備等・その他の活動収入計				
支出		固定資産取得支出		265	265		
		拠点区分間繰入金支出	760	586	174		
		e.施設整備等・その他の活動支出計	760	852	92		
その他の活動資金収支差額 f=d-e		760	852	92			
g.予備費支出							
当期資金収支差額 h=c+f-g		2,506	11,084	8,578			

- 1 障害児通所給付費収入
内容は「恵光学園」の記載内容と同じ
- 2 障害児相談支援給付費収入
内容は「恵光学園」の記載内容と同じ
- 3 利用者負担金収入
内容は「恵光学園」の記載内容と同じ
- 4 受託事業収入
内容は「恵光学園」の記載内容と同じ
- 5 人件費
こども発達支援室で勤務している職員の給料、賞与及び社会保険料等。令和6年度の1人当たり人件費（＝人件費÷（常勤職員数5名＋非常勤職員数7名））は4,777千円であり、著しく高額である等の問題は認められない。

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	令和4年度包括外部監査で発見された事項のフォロー	
2	現場往査を行い、仕様書に記載の各種記録（従業者記録、支援台帳、事故の状況及び処置についての記録、苦情の内容等の記録）の整備・保存状況を確認	

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1,2	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

ハ) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見として記載すべきものはない。

(5) 児童養護施設事業費（愛育園）

事業概要

イ) 施設及び指定管理の概要

i. 施設の概要

所在地	富山市西番 104 番地 1					
所管部署	こども健康課					
関連条例等	富山市立愛育園条例及び同条例施行規則					
施設の目的	保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を、心身ともに健やかに育成し、併せてその自立を支援する					
施設の主な建物の概要	主な建物	建築年	耐用年数	残存年数	延床面積 (㎡)	建設費 (千円)
	愛育園中央管理棟	H7	47	17	1,831.50	653,812
	愛育園棟	H7	47	17	1,380.91	
開園期間	24 時間稼働					

ii. 指定管理者及び指定管理業務の概要

指定管理者	(社福)富山市社会福祉事業団					
	所在地	富山市蜷川 15 番地				
	代表者	西田 政司				
	事業概要	第一種社会福祉事業(児童養護施設、養護老人ホームの運営)、第二種社会福祉事業(障害者福祉プラザ、児童館、老人福祉センターの運営等)その他社会福祉の増進のために行う事業				
	富山市との関係	外郭団体				
指定管理業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務 上記のほか、施設の管理に関して市長が必要と認める業務 					
指定期間	5 年間(令和 3 年度～令和 7 年度)					
指定管理料	各年度の指定管理料は下記金額を基本とし、各年度の開始前に富山市と指定管理者が協議の上定める(令和 2 年度締結の基本協定書)					
	(単位:千円)					
		R3	R4	R5	R6	R7
	指定管理料	76,802	77,110	78,102	78,102	78,410
選定方法	非公募(児童と高齢者への対処を同時に行える能力及び経験が必要とされるため)					
精算条項	有り(指定期間の各年度に要した施設管理費の合計額が、指定期間の各年度分として支払った指定管理料の合計額を下回った場合は、指定管理者はその					

	差額を富山市に返還する)
--	--------------

ロ) 利用者数の状況

富山県内には、児童養護施設が3施設(富山市立愛育園、高岡愛育園、ルンビニ園)存在し、当施設以外は民営である。児童養護施設は、児童相談所の判断に基づき都道府県知事が入所措置を行っており、3つのどの児童養護施設に入所措置を行うかは富山県(児童相談所)が判断している。

愛育園の定員は50名であり、令和6年度末の入所率は32%となっている。令和6年度末入所者数の内訳は、小学生7名、中学生7名、高校生2名であり未就学児は入所していない。愛育園の入所者数は漸減傾向にあるが、これは少子化により子供の数が減っていることに加え、低学年の子どもは里親制度を優先する方針になってきていること等が原因と考えられる。

(単位:人)

	R2	R3	R4	R5	R6
入所者数	1	1	2	7	1
退所者数	3	2	6	3	7
年度末入所者数	23	22	18	22	16

ハ) 富山市の財源・事業費の状況

(単位:千円)

	令和6年度 決算額	主な内容
国庫補助金	154	子育て支援事業費補助金
県支出金	115,427	児童養護施設負担金
諸収入	1,366	愛育園職員等給食収入
市債	5,200	公共施設等適正管理推進事業
一般財源	110,331	
a.財源合計	232,478	
給料	48,246	園長、保育士等の派遣職員の給料
職員手当等	13,471	派遣職員の職員手当
委託料	88,057	管理運営委託料 79,542千円、施設設備の更新 8,515千円
使用料及び賃借料	737	公用車のリース(2台)
負担金補助及び交付金	81,967	管理運営費補助金、派遣職員人件費補助金 指定管理者が外郭団体であるため、富山市は指定管理業務に係る職員人件費を指定管理

	令和6年度 決算額	主な内容
		料ではなく補助金で支払っている。なお、当該補助金は実際の職員人件費と整合するよう毎年度末に精算されている。
b.事業費合計	232,478	

二) 指定管理施設の収入・支出の状況

(単位：千円)

勘定科目		令和6年度 予算	令和6年度 決算	差異額	備考	
事業活動による収支	収入	市補助金事業収入	102,464	81,966	20,497	1
		市受託料事業収入	79,542	79,542		2
		その他の収入	2	56	54	
		a.収入合計	182,008	161,564	20,444	
	支出	人件費支出	101,622	80,334	21,288	3
		事業費支出	49,270	37,385	11,885	4
		(うち給食費支出)	15,959	9,400	6,559	
		(うち水道光熱費支出)	18,288	17,221	1,067	
		(うち教育指導費支出)	8,227	5,109	3,118	
		事務費支出	21,692	20,752	940	5
(うち業務委託費支出)		16,761	16,455	306		
b.事業活動支出計	172,584	138,471	34,113			
事業活動資金収支差額 c=a-b		9,424	23,094	13,670		
その他の活動による収支	収入	d.その他の活動収入計				
	支出	退職手当積立基金預け金支出	2,182	1,873	309	
		法人管理費	7,240	7,240		6
		受託料等留保金		13,981	13,981	7
e.その他の活動支出	9,422	23,094	13,672			

勘定科目		令和6年度 予算	令和6年度 決算	差異額	備考
	計				
	その他の活動資金収支差額 f=d-e	9,422	23,094	13,672	
g. 予備費支出		2		2	
当期資金収支差額 h=c+f-g					

< 補足コメント >

1 補助金収入(富山市)

指定管理者が外郭団体であるため、指定管理者は指定管理業務に係る職員人件費を指定管理料ではなく補助金で受け取っている。なお、当該補助金は実際の職員人件費と整合するよう毎年度末に精算されている。

非常勤職員の人件費が予算策定時の見込みより 17,639 千円減少したため、これに連動する形で補助金も減少している。

2 指定管理料(富山市)

内容は、「イ）指定管理者及び指定管理業務の概要」を参照

3 人件費

令和6年度において愛育園で勤務している従業員の内訳は次のとおりである。

(単位：人)

	施設長	事務員	保育士	児童指導員	その他
市派遣職員	1	2	7		1
プロパー職員				9	
嘱託等職員(臨時含む)				3	3
合計：	1	2	7	12	4

令和6年度の1人当たり人件費(=人件費÷(プロパー職員数+嘱託等職員数))は5,356千円であり、著しく高額である等の問題は認められない。

4 事業費

事業費支出の主な内訳は、給食費支出、水道光熱費支出及び教育指導費支出である。

給食費支出は、愛育園における入所者及び職員の給食提供に係るものである。指定管理者は、入所者への給食サービスに関する給食調理業務委託料を、同一施設内に所在する慈光園へ按分する際、施設設立当初の職員比率を基準としている。なお、当該支出には外部委託業者の固定費相当(人件費等)は含まれておらず、これらは別途業務委託料(5参照)として支出されている。入所者数の減少に伴い、給食費支出は予算策定時の見込み額と比較して6,559千円の減額となった。

令和4年度の包括外部監査においては、施設所管課に対し、給食調理業務委託

料の按分比率について、現行の給食サービス利用者数等の実態に即した基準への見直しが望まれる旨の意見が付されている。これを受け、富山市では次回の指定管理開始時までに見直しを行う方針としているが、令和6年度においては改善状況の確認には至っていない。

水道光熱費支出は、電気料、ガス代、上下水道料等が含まれる。使用料の減少により、水道光熱費支出は予算策定時の見込みより1,067千円減少している。

教育指導費支出は、入所者の通学用定期代、授業料、教材費、給食費、被服費等である。入所者の減少により、教育指導費支出は予算策定時の見込みより3,118千円減少している。

5 **事務費**

事業費支出の主な内訳は、給食調理業務委託料である。

6 **法人管理費**

指定管理者は、富山市が設置する公の施設（障害者福祉プラザ、愛育園、慈光園、児童館、老人福祉施設）に係る指定管理業務のみを実施している。各施設に直接関連する人件費及び管理経費については、施設単位で集計されているが、本部事務局に係る人件費及び経費については、法人管理費として総額を各施設へ配賦している。なお、当該法人管理費の配賦にあたっては、従来同一の配賦率が用いられているものの、その算定根拠は明確ではない。

7 **受託料等留保金**

指定管理者は外郭団体であり、基本協定書において、指定管理期間の最終年度における精算に関する条項が規定されている。これに基づき、令和7年度の指定管理最終年度まで、受託料留保金として当該精算額が繰越処理される予定である。

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	令和4年度包括外部監査で発見された事項のフォロー	
2	職員配置基準や施設運営に関する基準の順守状況、指定管理業務に関する会計処理の妥当性の検証等	
3	施設設備の更新に関する委託料について、契約から支払いまでの一連の資料を閲覧	自動火災報知設備更新等業務委託、非常放送設備等更新業務委託、プレハブ冷凍・冷蔵庫更新等業務委託

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	令和4年度包括外部監査での指摘事項に対する対応が適切に行われていない。	【意見 5-5-1】
2,3	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

ハ) 指摘事項及び意見

【指摘 5-5-1】	法人管理費の配賦基準の見直し
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>令和4年度包括外部監査において、愛育園の法人管理費に関し、次のような指摘がなされた。</p> <p>指定管理者は、本部事務局の件費や経費を法人管理費として各指定管理施設へ配賦しているものの、その配賦基準については長年同一の配賦率を用いており、算定根拠が明確でない状況であった。施設所管課において、法人管理費の配賦基準を活動実態に即した適正な方法に見直すよう、指定管理者に対して指導する必要があると指摘されている。</p> <p>【発見事項】</p> <p>指定管理者制度を所管する行政経営課では、指定管理者の収支状況を事業計画と実績の比較により評価できるよう「指定管理者による公の施設の管理状況に関する評価表」を改訂したほか、「指定管理者モニタリングレポート」の活用、さらに外部専門家が委員となっている「富山市公の施設指定管理候補者選定委員会」での意見聴取等を通じ、指定管理業務に係る収支の精査の実効性向上に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、これらの取組は主として収支差額のモニタリングにとどまっており、法人管理費の配賦基準そのものの妥当性を検証する仕組みには至っていない。</p> <p>法人管理費の配賦基準について、指定管理者に対し算定根拠を明確化したうえで合理的な基準へ見直すよう指導するとともに、所管課においても確認体制の強化を図る必要がある。併せて、行政経営課は収支差額の確認にとどまらず、配賦基準そのものの妥当性を評価対象に含めるなど、モニタリング手法の拡充を進めることが求められる。</p>	

(6) 妊産婦・乳児健康診査費

事業概要

すこやかな子どもを産み育てるため、妊産婦・乳児を対象とした各健診を医療機関に委託して実施する。また、妊婦に母子健康手帳を交付する。妊産婦・乳児健康診査費は、下記イ) から に示す複数の小事業により構成されているが、本監査においては「i.妊婦一般健康診

査」のみを対象としているため、その他の事業に関する詳細な記述は本報告では省略する。

イ) 事業概要

i. 妊婦一般健康診査(全14回)

妊婦及び胎児の健康管理の充実を目的として、健康診査の実施に係る費用を助成するものである。対象者は、健康診査受診日に富山市に住民登録がある妊婦とし、母子健康手帳交付時に併せて交付する「妊婦一般健康診査受診票兼健康診査費請求書」(以下、「受診票」という。)を活用して助成を行う。

健康診査の実施については、富山県医師会に委託し、同医師会に所属する産婦人科医が従事する県内医療機関において実施する。また、同医師会に所属する医師のいない県内の総合病院に対しても、個別に委託契約を締結した上で実施可能とする。

助成の方法は、妊婦が受診票(14回分)を医療機関に提出し、受診票記載の補助額を健診費用から控除することで行う。医療機関等は、当該診査費用を委託契約に基づき富山市へ請求する。

富山市においては、妊婦一般健康診査に係る情報の適正な管理及び助成対象者の確認を目的として、医療機関から郵送された受診票に記載された検査回数、検査内容及び結果等の情報を情報システム課にて入力し、住民基本台帳ネットワークシステムとの照合を実施している。これにより、受診日時点における妊婦の住民登録状況を確認し、助成対象の適否を判定している。入力後に判明したエラー(例:受診日時点で富山市に住民票がない等)については、こども健康課が対応し、必要に応じて翌月に過誤精算を行う。

なお、医療機関への支払いは国保連を通じて実施しており、富山市では、受診票の枚数と国保連から送付される「健康診査費等請確定額通知書」に記載された件数との照合を行っている。

ii. 妊婦精密健康診査(必要な場合に1回)

iii. 乳児一般健康診査(2回)

iv. 乳児精密健康診査(必要な場合に1回)

v. 産婦健康診査(2回)

vi. 新生児聴覚検査(1回)

vii. 多胎妊娠の妊婦健康診査(5回まで)

viii. 低所得妊婦の初回産科受診料(1回)

ix. 母子健康手帳の交付

ロ) 事業費の推移

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	354,640	353,308	334,177
決算額	334,584	314,228	320,965

八) 令和6年度の事業費の主な内訳

(単位：千円)

	令和6年度 決算額	主な内容
需用費	2,504	母子健康手帳購入、健診受診票作成
役務費	3,706	請求審査手数料、助成決定通知送付
委託料	295,585	健康診査、検査委託料
負担金	235	請求・支払システム改修負担金
扶助費	6,182	県外医療機関受診の償還
償還金	12,753	前年度国庫補助金の償還
合計：	320,965	

二) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・国庫支出金（母子保健衛生費補助金） 12,332 千円
- ・一般財源 308,633 千円

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年実績
【 -1-1 母子健康手帳・ママ手帳の交付】	3,142 冊(全妊婦に交付)	継続実施	2,469 冊(全妊婦に交付)
【 -1-2(1) 妊産婦健康診査(妊婦健康診査)】	80.0%	継続実施	81.2%
【 -1-2(2) 妊産婦健康診査(産婦健康診査)】	2週間健診 91.5%、1か月健診 97.2%	継続実施	2週間健診 90.1%、1か月健診 91.3%
【 -1-6(1) 乳幼児健康診査の実施(乳児一般健康診査)】	75.9%	80.0%	75.3%

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年実績
査)】			
【 -1-30 新生児 聴覚検査】	99.8%	継続実施	2,232件(報告書作成 日時時点で受診率未確 定)

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	業務に係る概況、業務フローの把握	
2	委託料支払いに係る支出負担行為書、支出命令書、国保連から届く「健康診査費等請求確定額決定書」及び関連資料の閲覧	令和6年度任意の1月

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1~2	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

ハ) 指摘事項及び意見

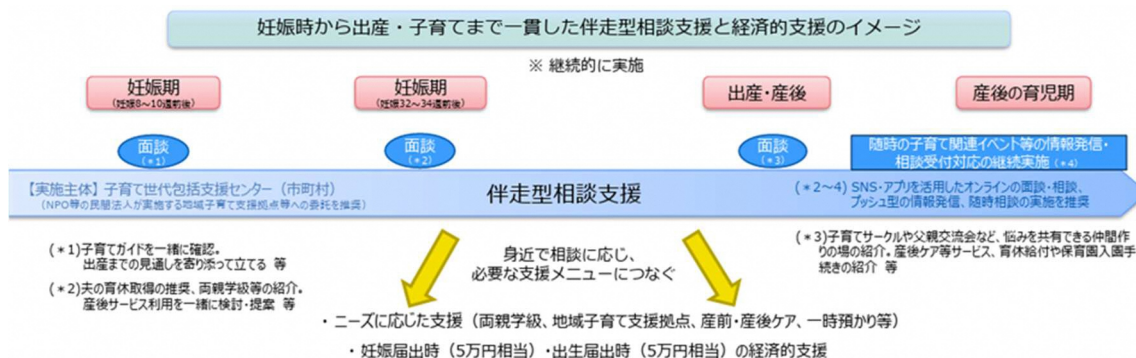
指摘事項及び意見として記載すべきものはない。

(7) 出産・子育て応援事業

事業概要

近年、核家族化の進行や地域社会との関係性の希薄化に伴い、妊婦及び子育て世帯が孤立感や不安を抱えるケースが増加している。すべての妊婦及び子育て世帯が安心して出産・育児に臨める環境の整備は、喫緊の課題である。

この課題に対応するため、令和4年10月に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき、令和4年度に「出産・子育て応援交付金事業」が創設された。本事業では、妊娠期から出産・育児期に至るまで、継続的かつ身近な相談支援を提供する「伴走型相談支援」と、妊娠時及び出産後にそれぞれ5万円(計10万円相当)を給付する「経済的支援」が一体的に実施されている。



（出典：厚生労働省 子ども家庭局総務課 少子化総合対策室）

本事業は市町村が実施主体となっており、富山市においては次のとおり運用している。

【伴走型相談支援】

以下の時期において、保健師等の専門職員による個別面談を実施し、妊産婦の状況に応じた支援を行っている。面談は、市内7か所の保健福祉センター、まちなか総合ケアセンター及びこども健康課にて実施している。

- 妊娠届出時
- 妊娠8か月頃（アンケート実施、希望者は面談実施）
- 出産後4か月以内

富山市においては、妊産婦や子育て家庭に対するアセスメントを段階的に実施しており、まず面談時に独自に作成したチェックシートを活用することで、支援の必要性がある可能性のある対象者を抽出している。その後、面談を通じて個別支援が必要と判断された妊産婦については、地区担当者へ引き継ぎを行い、所管の保健福祉センターにおいてケースカンファレンスを実施した上で、地区担当者が支援プランに基づき継続的な支援を行っている。

面談記録については、面談を実施した各保健福祉センター等において紙媒体で保管しているが、要支援者に関する情報については、「児童家庭相談・育児サポートシステム」に面談の実施日及び実施状況等を入力し、面談記録はスキャンの上、同システム上に保存している。

【経済的支援】

伴走型相談支援に加え、以下の経済的支援を実施している。

支援内容	給付額	給付時期
出産応援ギフト	妊婦1人あたり5万円	妊娠届出時の面談後
子育て応援ギフト	子ども1人あたり5万円	出産後の面談後

申請は原則として「富山県電子申請サービス」を通じて受け付けているが、電子申請が困

難な場合には紙申請も認めている。申請内容は、住民基本台帳ネットワークシステム及び面談記録と照合のうえ、対象者へ現金給付を行っている。

なお、電子申請においては、重複申請を防止するため、担当者によるダブルチェック体制を導入している。

イ) 事業費の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和4年度から 5年度へ繰越	令和5年度	令和6年度
当初予算額	320,756	184,715	386,531	294,125
決算額	120,840	149,532	292,370	316,263

ロ) 令和6年度の事業費の主な内訳

(単位：千円)

	令和6年度 決算額	主な内容
職員報酬	15,635	専任職員（会計年度任用職員）配置
職員手当等	5,860	同上
共済費	3,399	同上
費用弁償	411	同上
需用費	325	案内リーフレット、決定通知、封筒作成
役務費	1,168	案内・通知郵送、振込手数料
負担金補助及び交付金	231,200	経済的支援（応援ギフト）給付
償還金	58,265	令和4年度及び令和5年度国庫補助金の償還
合計：	316,263	

ハ) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・国庫支出金（出産・子育て応援交付金） 168,533千円
- ・県支出金（富山県出産・子育て応援交付金） 45,199千円
- ・その他雑入（雇用保険料戻入） 132千円
- ・一般財源 102,399千円

伴走型相談支援の市の負担率は1/4、経済的支援の市の負担率は1/6と法定化されてい

るが、令和6年度は市の事業負担分に加えて、令和4年度及び令和5年度の補助金精算に伴う国への償還金(58,265千円)が発生しているため、一般財源の負担額が大きくなっている。

第2期計画の実施状況

第2期計画策定後に事業を開始したため、該当なし

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	業務に係る概況、業務フローの把握	
2	伴走型相談支援事業の面談体制、面談実施率、面談記録等の保存状況等を確認	令和6年度任意の1月
3	経済的支援事業の現金給付に関する書類を閲覧	令和6年度任意の1月

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1,3	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
2	1件の発見事項が検出された。	【意見5-7-1】

ハ) 指摘事項及び意見

【意見5-7-1】	出産・子育て支援事業の妊娠後期面談実施にあたってのアンケート回答率
<p>【前提となる事実の説明】</p> <p>こども家庭庁が策定する「妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)ガイドライン(令和7年3月)」では、妊娠後期の面談(第2回目)については、出産が近づき、悩みや不安の内容が妊娠初期より明確になり、不安の度合いが高まる妊婦もみられることから、対象者全員に対して可能な限り対面で面談を行うことが望ましいとされている。</p> <p>富山市においては、こども家庭庁が示すガイドラインに基づき、妊娠届出時、妊娠8か月頃、及び出産後の3つの時期において、計3回の面談を実施している。</p> <p>このうち、第1回目の面談(妊娠届出時に実施)及び第3回目の面談(出産後に実施)は経済的支援と関連しており、面談実施率は限りなく100%に近い水準となっているが、第2回目のアンケート(妊娠8か月頃に母子健康手帳アプリを通じたアンケート形式で情</p>	

報収集を行っている。アンケート内で面談を希望した者に対しては、対面による面談)の回答率は43.4%となっていた。

【発見事項】

経済的支援と関連性のある第1回目・第3回目の面談と異なり、面談を行うインセンティブが相対的に下がることが想定される第2回目の面談に関して、実施比率が高まるための何らかの施策を採ってはどうか。

【直接的な原因】

アンケート回答率が43.4%と低い水準にある要因については定かではないが、2回目の面談の実施については、経済的支援と連動していないことが一つの要因と考えられる。

【根本的な原因の分析】

第2回目の面談に関して経済的支援と関連付けを行う場合には富山市独自の財源確保を伴うことになるが、そうではなく、例えば、面談を通じて妊娠後期の悩みに即したサポートが可能である点などを提示することにより、回答率を高めることも可能ではないかと考えられる。

(8) 所管課における監査結果のサマリー

対象 部署	監査の着眼点	監査結果			摘要
		指摘 事項	意見	発見 なし	
こども健康課	(1) 所管課において、事業実施にあたっての財源は確保されているか。				
	(2) 事業の事務処理手続が法令等に準拠し適切に実施されているか(合規性)。				【指摘5-2-1】 【指摘5-2-2】
	(3) 事業に係る費用支出は無駄なく適切か。契約や調達が競争性をもって行われているか(経済性)。				
	(4) 予算・人材の制約がある中で、必要なサービスが提供されているか。認定、補助金交付がスムーズに行われているか(効率性)。				【意見5-1-1】
	(5) 事業の施策が市民のニーズに込えているか。施策の成果指標の設定・評価方法は妥当か(有効性)。				【意見5-2-3】
	(6) 補助金の交付要綱が整備され、同要綱に従い補助金の財務事務が適切に執行されているか(合規性)。				
	(7) 対象事業の指導監査は適切に実施されているか。				【意見5-1-2】
	(8) 過年度包括外部監査の指摘事項・意見に対する措置は適切か(合規性)。				【指摘5-5-1】
	(9) その他				【意見5-7-1】

5. まちなか総合ケアセンター

(1) 施設の概要

所在地	富山市総曲輪四丁目4番8号		
所管部署	まちなか総合ケアセンター		
関連条例等	富山市まちなか総合ケアセンター条例及び同条例施行規則		
施設の目的	<p>子育て支援や、在宅医療、地域コミュニティ（ソーシャルキャピタル）の醸成などを推進するための事業を展開し、乳幼児から高齢者、障害者を含む、全ての地域住民が安心して健やかに生活できる健康まちづくりを推進する。</p> <p>さらに、総曲輪レガートスクエア内の民間施設と共同事業を展開し、行政や大学、企業、NPO法人、地域住民などが一体的、持続的に健康まちづくりに取り組む仕組みを創出することを目指す。</p>		
施設の主な建物の概要	主な建物	建築年	延床面積(m ²)
	まちなか総合ケアセンター	H29	2446.61
使用時間及び休館日	名称	使用時間	休館日
	産後ケア応援室	午前0時(1月4日は午前9時30分)から午後12時(12月28日は午後1時)まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
	病児保育室	午前7時30分から午後7時まで	・土曜日、日曜日及び休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 産後ケア応援室事業費

事業概要

母子保健法第17条の2第1項では、市町村に対して、分娩施設退院後から出産後1年未満に、病院、診療所、助産所等、または対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となって母子への支援を行うことを求めている。この支援は、母親の身体的回復と心理的安定を促進し、母親自身がセルフケア能力を育むこと、さらに母子の愛着形成を促すことによって、母子及びその家族が健やかに育児を行えるようにすることを目的としている。

支援の内容としては、母親に対する身体的ケアをはじめ、適切な授乳の実施を支援するケア、心理的なケアの提供、育児手技に関する具体的な指導及び相談対応が含まれる。また、家族など身近な支援者との関係調整や、地域で育児を行うために必要な社会資源の紹介なども行われる。

富山市では、まちなか総合ケアセンター内に設置された産後ケア応援室において、出産退

院直後から産後 4 か月までの母子を対象に、心身のケアや育児支援を実施している。この取組みにより、母親のセルフケア能力の向上を図り、安心して育児に取り組める環境の整備が進められている。

母子保健法第 17 条の 2 に基づく産後ケア事業に関する市町村の努力義務の対象時期は、現在「産後 1 年未満」とされているが、法令に位置づけされる令和 3 年 4 月 1 日以前の産後ケア事業ガイドラインにおいては、「産後 4 か月以内」であった。まちなか総合ケアセンターは平成 29 年に建設されたことから、産後ケア応援室においても以前の基準である「産後 4 か月以内」を対象として整備されており、現行の基準である「産後 1 年未満」を対象とするには、安全面において課題があるため、現時点では対応できていない。これを踏まえ、富山市では令和 6 年 7 月より民間病院等への事業委託を開始し、「産後 1 年未満」の利用者も受入可能な体制を整備した。

イ) 事業の利用者数の推移

(単位：延人数(人))

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
宿泊	265	309	317
デイケア	304	217	219
教室	268	220	188

ロ) 事業費の推移

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	79,665	83,525	90,284
決算額	73,304	77,463	87,441

ハ) 令和 6 年度の事業費の内訳と主な内容

(単位：千円)

	令和 6 年度 決算額	主な内容
報酬	37,458	専任職員(会計年度任用職員)配置
職員手当等	12,049	同上の期末手当、勤勉手当
共済費	7,077	同上の社会保険料
報償費	490	報奨金
旅費	1,321	通勤手当
需用費	6,442	食糧費、水道光熱費など

	令和6年度 決算額	主な内容
役務費	411	手数料、通信運搬費
委託料	2,454	清掃業務委託など
使用料及び賃借料	2,527	駐車場借上料、寝具等のリース代
備品購入費	217	庁用器具費
負担金補助及び交付金	0	負担金（日本母性衛生学会総会・学術集会）
合計：	70,446	

：令和7年3月にこども家庭庁が公表した「産後ケア事業ガイドライン」においては、産後ケア事業の実施に際し、賠償責任保険への加入が望ましいとされている。事業費の内訳には保険料の支出は含まれていないものの、当該事業の実施にあたり富山市福祉保健部において、賠償責任保険に加入している旨の回答を担当者より得た。

二) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

- ・国庫支出金（母子保健衛生費補助金） 45,141 千円
- ・使用料及び手数料（産後ケア応援室使用料） 3,971 千円
- ・諸収入（雇用保険料戻入金） 293 千円

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年実績
【 -2-11 助産師 ほっとライン（ママ サポートダイヤル）】	事業未実施（令和元 年7月開始）	継続実施	426件
【 -1-5 産後ケア 事業】	宿泊（延べ人数：287 人）、デイケア（延べ 人数：237人）	継続実施	宿泊（延べ人数：317 人）、デイケア（延べ 人数：219人）

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	「産前・産後サポート事業ガイドライン」「産後ケア事業ガイドライン」の閲覧。市のマニュアル、利用者ご	

No.	監査手続	抽出基準等
	との支援者台帳の閲覧	
2	事業の評価方法(利用者へのアンケート調査、実施担当者からの報告等)や事業の評価指標(利用実人数、延べ人数)の確認	
3	事業費(人件費、委託費、報償金、食糧費、借上料)の支出に関する手続きの実施	令和6年度任意の1月
4	利用料(産後ケア応援室使用料)の設定、収受に関する手続きの実施	令和6年度任意の1月

ロ) 手続きの結果

No.	結果/結論	備考
1	市のマニュアル、利用者ごとの支援者台帳が作成されていることを確認した。逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
2	産後ケア応援室の利用実態に関し、意見を記載している。	【意見 6-2-1】 【意見 6-2-2】
3	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	
4	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

ハ) 指摘事項及び意見

i. 事業の利用者数の推移

【意見 6-2-1】	産後ケア応援室の利用実態と今後の課題
<p>富山市の令和6年出生数は2,326人で年々減少傾向が続いている中、産後ケア応援室の令和6年度利用実人数は241人で、開設当初から概ね継続的に増加している。産後ケア応援室の利用人数としてまちなか総合ケアセンターが想定している出生数の1割程度(こども家庭庁のデータに基づき、産後1ヶ月時点での産後うつ等のハイリスク者の割合が9~10%であること、産後数ヶ月のうちに発症する周産期うつ病の頻度が10~15%であることを参考としたもの)を達成しており、順調に利用が伸びてきていると推定できる。</p> <p>一方で、令和6年度における産後ケア応援室の宿泊利用泊数は394泊、デイケア利用日数は219日であり、それぞれの年間稼働日数で除した場合の居室利用率は64%となり、利用促進を図る余地があると考えられる(居室の清掃や環境整備など受け入れ準備のための</p>	

時間を要することからこのような算定は一概に適切とは言えないものの、簡易的な方法として算出したものである。

令和6年7月より民間病院等へ産後ケア事業が拡充されたことにより、利用者が分散され産後ケア応援室の利用者が減少することも想定されることから、今後の利用者数の増加もしくは維持に向けて、事業のより一層の周知が望まれる。

周知の方法としては、こども家庭庁が公表している「産後ケア事業ガイドライン」に示されているとおり、子ども家庭センター等による伴走型相談支援の面会の機会を通じて支援を必要とする母親等への積極的な案内を行うことが求められる。くわえて、妊婦健康診査や産婦健康診査を実施している医療機関に対しても協力を依頼し、支援が必要と判断される方に対して産後ケア事業の利用を促すことも重要である。富山市においても実施しているとのことであるが、実施の更なる強化が必要と考える。

また、市民税非課税世帯やひとり親世帯に対しては利用者負担額の1/2が、生活保護世帯に対しては3/4が、市によってそれぞれ助成される利用料減免制度が設けられているが、令和6年度においては当該制度の利用実績がほとんどみられなかった。該当世帯の出生数は不明であるものの、利用料の負担が利用の障壁になっている可能性や、制度の周知が十分でない可能性も考えられるため、真に支援を必要とする世帯に対して、制度の活用を促す工夫も必要ではないかと考える。

ii. 第2期計画の事業評価指標

【意見6-2-2】	産後ケア事業の事業評価指標
<p>令和6年度における産後ケア応援室の利用実績が定員に対して伸び悩んでいる状況については、【意見6-2-1】に記載のとおりである。一方、第2期富山市子ども・子育て支援事業の事業評価においては、当該事業が継続して実施されていることをもって、A評価(事業が計画どおり進捗している)が付されている。</p>	
<p>しかしながら、令和元年度の母子保健法改正により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市町村の努力義務とされたことを踏まえると、事業が継続していることのみをもって計画どおり進捗していると評価することは適切ではないと考えられる。</p>	
<p>なお、こども家庭庁が公表している「産後ケア事業ガイドライン」では、事業評価における指標例が示されており、今後の評価にあたってはこれらを参考とすることが望まれる。</p>	
<p>アウトプット指標</p>	
<ul style="list-style-type: none">● 妊娠中の保健指導において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている● こども家庭センターにおける母子健康手帳交付時に産後ケア事業について説明した割合	

- 精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある

アウトカム指標

- 産後ケア事業の認知度
- 産後ケア事業の利用率（利用実人数、延べ人数）
- 子育てに不安等を抱えている母親のうち産後ケアを利用した者の割合
- 産後1か月時点での、産後うつによるハイリスク者の割合
- 妊娠・出産について満足している者の割合
- この地域で子育てをしたいと思う親の割合
- ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合

(3) 病児・病後児保育事業費

事業概要

地域に居住する乳幼児を対象として、発熱等の急性症状により体調を崩した場合に、まちなか総合ケアセンター内の病児保育室において、看護師等の専門職が保育看護を行う事業を実施している。この病児保育事業では、乳幼児の健康状態や保育の必要性に応じて、以下の3つの形態に分類された支援が提供されている。

まず、「病児対応型」は、症状の急変が認められないものの、病気の回復期には至っておらず、集団保育が困難な状態にある乳幼児を対象として、専用スペースで一時的に保育看護を行うものである。次に、「病後児対応型」は、病気の回復期にあるものの、依然として集団保育が困難な乳幼児を対象に、同様に専用スペースで一時的に保育看護を行うものである。さらに、「お迎え型」は、保育施設等で体調不良となった乳幼児を病児保育室へ送迎し、保育看護を行う形態である。

これらの事業は、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的としており、地域における子育て支援体制の一環として重要な役割を果たしている。

イ) 事業費の推移

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	44,248	52,585	57,956
決算額	50,020	55,669	59,496

ロ) 令和6年度の事業費の内訳と主な内容

(単位：千円)

	令和6年度 決算額	主な内容
報酬	8,413	専任職員（会計年度任用職員）配置
職員手当等	2,943	同上の期末手当、勤勉手当
共済費	1,840	同上の社会保険料
旅費	362	通勤手当、出張旅費
需用費	1,404	食糧費、水道光熱費、消耗品費など
役務費	448	手数料、通信運搬費、保険料
委託料	1,211	清掃業務委託など
使用料及び賃借料	1,403	お迎え型病児保育のタクシー代、寝具等のリース代
負担金補助及び交付金	34	負担金（研修会参加費、年会費）
償還金利子及び割引料	340	償還金
合計：	18,398	

八) 監査対象年度における歳入の主な財源

監査対象年度における本事業に関連する財源は次のとおりであった。

・国庫支出金（子ども・子育て支援交付金）	9,825 千円
・県支出金（子ども・子育て支援交付金）	7,949 千円
・使用料及び手数料（病児保育室使用料）	1,838 千円
・諸収入（雇用保険料戻入金等）	114 千円

第2期計画の実施状況

事業	基準年度実績 (平成30年度)	事業目標 (令和6年度)	令和6年実績
【 -1-7 病児・病後児保育の推進】	病児・病後児対応型 (5か所) お迎え型 (2か所)のうち の1か所	病児・病後児対応型 (7か所) お迎え 型(3か所)のうち の1か所	病児・病後児対応型 (12か所) お迎え型 (5か所)のうち の1か所

監査手続の結果並びに指摘事項及び意見

イ) 監査手続及びサンプル抽出基準等

No.	監査手続	抽出基準等
1	「富山市まちなか総合ケアセンター病児保育室業務マニュアル」の閲覧	

No.	監査手続	抽出基準等
2	事業の評価方法(利用者へのアンケート調査、実施担当者からの報告等)や事業の評価指標(利用実人数、延べ人数)の確認	
3	事業費(人件費、委託費)の支出に関する手続の実施	令和6年度任意の1月
4	利用料(病児保育室使用料)の収受に関する手続の実施	令和6年度任意の1月

ロ) 手続の結果

No.	結果/結論	備考
1~4	逸脱事項は検出されず、適切に処理が行われていると判断した。	

ハ) 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見として記載すべきものはない。

(4) 所管課における監査結果のサマリー

対象 部署	監査の着眼点	監査結果			摘要
		指摘 事項	意見	発見 なし	
まちなか総合ケアセンター・こども保育課・こども健康課	(1) 所管課において、事業実施にあたっての財源は確保されているか。				
	(2) 事業の事務処理手続が法令等に準拠し適切に実施されているか(合規性)。				
	(3) 事業に係る費用支出は無駄なく適切か。契約や調達が競争性をもって行われているか(経済性)。				
	(4) 予算・人材の制約がある中で、必要なサービスが提供されているか。認定、補助金交付がスムーズに行われているか(効率性)。				
	(5) 事業の施策が市民のニーズに応えているか。施策の成果指標の設定・評価方法は妥当か(有効性)。				【意見 6-2-1】 【意見 6-2-2】
	(6) 補助金の交付要綱が整備され、同要綱に従い補助金の財務事務が適切に執行されているか(合規性)。				
	(7) 対象事業の指導監査は適切に実施されているか。				

対象 部署	監査の着眼点	監査結果			摘要
		指摘 事項	意見	発見 なし	
	(8) 過年度包括外部監査の指摘事項・意見に対する措置は適切か(合規性)。				
	(9) その他				